

# 水源開発問題全国連絡会 第9回総会資料

2002年2月8日 SUICEMEM DAYORI No.19

水源開発問題全国連絡会 ◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201  
TEL:03-5211-5428 FAX:03-5211-5539  
郵便番号 06170-4-766559  
ホームページ http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm

**黒部川・利根川両流域の力強い訴え！  
全国集会・第8回水源連総会 報告**



目次

- 1 日田地区と黒部川流域の現状
- 6 黒部川流域の現状
- 7 黒部川流域の現状
- 12 黒部川流域の現状
- 14 黒部川流域の現状
- 15 黒部川流域の現状
- 19 黒部川流域の現状
- 22 黒部川流域の現状
- 24 黒部川流域の現状
- 26 黒部川流域の現状
- 29 黒部川流域の現状
- 35 黒部川流域の現状
- 41 黒部川流域の現状
- 44 黒部川流域の現状
- 47 黒部川流域の現状

2002年5月31日 SUICEMEM DAYORI No.20

水源開発問題全国連絡会 ◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201  
TEL:03-5211-5428 FAX:03-5211-5539  
郵便番号 06170-4-766559  
ホームページ http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm

**利根川改修で治水可能**

八代市長「中島氏初当選」

利根川改修で治水可能

利根川改修で治水可能

利根川改修で治水可能

利根川のこの涙のために

市立立法、公共事業「三法案」

利根川改修で治水可能

利根川改修で治水可能

2002年9月20日 SUICEMEM DAYORI No.21

水源開発問題全国連絡会 ◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-W201  
TEL:03-5211-5428 FAX:03-5211-5539  
郵便番号 06170-4-766559  
ホームページ http://www.suigen.or.jp/Member/and-02y/0004/suigen.htm

**利根川ダム、利根川第二貯水池(第二貯水池) 相次いで中止決定！  
清洲・下飯沼ダムも**

**清洲川環境(新潟県中里村)で  
全国集会・第9回水源連総会開催**



水質を劣化させた生活排水が原因の二俣地区(01年の月間水質)

目次

- 1 事務局からの報告
- 10 利根川ダム計画が中止されました
- 12 政・官・業に学ばせよう
- 13 利根川ダム中止宣言(関連所蔵記事)
- 21 利根川第二貯水池、関連所蔵記事
- 24 「わたらせ治水計画」より
- 28 紀伊丹生川ダム通水「より」
- 31 7月10日の6号台風と徳山ダム
- 33 利根川ダム 食害種「ミズゴイ」駆除確認、治水水利権問題
- 34 国内外ダム関連記事
- 39 下飯沼ダムの必要性に関する検討
- 43 自然再生推進法案に関する意見書

2002年10月27日  
新潟県中里村

## 目次

2001年12月以後の活動報告	1
5ダムも中止と今後のダム反対運動	6
政府党によるダム見直しの経過と結果	10
苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの 強権的な事業推進に対して	24
ダム問題の法的制度に関する研究会のその後	26
水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める	30
河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して 報告	37
水源連は川辺川ダム問題における住民討論集会に 専門家討論メンバーとして参加しています	66
世界ダム委員会(WCD)市民ガイド日本語版について	68
各地からの報告など	70

# 水源開発問題全国連絡会第9回総会

## 2001年12月以降の活動報告と討議事項

2001年11月25日に富山県宇奈月町で開かれた、第8回水源開発問題全国連絡会総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

### I. 概要

ダム計画の根拠の破綻が白日にさらされても、撤退に関する法的システムが存在していないことをよいことに、国は多くの国民から疑問視されている徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムに土地収用法を適用し、強権的に事業を遂行しています。

暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苦田ダム、川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのような強権的な事業推進に対して、事業認定取消訴訟をはじめとした粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がり、その運動の中で訴えてきた水需要の鈍化が起業者側にとっても否定しがたい事実であったことなどから、紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダム、長野県の浅川ダム・下諏訪ダムなどは中止が決定しました。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しましたが、近畿地方整備局は部子川ダムを代替案として正式に提示しています。九頭竜川水系流域委員会が設置され、この代替案が九頭竜川水系河川整備計画策定における最大の検討事項になっています。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。紀伊丹生川ダム、渡良瀬第2貯水池、清津川ダムなど、国がつい最近まで建設に力を入れてきた大規模ダム計画を中止に追い込んだことは、私たちの運動による事実に基づく反論が正しかったことを証明したもので、この一年間でこれまでにない多くの成果をあげたことは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっています。水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について「ダム問題の法制度に関する研究会」を継続し、検討を重ねてきました。その集大成としてこの7月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、未だに強権的に進行しているダム事業をはじめ、根拠を喪失している数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思えます。

## II. 水源連（もしくは事務局）の活動

第8回総会以降、機関紙「水源連便り」の発行は3回しかできませんでした。機関紙発行時に、各地の皆さんの協力により各地の情報を寄せていただき、それらを掲載することにより、情報の共有をはかりました。

この一年間の事務局の活動は、

- ① 3法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明、
- ② 「住民討論集会」への参加を初めとした、川辺川ダム問題対応、
- ③ 状況に応じた全国への呼びかけの発信とそれを背景とした要請書・抗議文の提出、
- ④ ダム関係のODA問題に関連した、海外の反ダム運動との連携などでした。

### II-1. 3法案のまとめと冊子の作成、関係団体等への説明

この7月に冊子「市民立法・公共事業三法案」を発行しました。

「この3法案の立法化を図る上で、ダム以外の公共事業分野の運動と連携すること」が昨年の総会で提起されていました。「大規模林道問題全国ネットワーク」、「首都圏道路問題全国連絡会」、「静岡空港はいらない静岡県民の会」、「全日本水道労働組合」の方々に説明をし、意見交換をおこないました。10月14日には首都圏道路問題全国連絡会のご好意で、同会総会で3法案の説明と、立法化に向けての協力要請をさせていただきました。同会の全国組織は「道路公害反対運動全国連絡会」です。

### II-2. 「住民討論集会」への参加をはじめとした、川辺川ダム問題対応

2001年11月、球磨川漁業協同組合が臨時総会で補償議案を否決した時点から、川辺川ダム問題は急展開を始めました。九州地方整備局は同年12月18日に熊本県収用委員会に漁業権等の収用裁定を申請しました。

#### II-2-1 川辺川ダム住民討論集会

熊本県は、漁協が補償議案を否決したことと、それに前後して川辺川研究会が「国のいう基本高水流量を前提とした上でもダム以外の治水対策が可能」という主旨の調査・研究結果を発表したことを受け、国に説明責任を果たすことを求め、昨年12月9日に『川辺川ダム』を考える住民大集会」を相良村体育館で開催しました。この大集会の参加者は3000名にのぼりました。

この集会は治水問題を中心に継続され、2月22日には八代市内で、6月22、23日には現地調査を含めて相良村体育館で、9月15日には熊本県庁内で、計4回開催されました。

水源連は第2回討論集会に先立ち、2月16日に八代市内で水源連としての調査・研究結果を記者発表しました。第2回目討論集会からは連続で参加しています。

この討論会では治水面からみて川辺川ダムが必要か否かについて議論を行っています。この討論の結果、「治水上ではダムが不要」となれば、川辺川ダムを中止に追い込めるでしょう。しかし、九州地方整備局はなりふり構わない反論をしており、決着はまだついてい

ません。

川辺川ダム計画当時、建設省は、80年に1回の洪水流量（基本高水流量）を人吉地点で7000m<sup>3</sup>/秒と設定し、河道の流下能力を4000m<sup>3</sup>/秒としました。その差を川辺川ダムと既設の市房ダムで調節するというのです。

しかし、私たちが森林生長の効果を考慮して基本高水流量を正しく計算すると、5500m<sup>3</sup>/秒です。また、河道の流下能力は改修計画通りに河道整備を行えば、5400m<sup>3</sup>/秒もあることが分かりました。既設の市房ダムで200m<sup>3</sup>/秒の調節が可能ですから、川辺川ダムは不要です。

人吉地点の基本高水流量と、計画通りの河道整備を行った場合の流下能力が今後の最大の争点になります。

#### II-2-2 国への要請書

水源連が「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会」「同関西の会」「同福岡の会」と共に、2回に渡り全国に呼びかけ、国に対して「収用委員会への申請取り下げ」を要請しました。

#### II-3. 現地集会などへの支援

2001年12月9日、和歌山県橋本市内において紀伊丹生川ダム問題に関するシンポジウムが開催されました。水源連事務局からは河川整備計画策定の全国の状況とその問題点について報告をしました。

2002年3月10日、岐阜県大垣市において、「徳山ダム裁判3周年集会」が開催されました。水源連事務局からもこの集会に参加し、全国の状況を報告しました。同集会では公共事業チェック議員の会会長である中村敦夫参議院議員が「目的のなくなった公共事業を進めても利益は生まれず、財政赤字と環境破壊を引き起こすだけ」という主旨の講演を行いました。集会終了後、市内をパレードし、徳山ダムの中止をアピールしました。

#### II-4. 国際協力

フィリピンで開催されたRWESA (ルイサ: Rivers Watch East and Southeast Asia) 会議に水源連事務局から参加しました。

日本はODAと称して、開発途上国にダム建設を進め、各地で問題を引き起こしています。日本の状況を報告すると共に、各国の参加者から各々の状況の報告を受けました。

今回の会議では2001年11月にWCD (世界ダム委員会) が発行した、世界中のダム開発についての詳細な調査報告と、今後のダム開発に向けての提言・勧告をアジアにおいてどのように活かしてゆくのかの戦略が練られました。

現時点では、この「市民ガイド」日本語版を作成しています。

### III. 総会での報告・討議事項

#### 5ダムの中止と今後のダム反対運動

「ダム計画中止」をどのようにして勝ち取ったのか、また、中止に至った理由は何処にあるのかなどについて、全国の今後の運動に活かすための議論をおこないます。

詳細は 6 ページを参照してください。

#### 苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

土地収用法が適用され、強権的に事業が進められている川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダムについて闘うための方策を検討します。

詳細は 24 ページを参照してください

#### 「市民立法・公共事業三法案」とその活用

ダム問題の法制度研究会で作成した公共事業三法案を今年の7月に冊子としてまとめました。この冊子を基本としてその立法化をはかるための戦術を検討します。

ダム問題の法制度研究会では今年の総会後も議論を重ね、行政手続法への計画確定手続きの導入などについても検討を行いました。その検討結果は26ページのとおりです。

#### 水余りの時代における既設ダムの運用改善を求める運動 (住民の手によるダム総点検①)

既設ダムの水余りを調査した結果を報告し、既設ダムの運用改善を求める運動の進め方を検討します。

詳細は 30 ページを参照してください。

#### 河川整備基本方針および河川整備計画の策定への対応

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況を報告し、それに基づいて今後私たちが取り組むべき課題について検討します。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況および流域委員会の設置状況は 37 ページを参照してください

紀伊丹生川ダム計画は紀の川水系河川整備計画策定の段階で、公募枠で流域委員となったダム反対派の方々を中心とした活躍が功を奏し、中止となりました。しかし、国は「利水面で採算が取れなくなったから中止した」とあたかも流域委員会の審議とは無関係であるかのような言い方をしています。

豊川流域河川整備計画策定においては、ダム反対派を締め出した形で審議が行われ、強引に設案ダム建設を盛り込んだ計画が策定されました。

足羽川ダムについては近畿地方整備局が代替案として部子川ダムを提示し、九頭竜川河川整備計画策定過程で検討するとしています。この流域委員会には公募枠で足羽川ダム反



対運動体から二名が委員として参加しています。

河川整備計画を住民参加で策定したとしている多摩川関係では、京浜工事事務所が計画に盛り込まれている事業を住民との連携をおろそかにした形で進めようとしています。河川整備計画策定と同様に、その後の事業化にも住民が直接関わるのが大切です。

河川整備計画の策定に住民が参画することは重要なことですが、きちんと勉強し、常に自分も河川の責任者である、という意識を持たないと、紀伊丹生川のような成果を得ることは難しいといえます。

現在本体工事着工中、もしくはその寸前、というところでは、河川整備計画の策定を行わずに、過去の工事实施基本計画に依拠して事業を続けています。ダム中止を獲得するための一つの手法として、住民参加を保証した河川整備計画策定を獲得するための流域総体の運動が必要です。

#### **公共事業チェック地方議員の会設立に向けて**

各地方自治体はその部局ごとに事業再評価委員会的を設置し、事業の見直しを行っています。しかしそれはあまりに不透明で、事業の追認を行っているだけです。この問題が地方議会において取り上げられているとの情報も聞かれません。

地域から公共事業を正していくことが必要です。「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」、「川辺川ダムを考える流域議員の会」の活動を報告していただき、地方議会にも公共事業チェック議員の会を発足させるための論議を行います。

#### **世界ダム委員会（WCD）市民ガイド日本語版について**

一昨年にWCDが発行した報告書には、ダム事業計画についてのチェック事項が討議され、合意に至った勧告が記載されています。東アジア・東南アジアでダム開発問題に取り組む連絡会（RWES A）へは、水源連事務局からも複数のメンバーが出席しました。この合意事項について日本からの出席者を中心に日本語版を作成しています。

日本国内では新規のダム計画は事実上困難となってきた現状では、海外援助と称して開発途上国に新規ダム建設にこれまで以上に力を入れるであろうことは、公害輸出をしてきた日本の常套手段です。ダム公害輸出を止めさせる、という視点を意識し、国際連帯を図る上で、この日本語版の活用方法を考えます。

#### **これからの課題の検討**

水源連の今後のあり方

水源連会員の拡大。

機関紙の発行回数を年に4回、ホームページの充実、E-メール網の確立など。

財政基盤の確立。特に団体会費の納入改善。

## 5 ダムの中止と今後のダム反対運動

### 1. 平成15年度からの中止がきまったダム事業

2002年10月段階で平成15年度からの中止がきまったダム事業は別紙1のとおり、8ダムである。そのうちの5ダムは、反対運動の成果として中止を勝ち取ったものである。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（渡良瀬第二貯水池建設事業）

清津川ダム

紀伊丹生川ダム

浅川ダム

下諏訪ダム

### 2. ダム中止をもたらしたもの

#### ① 諦めることのない粘り強い反対運動、様々な戦術を駆使した反対運動

（例、渡良瀬第二貯水池の場合は12年間にわたる長い運動の結果であった。）

#### ② 客観的な状況

（水需要の頭打ち・漸減による利水予定者の撤退、治水計画における過大な基本高水流量設定の露呈など）

#### ③ 知事の英断

（浅川ダムと下諏訪ダムは長野県知事の英断で中止がきまった。）

その他に、事業の進捗状況もあるが、浅川ダムの場合は2002年度の事業費での進捗率は50%になっており、必ずしも進捗状況の問題ではない。

### 3. 今後のダム反対運動への反映

#### (1) 客観的な状況

他のダムも客観的な状況は上記の5ダムと同じであり、ダムが不要になった事実を世に広く知らせていく。

#### 1) 水需要の動向と利水予定者の撤退

水需要はすでに頭打ちか漸減の傾向になっている。そして、近い将来には人口の漸減とともに、確実に減少方向に向かう。

利水予定者は水需要の低迷で財政が逼迫しており、本心ではダム事業からの撤退を望んでいるはずである。

もし利水予定者が撤退し、新規利水がなくなれば、（たとえ、治水面の必要性が残っても）多目的ダムの計画は根底から崩れる。特に直轄ダムや公団ダムの場合は特定多目的ダム法や水資源開発公団法に基づくダムではなくなり、ダム計画は白紙になる。

また、最近では、財政逼迫に陥った利水予定者が受水水利権の一部削減をダム事業者に対して公然と求めるようになっており、その要求を更に拡大させることができれば、ダム計画が中止の方向に向かう可能性がある。

#### 2) 治水面での不要性

治水面でダムが必要だという計画はまやかしである。

① きわめて過大な基本高水流量が設定されている。

② 河道整備を計画どおり行えば、大きな洪水への対応も可能であるのに、河道整備がなおざりにされてきている。

③ ダムは下流の洪水対策に役立たないことが多い。

#### (2) 知事の姿勢

長野県知事のダム中止の英断は素晴らしいものであり、知事の姿勢がきわめて重要である。少なくとも、川辺川ダムのように知事がダムに対して懐疑的な姿勢を示せば、ダム事業の進展に大きなブレーキがかかる。

財政逼迫の問題も絡めて、知事に対してダム問題への姿勢を追及していくことが必要である。

### 4. 全国でなお進められる数多くのダム建設

全国で建設または計画が推進されているダム計画は別紙3のとおりで、直轄ダムが87、公団ダムが8、補助ダムが93で、合計で188事業である。この他に、貯水容量100万 $\text{m}^3$ 未満の生活貯水池が60事業あるから、合わせて約250のダム事業が進められている。

今まで中止になったダムは別紙2のとおり、生活貯水池も含めて80事業であり、もともとあったダム計画の1/4にすぎず、また、中小規模のものが多い。

しかし、水需要の減退でダムの必要性はますます希薄となってきており、私たちのダム反対運動の一層の展開と拡大が必要である。

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
【直轄事業】					
鹿島瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)事業(栃木県等)	関東地方整備局	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討が妥当。	中止	H 7.10.12 第1回事業審議委員会 H 7.11.30 第2回事業審議委員会 H 8.1.21 公聴会 H 8.3.4 第3回事業審議委員会 H 8.6.20 第4回事業審議委員会 H 8.8.8 第5回事業審議委員会 H 8.12.24 第6回事業審議委員会(中間答申) H 14.8.6 第7回事業審議委員会(答申) H14.8 今後の進め方について報告(事業評価監視委員会には別途報告)	清津川ダムの新規利水要領は、S59の実働着手時28.5m3/sから、H11時点で13.725m3/sに減少している。そのうち都市用水は、13.5m3/sから2.113m3/sに減少している。
清津川ダム建設事業(新潟県)	北陸地方整備局	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが、河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止は妥当。	中止	H12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止勧告 H12.9.27 H12第1回事業評価監視委員会 H12.11.26 H12第2回事業評価監視委員会 H13.7.12 第1回専門委員会～H14.7.5 第12回専門委員会 H14.7.29 H14第1回事業評価監視委員会	紀伊丹生川ダムからの水需要が縮小(和歌山市は撤退、大阪府は減少)
【補助事業】					
中山川ダム建設事業(愛媛県)	愛媛県	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の変更によりスケールメリットが低下するとともに、環境面に配慮し、総合的に判断して事業を中止する。	中止	H14.6.26 第1回事業評価監視委員会 H14.7.11 対応方針(案)提出	水道事業は撤退、農業用水の受益者等は参加困難との意向

【参考】 事業評価で中止の判断がされなかった問題事業【直轄事業】

事業名	事業主体	決定理由	方針	経緯	備考
足羽川ダム建設事業(備前県)	近畿地方整備局	平成9年9月の足羽川ダム建設事業審議委員会の意見を受けて、現在の計画を見直し、調査・調査を進めてきたが、今年7月6日には、丸瀬川川水系流域委員会において今後、部子川のダムサイトを足羽川ダム計画として提案していきたい旨、近畿地方整備局から報告したところであり、対応方針案の策定までに異なる検討が必要であるため。	評価手続中	H14.5.9 第1回流域委員会 H14.6.11 第2回流域委員会 H14.7.6 第3回流域委員会 H14.8.6 第4回流域委員会	
山島坂ダム建設事業(愛媛県)	四国地方整備局	当初計画に盛り込まれた都市用水等の流域外への分水計画について議論があり、事業が膠着状態にあったが、H12年度委員会以降、分水を受ける側から「事業推進困難」と回答されたことから、飯川流域の治水、河川環境、費用対効果等の観点から必要性も高く、また、当該計画は地元県議会、流域市町村議会、流域市町村長で構成される協議会からも評価を受けたところであり、このような点を総合的に判断した結果、事業継続が妥当。	継続	H12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止勧告 H12.11.21 第3回事業評価監視委員会 H13.11.16 第1回事業評価監視委員会 H14.8.1 第1回事業評価監視委員会 H14.8.1 対応方針(案)提出	

新聞ニュースで平成15年度からの中止が決定した事業

中止事業名	事業主体	中止理由
栗原川ダム(群馬県)	水資源開発公団	下流都県からの利水参加の意思なし。治水面の対応は別途検討
浅川ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能
下諏訪ダム(長野県)	長野県	治水、利水とも代替策が可能
大原川生活貯水池(岡山県)	群馬県	利水の必要性が消失

平成14年度からの中止事業

中止事業名	事業主体	中止理由
外面ダム	福岡県	利水上は、当面、ダムによる水資源確保の必要性がなくなり、治水上は、災害の発生に伴い河川改修事業が進められたため、事業の緊急性が薄れていることから中止が妥当
百瀬ダム	富山県	地質調査の結果、事業費が増大すること等から、他の治水代替案が経済的に有利となったため、国庫補助中止が妥当
宮川内谷川総合開発	徳島県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となったため中止が妥当
穂川生活貯水池	群馬県	地質調査の結果、事業費が増大し、治水について、費用にみあった効果が得られなくなったため中止が妥当
笹子生活貯水池	山梨県	社会情勢の変化により利水面での必要性が薄くなり、また、地質調査の結果、事業費が増大すること等から、他の治水代替案が経済的に有利となるため中止が妥当
片川生活貯水池	三重県	共同事業である農地防災ダム事業の継続が困難な状況となり中止となることを受け、生活貯水池事業も中止が妥当
美里生活貯水池	和歌山県	利水上、当面ダムによる水資源の確保の必要性がなくなり、事業の緊急性が薄れているため、国庫補助中止が妥当
黒谷生活貯水池	徳島県	ダムによる水供給の必要性がなくなり、また、地質調査の結果、事業費が増大したため他の治水代替案が経済的に有利となったため中止が妥当

# 別紙3 現在、工事中または計画中のダム(国土交通省関係)

## 直轄ダム

F: 洪水調整 A: かんがい W: 水道用水 I: 工業用水 P: 発電 N: 不特定利水 S: 消流雪用水

ダムの名称	建設(予定)地	事業主体	目的	総貯水量(千m <sup>3</sup> )	集水面積(km <sup>2</sup> )	灌水面積(km <sup>2</sup> )	水没戸数	完成予定年度	現在の事業進捗率(%)	事業段階	総事業費(億円)	備考
1 夕張シェーパードラム	北海道夕張市	北海道開発局	A、F、N、W、P	433,000	433	15.1	289	2004	29	建設中	1,470	
2 留萌ダム	北海道留萌市	北海道開発局	F、N、W	23,300	42	2.2	26	2009	未確定	建設中	検討中	
3 新桂沢ダム	北海道三笠市	北海道開発局	F、N、W、I、P	147,300	151.2	6.66	0					
4 三笠ぼんべつダム	北海道三笠市	北海道開発局	F、N、I	26,600	35.4	1.14	0	2004	25	建設中	700	事業進ちよく率及び総事業費は、両ダムの合計である。
5 大野ダム	北海道亀田郡大野町	北海道開発局	A、W	1,600	5.4	0.12	0	2002	93	建設中	140	
6 徳富ダム	北海道樺戸郡新十津川町	北海道開発局	A、F、N、W	36,100	65.3	1.59	0	2010	25	建設中	412	
7 志別ダム	北海道上川郡東川町、東神楽町	北海道開発局	F、N、A、W、P	93,000	238.9	3.72	26	検討中	未確定	建設中	検討中	
8 サンプルダム	北海道上川郡下川町	北海道開発局	F、N、W、P	73,000	182.5	4.5	13	2008	26	建設中	530	
9 幌進ダム	北海道天塩郡幌延町	北海道開発局	A	1,000	2.8	0.12	0	2008	4	建設中	142	
10 生田原ダム	北海道紋別郡生田原町	北海道開発局	A	1,200	11.1	0.1	0	2008	0	建設中	114	
11 雄武ダム	北海道紋別郡雄武町	北海道開発局	A	3,700	16.9	2.2	0	2006	83	建設中	142	
12 平取ダム	北海道沙流郡平取町	北海道開発局	F、N、I、P	45,800	234	3.1	17	2004	87	建設中	920	事業進ちよく率及び総事業費は、既設の二風谷ダムとの合計である。
13 美瑛ダム	北海道上川郡新得町	北海道開発局	A	4,600	30	0.35	0	2008	0	建設中	216	
14 幕別ダム	北海道中川郡幕別町	北海道開発局	A	2,300	9.1	0.29	0	2004	80	建設中	176	
15 小川原湖総合開発	青森県三沢市、上北郡	東北地方整備局	F、N、A、W、I	153,800	805.4	65.58	0	検討中	40	建設中	589	
16 津軽ダム	青森県中津軽郡西目屋村	東北地方整備局	F、N、A、W、I、P	142,300	172	5.1	178	2003	17	建設中	1,450	

17 世増ダム	青森県三戸郡南郷村	東北農政局	A、F、N、W	36,500	398	1.8	71	2003	89	建設中	630	
18 胆沢ダム	岩手県胆沢郡胆沢町	東北地方整備局	F、N、A、W、P	143,000	185	4.4	42	2013	26	建設中	2,440	
19 大志田ダム	岩手県二戸郡一戸町	東北農政局	A	11,300	75.7	0.91	14	2004	92	建設中	292	
20 田川第一ダム	宮城県加美郡宮崎町	東北地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
21 田川第二ダム	宮城県加美郡宮崎町	東北地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定			
22 ニッ石ダム	宮城県加美郡宮崎町	東北農政局	A	10,600	19.1	0.52	0	2006	57	建設中	456	
23 岩堂沢ダム	宮城県玉造郡鳴子町	東北農政局	A	13,480	10.1	0.69	0	2009	26	建設中	344	
24 小田ダム	宮城県栗原郡一迫町	東北農政局	A、F	9,720	23.4	0.81	16	2005	90	建設中	752	事業進ちよく率及び総事業費は、既設の荒砥ダムとの合計である。
25 森吉山ダム	秋田県北秋田郡森吉町	東北地方整備局	F、N、A、W、P	78,100	248	3.2	141	2011	49	建設中	1,750	
26 烏滝ダム	秋田県由利郡鳥海町	東北地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
27 成瀬ダム	秋田県雄勝郡東成瀬村	東北地方整備局	F、N、A、W、P	78,700	68.1	2.26	0	2017	3	建設中	1,530	
28 長井ダム	山形県長井市	東北地方整備局	F、N、A、W、P	51,000	101.2	1.4	1	2010	41	建設中	1,600	
29 横川ダム	山形県西置賜郡小国町	北陸地方整備局	F、N、I、P	24,600	113.1	1.55	38	検討中	未確定	建設中	検討中	
30 榑上川ダム	福島県福島市	東北地方整備局	F、N、A、W、I、P	153,000	160	4.6	178	2006	85	建設中	1,955	
31 新宮川ダム	福島県大沼郡会津高田町	東北農政局	A	10,320	40.7	0.46	58	2004	89	建設中	640	
32 田の沢ダム	福島県西白河郡大信村	東北農政局	A	4,500	10	0.3	1	2008	0	建設中	219	
33 御前山ダム	茨城県東茨城郡御前山村	関東農政局	A	7,200	23.3	0.5	4	2008	73	建設中	263	
34 湯西川ダム	栃木県塩谷郡栗山村	関東地方整備局	F、N、A、W、I	99,000	102	2.86	85	2011	54	建設中	880	
35 八ッ場ダム	群馬県吾妻郡長野原町	関東地方整備局	F、W、I	107,500	707.9	3.04	354	2010	62	建設中	2110	

36	市野新田ダム	新潟県柏崎市	北陸農政A局	1,690	1.2	0.2	1	2008	13	建設中	123	
37	柳ヶ原ダム	新潟県刈羽郡高柳町	北陸農政A局	2,470	2.3	0.2	0	2006	33	建設中	145	
38	後谷ダム	新潟県刈羽郡西山町	北陸農政A局	1,150	0.7	0.2	0	2008	12	建設中	132	
39	小倉ダム	新潟県佐渡郡刈野町	北陸農政A局	4,450	5.7	0.3	3	2004	71	建設中	347	
40	外山ダム	新潟県佐渡郡赤泊村	北陸農政A局	3,700	7.7	0.3	4	2004	38	建設中	120	
41	利賀ダム	富山県東礪波郡利賀村	北陸地方整備局	31,100	95.9	1.1	3	2008	15	建設中	900	
42	足羽川ダム	福井県足羽郡美山町	近畿地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
43	榊谷ダム	福井県南条郡今庄町	北陸農政F、N、A、W、I局	25,000	10.2	0.89	0	2005	88	建設中	777	
44	美和ダム(再開発)	長野県上伊那郡高遠町、長谷村	中部地方整備局	34,300	311.1	1.79	0	検討中	29	建設中	1,080	事業進捗率及び総事業費は、両ダムの合計である。
45	戸草ダム	長野県上伊那郡長谷村	中部地方整備局	61,000	137.1	1.4	17					
46	上矢作ダム	岐阜県恵那郡上矢作町	中部地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
47	設楽ダム	愛知県北設楽郡設楽町	中部地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
48	大戸川ダム	滋賀県大津市	近畿地方整備局	33,600	153.5	1.5	55	検討中	66	建設中	740	
49	第二ダム	滋賀県神崎郡永源寺町	近畿農政A局	25,700	29.4	1	0	2014	0	建設中	165	
50	天ヶ瀬ダム(再開発)	京都府宇治市	近畿地方整備局	26,280	352	1.88	0	検討中	16	建設中	330	
51	余野川ダム	大阪府箕面市	近畿地方整備局	17,600	5	0.7	0	2005	68	建設中	500	
52	大滝ダム	奈良県吉野郡川上村	近畿地方整備局	84,000	258	2.51	399	2002	95	建設中	3,210	
53	紀の川大堰	和歌山県和歌山市	近畿地方整備局	5,100	1620	2.05	0	2009	68	建設中	1,110	
54	殿ダム	鳥取県岩美郡国府町	中国地方整備局	12,400	38.1	0.64	22	検討中	未確定	建設中	検討中	

55	小田股ダム	鳥取県東伯郡東伯町	中国四国農政局	2,000	1.5	0.1	0	2006	80	建設中	338	
56	船上山ダム	鳥取県東伯郡赤碓町	中国四国農政局	720	6.5	0.1	0	2006	92	建設中	364	
57	尾原ダム	鳥取県大原郡木次町	中国地方整備局	60,800	289	2.3	69	検討中	未確定	建設中	検討中	
58	志津見ダム	鳥取県飯石郡飯原町	中国地方整備局	50,600	213.8	2.3	78	2010	54	建設中	1,450	
59	柳井原堰	岡山県倉敷市、浅口郡船山町	中国地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
60	苔田ダム	岡山県苫田郡奥津町	中国地方整備局	84,100	217.4	3.3	460	2004	91	建設中	1,940	
61	灰塚ダム	広島県双三郡三良坂町	中国地方整備局	52,100	217	3.54	274	2006	81	建設中	1,800	
62	土器川総合開発	香川県仲多度郡琴南町	四国地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
63	志河川ダム	愛媛県周桑郡丹原町	中国四国農政局	1,200	17.2	0.1	0	2007	15	建設中	121	
64	山鳥坂ダム	愛媛県喜多郡肱川町	四国地方整備局	40,800	64.7	1.15	35	2004	10	建設中	1,070	
65	横瀬川ダム	高知県宿毛市	四国地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
66	嘉瀬川ダム	佐賀県佐賀郡富士町	九州地方整備局	71,000	128.4	2.72	178	2002	62	建設中	1,180	
67	城原川ダム	佐賀県神埼郡神埼町、杵築町	九州地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
68	藤ノ平ダム	佐賀県東松浦郡玄海町	九州農政A局	3,518	15.6	0.2	6	2002	97	建設中	359	
69	本明川ダム	長崎県諫早市	九州地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
70	大藤ダム	熊本県阿蘇郡渡山村	九州農政A局	4,300	13.5	0.3	0	2005	82	建設中	432	
71	七滝ダム	熊本県上益城郡御船町	九州地方整備局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
72	川辺川ダム	熊本県球磨郡相良村	九州地方整備局	133,000	470	3.91	549	2008	66	建設中	2,650	
73	大分川ダム	大分県大分郡野津原町	九州地方整備局	27,500	38	1.1	35	2010	31	建設中	760	



74	浜ノ瀬ダム	宮崎県西諸県郡須木村、小井	九州農政A	10,300	54.5	0.6	0	2006	13	建設中	324		
75	木之内内ダム	宮崎県北諸県郡山田町	九州農政A	6,270	5.1	0.4	0	2009	55	建設中	381		
76	切原ダム	宮崎県児湯郡川南町	九州農政A	2,000	3.1	0.1	0	2007	13	建設中	210		
77	輝北ダム	鹿児島県曾於郡輝北町	九州農政A	8,200	23	0.7	44	2005	76	建設中	187		
78	谷川内ダム	鹿児島県曾於郡財部町	九州農政A	2,170	4.9	0.1	0	2006	8	建設中	128		
79	中岳ダム	鹿児島県曾於郡末吉町	九州農政A	4,310	1.3	0.3	0	2005	66	建設中	382		
80	荒瀬ダム	鹿児島県肝属郡高山町	九州農政A	2,600	7.9	0.2	0	2008	9	建設中	286		
81	徳之島ダム	鹿児島県大島郡天城町	九州農政A	8,520	28.6	0.7	3	2007	22	建設中	226		
82	羽地ダム	沖縄県名護市	沖繩総合事務局	19,800	10.9	1.15	20	2004	94	建設中	700		
83	真喜屋ダム	沖縄県名護市	沖繩総合事務局	1,470	4.2	0.16	0	2006	61	建設中	251		
84	大保ダム	沖縄県国頭郡大宜味村	沖繩総合事務局	20,050	13.3	0.89	0			建設中	検討中	検討中	事業進ちよく率及び総事業費は、両ダムの合計である。
85	奥間ダム	沖縄県国頭郡国頭村	沖繩総合事務局	3,550	4.8	0.23	0	検討中	未確定	建設中	検討中		
86	座津武ダム	沖縄県国頭郡国頭村	沖繩総合事務局	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定		
87	徳首ダム	沖縄県国頭郡金武町	沖繩総合事務局	7,600	14.6	0.61	0	検討中	未確定	建設中	検討中	事業進ちよく率及び総事業費は、既設の漢那ダムとの合計で	

直轄の水源地開発事業としては、以上の他に次の流況調整河川事業がある。

鹿ヶ浦導水事業	茨城県	関東地方整備局
筑後川佐賀導水事業	佐賀県	関東地方整備局

### 公団ダム

ダムの名称	建設(予定)地	事業主体	目的	総貯水容量(千m <sup>3</sup> )	集水面積(km <sup>2</sup> )	湛水面積(km <sup>2</sup> )	水没予定戸数	完成予定年度	現在の事業進捗率(%)	事業段階	総事業費(億円)	備考
1 南藤ダム	栃木県鹿沼市	水資源開発発公団	F、N、W	51,000	12.4	2.1	78	2010	14	建設中	1,850	
2 戸倉ダム	群馬県利根郡片品村	水資源開発発公団	F、N、W	69,000	72.5	2	0	2008	21	建設中	1,230	
3 滝沢ダム	埼玉県秩父郡大滝村	水資源開発発公団	F、N、W、P	63,000	108.6	1.45	70	2007	66	建設中	2,100	
4 徳山ダム	岐阜県揖斐郡藤橋村	水資源開発発公団	F、N、W、I、P	660,000	254.5	13	432	2007	85	建設中	2,540	
5 川上ダム	三重県名賀郡青山町	水資源開発発公団	F、N、W、P	33,000	54.7	1.06	40	2004	48	建設中	850	
6 丹生ダム	滋賀県伊香郡余呉町	水資源開発発公団	F、N、W	150,000	93.1	3.5	40	2010	44	建設中	1,100	
7 小石原川ダム	福岡県甘木市	水資源開発発公団	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
8 大山ダム	大分県日田郡大山町	水資源開発発公団	F、N、W	19,600	33.6	0.6	20	2006	30	建設中	1,400	

補助ダム

ダム名称	建設(予定)地	事業主体	目的	総貯水容量(千m <sup>3</sup> )	集水面積(km <sup>2</sup> )	灌水面積(km <sup>2</sup> )	水没戸数	完成予定年度	現在の事業進捗率	事業段階	総事業費(億円)	備考
1 当別ダム	北海道石狩郡当別町	北海道	F、N、A、W	78,400	231.1	6	58	2012	26	建設中	723	
2 上ノ国ダム	北海道檜山郡上ノ国町	北海道	F、N、A、W	3,730	17.5	0.22	0	2002	95	建設中	308	
3 大槻ダム	北海道留萌郡小平町	北海道	F、A	1,729	10.2	0.18	0	2002	93	建設中	71	
4 厚幌ダム	北海道勇払郡厚真町	北海道	F、N、A、W	47,400	105.3	3.03	7	2010	10	建設中	340	
5 庶路ダム	北海道白糠郡厚真町	北海道	F、N、I	36,500	145.6	2.35	0	2004	91	建設中	293	
6 指久保ダム	青森県十和田市	青森県	A	2,922	28.4	0.24	0	2011	46	建設中	136	
7 相馬ダム	青森県中津軽郡相馬村	青森県	F、A	6,560	25.9	0.54	0	2002	99	建設中	226	
8 奥戸ダム	青森県下北郡大間町	青森県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
9 築川ダム	岩手県盛岡市	岩手県	F、N、A、W、P	22,000	117.2	1.1	25	2006	38	建設中	340	
10 鷹生ダム	岩手県大船渡市	岩手県	F、N、W	9,680	17	0.39	8	2006	62	建設中	325	
11 金越沢ダム	岩手県東磐井郡藤沢町	岩手県	A	1,160	1.97	0.14	2	2003	99	建設中	73	
12 津付ダム	岩手県気仙郡住田町	岩手県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
13 惣の関第一ダム	宮城県宮城郡利府町	宮城県	F、N、W	1,100	3.8	0.17	0	2003	100	建設中	78	
14 筒砂子ダム	宮城県加美郡小野田町	宮城県	F、N、A	27,200	42.4	1.04	0	2002	8	建設中	340	
15 宿の沢ダム	宮城県栗原郡高清水町	宮城県	A	1,210	1.3	0.22	0	2003	96	建設中	49	
16 花山ダム(再開発)	宮城県栗原郡花山村	宮城県	F、N、W	36,600	126.9	2.4	0	2002	51	建設中	50	
17 砂子沢ダム	秋田県鹿角郡小坂町	秋田県	F、N、W	8,650	17	0.44	0	2010	29	建設中	215	
18 真木ダム	秋田県仙北郡太田町	秋田県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
19 綱木川ダム	山形県米沢市	山形県	F、N、W	9,550	40.5	0.49	9	2004	70	建設中	430	
20 新田川ダム	福島県原町市	福島県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
21 山ノ入ダム	福島県安達郡安達町	福島県	A	1,266	0.3	0.14	0	2004	92	建設中	142	
22 今出ダム	福島県石川郡石川町	福島県	F、N、W	14,400	23.8	0.8	0	2011	2	建設中	586	

23 木戸ダム	福島県双葉郡楳葉町	福島県	F、N、W、I	18,470	224.8	0.63	0	2007	38	建設中	404	
24 滝川ダム	福島県双葉郡楳葉町	福島県	A	5,945	31.2	0.27	0	2009	44	建設中	318	
25 小山ダム	茨城県高萩市	茨城県	F、N、W、I	16,600	79.7	0.87	15	2005	70	建設中	460	
26 藤井川ダム(再開発)	茨城県茨城県郡当北町	茨城県	F、N、A、W	4,462	70	0.4	0	2005	56	建設中	61	
27 東大芦川ダム	栃木県鹿沼市	栃木県	F、N、W	9,830	23.4	0.42	4	2009	8	建設中	310	
28 倉沢ダム	群馬県群馬郡倉沢村	群馬県	F、N、W	11,600	20.7	0.39	0	2009	37	建設中	400	
29 増田川ダム	群馬県碓氷郡松井田町	群馬県	F、N、W	6,600	11.1	0.33	5	2006	6	建設中	399	
30 合角ダム	埼玉県秩父郡吉田町	埼玉県	F、N、W	10,250	32.1	0.56	72	検討中	100	建設中	471	
31 大多喜ダム	千葉県夷隅郡大多喜町	千葉県	F、N、W	2,100	3.6	0.22	1	2003	44	建設中	145	
32 胎内川ダム(再開発)	新潟県北蒲原郡黒川村	新潟県	F、N、W、P	17,100	72.2	0.68	0	2013	35	建設中	330	事業進ちよく率及び総事業費は、建設中の奥胎内との合計である。
33 佐梨川ダム	新潟県北魚沼郡湯之谷村	新潟県	F、N、W、P、S	29,500	27.9	1.1	1	2004	6	建設中	650	休止
34 柿崎川ダム	新潟県中頸城郡柿崎町	新潟県	F、N、W	5,000	12.5	0.39	2	2003	93	建設中	406	
35 入川ダム	新潟県佐渡郡相川町	新潟県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
36 新保川ダム(再開発)	新潟県佐渡郡金井町	新潟県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
37 湯道丸ダム	富山県小矢部市	富山県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	休止
38 久婦須川ダム	富山県婦負郡八尾町	富山県	F、N、P、S	10,000	58.7	0.41	0	2002	94	建設中	443	
39 九谷ダム	石川県江沼郡山中町	石川県	F、W、P	24,900	71	1.21	73	2005	80	建設中	500	
40 北河内ダム	石川県鳳至郡柳田村	石川県	F、N、W	2,860	10.6	0.23	4	2006	21	建設中	178	
41 吉野瀬川ダム	福井県武生市	福井県	F、N、I	8,300	24	0.54	37	2010	12	建設中	280	
42 浄土寺川ダム	福井県勝山市	福井県	F、N、W	2,160	7.7	0.1	1	2008	37	建設中	330	
43 河内川ダム	福井県速吸郡上中町	福井県	F、N、A、W、I	8,000	14.5	0.37	35	2011	33	建設中	415	
44 深城ダム	山梨県大月市	山梨県	F、N、W	6,440	41.2	0.32	27	2005	75	建設中	399	
45 琴川ダム	山梨県東山梨郡那牧丘町	山梨県	F、N、W、P	5,150	10	0.3	0	2007	41	建設中	290	
46 小仁熊ダム	長野県筑摩郡本城村	長野県	F、N、W	1,930	4.9	0.27	2	2003	88	建設中	215	
47 角間ダム	長野県下高井郡山ノ内町	長野県	F、N、W	2,610	24.1	0.12	0	2005	6	建設中	250	

48	大島ダム	岐阜県高山市	F、N、W	4,800	24.1	0.29	5	2013	10	建設中	200	
49	水無瀬ダム	岐阜県加茂郡川辺町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
50	丹生川ダム	岐阜県大野郡丹生川村	F、N、W	6,200	23	0.32	13	2005	77	建設中	150	
51	太田川ダム	静岡県周智郡森町	F、N、W	11,600	20	0.56	3	2008	40	建設中	385	
52	男川ダム	愛知県額田郡額田町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
53	伊勢路川ダム	三重県度会郡南勢町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
54	南丹川ダム	京都府船井郡園部町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
55	畑川ダム	京都府船井郡丹波町	F、N、W	2,060	21.8	0.22	0	2003	33	建設中	40	
56	安威川ダム	大阪府茨木市	F、N、W	22,900	52.2	0.92	49	2008	30	建設中	836	
57	金出地ダム	兵庫県赤穂郡上郡町	F、N、W	6,300	11.5	0.27	0	2006	36	建設中	190	
58	八鹿ダム	兵庫県養父郡八鹿町	F、N、W	1,090	4.4	0.06	0	2006	11	建設中	97	
59	与布土ダム	兵庫県朝来郡山手町	F、N、W	1,080	5.1	0.06	0	2007	13	建設中	120	
60	成相ダム	兵庫県三原郡三原町	F、N、W	4,050	5.1	0.19	0	検討中	100	建設中	285	事業進捗率及び総事業費は、両ダムの合計である。
61	北富士ダム	兵庫県三原郡三原町	F、N、W	1,300	1.7	0.07	0					
62	切目川ダム	和歌山県日高郡印南町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
63	神原ダム	島根県出雲市	A	1,210	4.6	0.09	1	2006	66	建設中	96	
64	大長見ダム	島根県那賀郡弥栄村	F、N、W	19,270	106.2	0.9	12	2003	97	建設中	425	
65	三室川ダム	岡山県阿哲郡神郷町	F、N、W、P	8,200	22.6	0.31	2	2004	83	建設中	170	
66	福富ダム	広島県賀茂郡福富町	F、N、W	10,900	53.8	0.7	33	2008	52	建設中	430	
67	三河ダム	広島県御調郡久井町	A	1,660	6.3	0.22	0	2004	75	建設中	60	
68	吉原ダム	山口県下松市	W、I	1,870	2.2	0.12	0	2005	29	建設中	49	
69	大河内川ダム	山口県長門市	F、N、W	4,330	4	0.23	3	2011	38	建設中	165	
70	平瀬ダム	山口県玖珂郡錦町	F、N、W、P	29,500	336.2	1.33	37	2011	67	建設中	530	
71	阿都ダム	山口県大津郡池谷町	A	1,320	2.9	0.1	0	2003	96	建設中	93	
72	白鳥ダム	香川県大川郡白鳥町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	

73	内海ダム(再開発)	香川県小豆郡内海町	香川県	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	建設中	未確定	
74	桃川ダム	香川県香川郡塩江町	F、N、W	10,560	8.7	0.38	20	2006	3	建設中	480	
75	福智山ダム	福岡県直方市	F、N、W	2,710	4.7	0.13	0	2002	87	建設中	215	
76	清瀬ダム	福岡県古賀市	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
77	五ヶ山ダム	福岡県筑紫郡那珂川町	F、N、W	40,200	18.9	1.3	51	2010	8	建設中	850	
78	鳴瀬ダム	福岡県糟屋郡篠栗町	F、N、W	4,400	6.8	0.19	3	検討中	100	建設中	388	
79	伊良原ダム	福岡県京都郡尾川町	F、N、W	28,700	36.8	1.22	86	2010	8	建設中	585	
80	都川内ダム	佐賀県伊万里市	F、N、I	1,130	0.5	0.12	0	2002	94	建設中	95	
81	井手口川ダム	佐賀県伊万里市	F、N、W	2,180	4.3	0.16	11	2006	8	建設中	171	
82	中木庭ダム	佐賀県鹿島市	F、N、W	6,800	13.5	0.31	25	2006	46	建設中	350	
83	有田ダム(再開発)	佐賀県西松浦郡有田町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
84	中尾ダム	長崎県長崎市	F、N、W	1,580	3.6	0.11	0	2010	57	建設中	775	
85	笛吹ダム	長崎県松浦市	F、N、I	2,010	2.7	0.1	0	2004	34	建設中	245	
86	村松ダム	長崎県西彼杵郡琴海町	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	未確定	実施計画調査中	未確定	
87	石木ダム	長崎県東彼杵郡川棚町	F、N、W	6,740	9.3	0.38	50	2008	21	建設中	297	
88	釈迦院ダム	熊本県下益城郡中央町	F、N、W	2,740	25.3	0.27	41	2003	11	建設中	174	
89	路木ダム	熊本県天草郡河浦町	F、N、W	2,290	6.8	0.14	0	2013	22	建設中	90	
90	木浦内ダム	大分県大野郡大野町	A	1,681	4.2	0.6	4	2009	16	建設中	25	
91	吹山ダム	宮崎県西都市	F、N、W	5,800	21.2	0.24	0	2008	19	建設中	128	
92	川辺ダム	鹿児島県川辺郡川辺町	F、N、W、I	2,920	30.2	0.23	0	2002	99	建設中	250	
93	金峰ダム	鹿児島県日置郡金峰町	A	2,570	13.9	0.15	0	2004	94	建設中	126	

## 苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの強権的な事業推進に対して

### 1. 事業認定のまやかしを追及する活動

各ダムの反対運動団体では、土地収用法の事業認定の取消訴訟を展開している。それぞれの裁判で明らかになりつつある事業認定のまやかし、誤りの具体的な事実を集めて、それらを事業認定機関である国土交通省に突きつけ、事業認定のまやかしを追及していきたい。

事業認定の際に出された住民の意見に対する事業者の回答は、膨大なものであるけれども、その内容は欺瞞に満ちていることが裁判の過程で明らかになりつつある。その回答を鵜呑みにして事業認定を行った事実を明らかにしていきたい。

そして、この活動によって、事業認定の際にその是非を公開の場で議論することができない現行の土地収用法を改正する道を開いていきたい。

### 2. 行政事件訴訟法改正に向けての活動

事業認定の取消訴訟を提起し、ダム事業の是非を裁判で争っているにもかかわらず、ダム事業の工事は休むことなく、進行していく。

現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられているため（第25条）、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまう。執行の停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ることになっている（第27条）。これは、三権分立を侵す憲法違反の規定である。

ドイツの行政裁判法では、執行停止の原則を採用し、例外的に、①公租公課および費用の請求、②警察執行官の猶予することのできない命令および措置、③連邦法律で規定するその他の場合、④緊急執行が公益または関係人の重要な利益のため、行政行為をした官庁

等により特に命ぜられている場合は執行停止ができないと定められている。

訴訟で争っている間にダム工事がどんどん進行してしまうという、まことにおかしな現状を変えるため、行政事件訴訟法を次のように改正する運動を展開していきたい。

### 行政事件訴訟法

第25条 処分の取消の訴えがあった場合は執行を停止するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、裁判所は申立てにより続行を命ずることがができる。

第27条 （内閣総理大臣の異議に関する規定）

→（三権分立を侵す規定であるので、削除）

なお、行政事件訴訟法を上記のように改正するにあたっては、次の事項を検討する必要があることが法制局から指摘されており、それらの検討を行った上で、行政事件訴訟法を執行停止の原則にあらためるように法改正の運動を進めていきたい。

①例えば、悪質業者に対する営業停止命令の場合等、公共の福祉を著しく害する恐れのある事例も存在するため、執行停止の原則にしたとしても、一部の例外は認める必要がある。そのような例外に該当する処分を網羅する必要がある。

②処分庁からの申立てにより、執行停止の効力を取り消すことができる処分の要件を類型化する必要がある。

③処分庁の申立てが却下された場合の即時抗告の手続きについて規定を整備する必要がある。

# ダム問題の法制度に関する研究会のその後

—— 「ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度」の比較検討 ——

## 1. ダム事業の審査への住民参加が可能となる法制度

### ◆ 行政手続法への計画確定手続の導入

行政処分の手続きを透明化するために制定された行政手続法（1993年制定）に「公共事業等の計画を定める際の手続き」を導入して住民の参加を可能にする。

例えば、ドイツの行政手続法には住民参加の計画確定手続きが明記されている。

### ◆ 個別事業法の改正

河川法等を改正して計画策定段階への住民参加を可能にする。

### ◆ 公共事業審査法

## 2. 行政手続法

### (1) 対象になる計画

行政手続法に計画確定手続が導入されると、（集中効として）個別の事業法による計画はすべて行政手続法の計画確定手続で処理されることになる（行政手続法研究会第一次報告）。

ただし、計画と一口にいても、次のようにいくつかの段階がある。そのうち、行政手続法で対象とする計画は、許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画）であって、それより上位計画は行政手続法の対象にならない。

- i 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（例えば総合開発計画）
- ii 事業そのものを決定するものではないが、事業量の総枠を規定する計画（例えば、各種五カ年計画）
- iii 個々の事業に直接結びつかないが、事業の内容を拘束する計画（例えば、土地利用計画、河川整備基本方針）
- iv 個々の事業についての全体的な基本計画（例えば、高速道路の基本計画、河川整備計画）
- v 許認可を伴う個別事業の実施計画（例えば、ダムの基本計画（直轄ダム）、事業実施計画（公団ダム）、全体計画（補助ダム））

### (2) 行政手続法の計画確定手続への住民参加

行政手続法研究会第一次報告（行管管理庁、1983年）

「計画確定裁決庁は、計画案を公衆の縦覧に供するとともに、利害関係人に書面で

意見を述べる機会を与える。更に、意見を申し出た者につき聴聞を行う。」

「計画確定裁決において、他人の権利への不利益な影響を避けるために必要な予防手段を講じ、または関係人に補償を行うべきことを示さなければならないものとする。」

### ドイツの行政手続法

「異議申立期間の経過後、聴聞官庁は、適時に申し立てられた計画に対する異議および計画についての官庁の意見決定を、企画の主体、官庁、関係人ならびに異議を申し立てた者とともに審議しなければならない。」

「聴聞官庁は、聴聞手続の結果について意見を述べ、および審議の終結後、1カ月以内に、計画、官庁の意見および解決されていない異議とともに、計画確定官庁に送付する。」

「計画確定裁決において、計画確定官庁は、聴聞官庁での審議の際、合意の得られなかった異議について決定する。」

行政手続法研究会第一次報告で考えられている住民参加は書面による意見提出と従来の公聴会程度のものであり、住民参加として非常に不十分なものである。

行政手続法に計画策定手続を導入する場合は、ドイツのように、事業者と異議申立者が徹底した議論が行えるプロセスを含むべきである。

### (3) 行政手続法の計画確定手続で対象となる事業段階

ダムには次の事業段階がある

[予算段階]

予備調査（対象ダムの予算は付いていない。）

↓

実施計画調査（対象ダムの予算が付く）

↓

建設段階（事業採択）

[事業実施計画の策定]

直轄ダムの場合

特定多目的ダム法第4条による基本計画の決定

（関係行政機関と協議し、関係都道府県とダム使用权予定者の意見を聞く）

水資源開発公団ダムの場合

水資源開発公団法第20条により、事業実施計画の認可を国土交通大臣から受ける。

（その前に第19条により、国土交通大臣が事業実施方針を公団に指示する。）



### 補助ダムの場合

河川法第79条により、ダム設置者は国土交通大臣の認可を受ける。

(ダム設置者はダムの全体計画を策定する。)

行政手続法の計画確定手続の対象となるのは、上記の事業実施計画の策定段階である。

八ッ場ダムを例にとれば、

予備調査開始年 : 1964年

実施計画調査開始年 : 1967年

建設段階開始年 : 1970年

基本計画の決定 : 1986年であり、行政手続法の計画確定手続の対象になるの

は最終場面の基本計画の策定時である。

また、行政手続法の対象となるのは新規の公共事業であり、再評価は行えない。

### 3. 個別事業法の改正で考えられること

[河川法]

#### ・河川整備基本方針の策定

長期的な河川整備の方針として必要なダム(群)の規模を定める。ただし、個別のダムの設置場所、規模までは定めない。

現行法では、基本方針は河川審議会(一級河川の場合は社会資本整備審議会)の意見を聞くだけで策定され、住民参加の道が全くない。

そこで、現行法を改正して、次の河川整備計画と同様に、住民(公募)参加の流域委員会で基本方針の審議を行うようにする。

#### ・河川整備計画の策定

今後20~30年間に行う河川整備の計画を定める。ダム計画を含む場合はダムの設置場所、規模も定められる。

現行法では、住民参加に関しては「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。」と記されているだけであるので、公聴会だけで終わらせている河川が多い。ただし、一部の一級河川(主に近畿地方整備局内)では流域委員会への参加を一般住民から公募している。

そこで、流域委員会の参加を一般住民から公募してその流域委員会で整備計画を審議するように現行法を改正する。

#### ・補助ダムの全体計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

[特定多目的ダム法]

#### ・直轄ダムの基本計画(国土交通大臣の決定)

行政手続法計画確定手続と同様に、決定の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

[水資源開発公団法]

#### ・公団ダムの事業実施計画(国土交通大臣の認可)

行政手続法計画確定手続と同様に、認可の前に異議申立てを受け、事業者と異議申立て者が徹底した議論を行えるようにする。

### 4. 公共事業審査法案

「公共事業審査法案」において住民参加による審査を行える事業段階は次のとおりである。ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで、審査を繰り返すことができる。

[ダム事業の予算段階]

① 予備調査(対象ダムの予算は付いていない。)

② 実施計画調査(対象ダムの予算が付く) → 新規事業として審査を実施

③ 建設段階(事業採択)

↓  
5年経過して未着工の場合  
は再審査を実施

↓  
10年間経過して継続中の場合は再審査を実施

↓  
実施計画調査のままで5年間経過  
した場合は再審査を実施

### 5. まとめ

以上のように、行政手続法の計画確定手続は、ダム計画が確定する直前の段階で住民参加が可能となるのに対して、「公共事業審査法」の場合は、ダム事業が具体化する初期の段階から、一定年数が経過した段階まで住民参加による審査が繰り返される。

また、個別事業法を改正する場合も、個別のダム事業に関して住民参加が可能となるのは、行政手続法と同様に計画が確定する直前の段階である。

# 水余りの時代における既設ダムの運用改善を 求める運動 (住民の手によるダム総点検 ①)

## 1. 既設ダムの未配分の水利権

参議院中村敦夫議員の質問主意書に対する政府答弁書により、別紙 のとおり、既設ダムに大量の余剰水利権（未配分の水利権）があることが判明した。農業用水を除く未配分水利権の直轄ダム、公団ダム、補助ダムの全国合計は約75 m<sup>3</sup>/秒であり、一日水量に換算すると、約650万 m<sup>3</sup>になる。この水量は東京都水道の一日最大配水量約540万 m<sup>3</sup>を大きく上回っている。

これは未配分の水利権だけの数字であり、配分はされたが、実際に使用されていない水利権も入れると、これよりはるかに大きな数字になる。

この大量の余剰水利権は水余りの時代に入り、新たなダム建設が不要になってきたことを如実に示している。

## 2. 総務省の工業用水道の余剰水利権対策

総務省は余剰水利権を抱える工業用水道事業に対して、水利権の転用（水道への転用または利水容量の治水への転用）を促すため、今年度から工業用水道事業未稼働資産等整理経営健全化対策を創設した。（未稼働資産は余剰水利権を意味する。）

余剰水利権の転用が、工業用水道の経営上、非常に重要な課題になってきたからであるが、この転用によって新規ダムの不要性はますます明白になっていく。

## 3. 霞ヶ浦の水位操作凍結

霞ヶ浦では約43 m<sup>3</sup>/秒の新規水利権を生み出す霞ヶ浦開発事業（ダム湖のように水位操作を行えるようにする事業）が1995年度に終了して、翌年度から水位操作が開始されたが、その水位変動によって水生植物群落が大きな打撃を受け、アサザの群落は4年間に1/10に激減した。

霞ヶ浦ではアサザ基金（飯島博代表）が流域の小学校40校の生徒と一緒に、アサザを育てて湖に返す事業、アサザプロジェクトを進めており、水位操作でこのプロジェクト自体の続行が困難になってきた。アサザプロジェクトの活動は霞ヶ浦周辺では大きな広がりをもっており、国土交通省に対して批判が集中した。その結果、2000年の冬から霞ヶ浦の水位操作を凍結することになった。

この背景には霞ヶ浦でも大量の水が余っていて、水位操作を行う必要性がなくなっていることがあり、この例は、開発が終わっても水余りを踏まえた運用の改善で自然への影響

を少なくすることができることを示している。

なお、今年10月になって、国土交通省の霞ヶ浦工事事務所は突然、水位操作凍結中止を発表した。しかし、再び、世論の反発を受け、国土交通省は飯島氏たちと円卓会議を開いて今後の進め方を協議することになった。

## 4. 既設ダム、既設貯水池の運用改善を！

水余りの時代に入って、既設ダムや既設貯水池を規定どおりに運用する必要性はなくなっている。ダムや貯水池の運用を自然への影響が極力少ない方法に変えていくべきである。

たとえば、

宇奈月ダム：利水のための貯水をやめて、排砂ゲートを常時全開すれば、堆積土砂の人為的な排出による悪影響をなくすることができる。

渡良瀬貯水池：利水のための貯水をなくして、水位の人為的な操作をやめ、コンクリート護岸を剥がせば、水生植物群落が繁茂する湖に変えることが可能となる。

他のダムでも、水利権の見直しによる運用の改善を求めていくべきである。

# 霞ヶ浦導水 縮小へ

霞ヶ浦導水の事業計画が県の将来的な「水余り」懸念に基づく施設規模の縮小要望を踏まえ、変更される見直しになった。国土交通省は、早ければ年内にも改定に踏み切る。国の大規模開発事業が地元自治体の方針転換を受けて建設途上で見直されるのは全国初。事業費は総額千九百億円が変わらないが、県の説明によると、国と県の費用分担の見直しに伴い、本県分は実質で百二十億円超の負担減で、名目でも数十億円軽減される見込み。

霞ヶ浦導水は霞ヶ浦と利根川、那珂川を地下水路で結ぶ国交省の事業。霞ヶ浦と川の水を行き交わすことで相互の水質浄化や濁水に備える狙いがある。茨城、東京、千葉、埼玉の各都県も導水事業により新たな都市用水を確保するため、建設費を分担している。一九八五年に着工。二〇一〇年度完成を目指している。

県が事業計画の見直しを求める発端となったのは、県の将来人口推計の見直し。二〇二〇年時点の総人口を従来の約三百

七十万人から三百一十三万人へ下方修正したのを受け、将来の水需要についても試算し直した結果、導水事業を従来計画のまま実施すれば、同年には県内で一日あたり約四十五万トンの余剰水が生じることが判明した。

このため、橋本昌知事は昨年六月議会で、導水事業による本県の都市用水の確保量を既存計画の毎秒約八・七トンから同五

トンに削減する方針を表明。国交省に対し、確保水量の削減やトンネル口径の縮小など事業計画の変更を求めてきた。

国交省は「月までに県の要望を踏まえた変更計画案をまとめ、最終調整に入っている。県企画部によると、関係都県は既に変更案を内諾しており、改定は確実な見通し。

県企画部の説明によると、建設費の本県負担分は従来計画では九百八億円とされていたが、新計画では確保水量の削減や

施設規模の縮小により実質で百二十億円―百三十億円削減される見込み。という。

代わりに、国交省の負担割合が増えることになるという。

## 県負担、120億超減 地元要請で初の見直し

### 巨大ダムでも見直し 自治体、水需要減で「反乱」

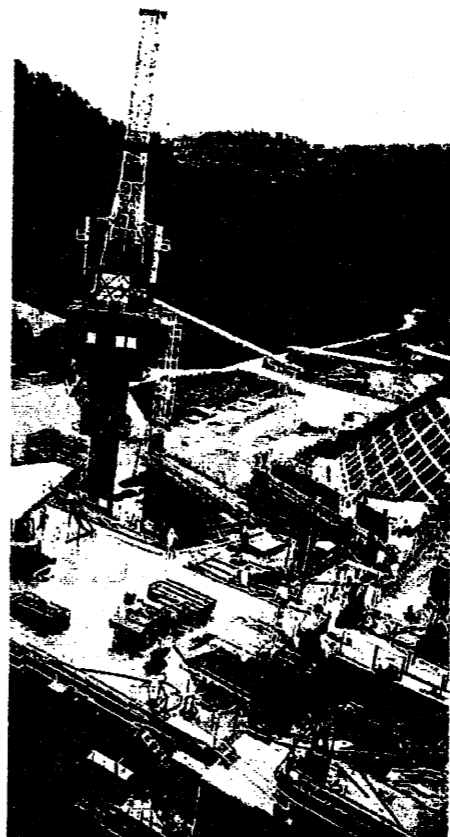
全国で建設・計画中の大規模ダムで、上水道や工業用水の需要の低迷を背景に計画を見直し自治体が相次いでいる。岡山県の吉田ダムでは、最大の需要先の岡山市が利水計画を当面縮小する方針を固めた。地元市町村の「反乱」で、事業の必要性に疑問符がつく状況になっている。

#### 岡山が縮小へ

量40万トンを送るほか、発電や灌漑、工業用水にも利用される。総事業費15町1村3企業団でつ

940億円のうち、国が61%、県や自治体(4市)を負担する。企業団の負担分は、国の補助金や自治体の出資、企業団の起債でまかなう。

岡山市は現在、企業団から日量1万6千トンを受水し、年間約7億円を支払っている。吉田ダム完成後の05年度に受水量を水需要に疑問が投げかけられつつ、建設が進む吉田ダム＝岡山県奥津町で



水需要に疑問が投げかけられつつ、建設が進む吉田ダム＝岡山県奥津町で

3万2千トンを倍増させ、将来は10倍の日量16万トンを下回れば、企業団が市町村に水道水を卸売りする料金を引き上げたり、起債の償還が滞ったりする影響も考えられる。県や市町村で費用負担の見直しについて協議に入る見通しだが、調整は難航しそうだ。

#### 名古屋は返上

日本最大規模で、水資源開発公団が07年度完成をめざす徳山ダム(岐阜県)でも、名古屋市の07年に水利権の一部を返上した。公団はその分を濁水対策に振り向けたが、それでも岡山市は「新たな利水計画は立てられない」と、ダム水に見合う需要を確保できるかどうか頭を痛めている。

ほかには、北海道の新

桂沢ダムで、道企業局が7月、工業用水道事業の需要想定を下方修正した。近畿最大級の規模で計画されている丹生ダム(滋賀県)では、大阪府など自治体の水需要見直しを背景に、本体着工のめどが立っていない。

朝日新聞の調査では、全国で計画・建設中の主要約110ダム(総貯水量900万トン以上)のうち、利水計画見直しの動きが出ているダムは少なくとも十数カ所ある。当別(北海道)、太田川(静岡県)は規模縮小が決まっている。

水需要については総務省が昨年7月、国土交通省に、国の水資源開発基本計画の需要見直しが大として、推計方法の検証を勧告している。

# 常陽新聞

発行所 常陽新聞社  
本社 〒300-0051  
土浦市真鍋2丁目7番6号  
電話 0298-21-1780(代)  
FAX 0298-22-6743  
水戸支社 〒310-0063  
水戸市五軒町1丁目5番48号  
電話 029-221-6420(代)  
FAX 029-221-6474  
東京支社 〒104-0061  
東京都中央区銀座2-10-8  
大日ビル3階  
電話 03-5565-0530  
FAX 03-3543-3478

常陽新聞社 2000

チラシは暮らしのニュースです。  
AOI(株)朝日オリコミ茨城  
土浦市虫母東三六七八  
TEL0298(二四)四四六八代

県内主要ニュースはインターネットでも見ることができます  
常陽新聞ホームページ  
<http://www.joyo-net.com/>

## 霞ヶ浦

### 水位操作見直しへのせめぎ合い

建設省霞ヶ浦工務事務所は今日五日、アサザの緊急保全対策のため冬期の水位操作を一時中止し、市民団体と共に、アサザを含めた湖岸帯の植生復元に取り組むことを表明した。湖岸帯復元事業は年間数十億円規模で数年間にわたり実施する計画で、国内に例のない大規模な自然環境再生事業となる見通し。総事業費約二千八百六十四億円、二十五年度の歳月をかけた霞ヶ浦開発事業の大きな方向転換でもある。「霞ヶ浦・北浦をめぐする市民連絡会議」の飯島博事務局長は「歴史的なターニングポイント。湖全体の環境を再生させる出発点に立った」と意義を語る。

追い込まれている」という内容。私たちがアサザがなくなっていくとは思っていないので、何とかできる方向性を探した。流域の小中学生もアサザの再生に取り組んでおり主だった反対意見はない。利水者の反対もない。流域住民や利水者はそれだけ自然と利用のバランスを理解している」と説明する。

「もう一つの実際は建設省内部で激しい議論が戦わされた。九月二十一日以降、二、三日おきに、潮来町や牛久市で同工務事務所

求めの申し入れ書を同工務事務所のほか建設大臣などに郵送。「決まったことだからやる」という役人根性によってアサザが絶滅に追い込まれている」と建設省を強く非難した。さらに水位を上昇させた場合、アサザの回復は、建設省内部で

めた。三日朝、飯島さんのもとには「決裂する可能性もあるけど、一本でもいいから話ができるルートを残しておいてほしい」と同工務事務所から電話があった。四日、最大の水利権者である茨城県庁の了解を取り付け、結論がまとまったと飯島さんに報告があったのは、同日夜八時。急ぎ翌五日の共同記者会見が設定された。

「建設省はアサザの現存個所と消失個所の計十六カ所で消波構造物を設置する緊急保全対策を早急に実施する」としている。さらに「アサザ基金」(飯島博代表)と共同で、流域の小学校四十校に「アサザ」を育てて湖に返す計画。アサザプロジェクトで新たに植え付けたアサザ

# 開発から環境へ方向転換

15日間の歴史的転換。歴史的な方向転換は九月二十一日から十月五日までのわずか十五日間でなされた。霞ヶ浦のアサザは、冬場の水位を約二十センチ上昇させる水位操作が一九九六年に始まって以来、わずか四年間で十分の一に激減。西澤淳、建設省土木研究所研究員、兼合いづみ・東京大学教授らと六年前から共同調査を続けていた同市民連絡会議は今年七月、調査結果をもとに、冬期の水位低下を求める要望書を同工務事務所に出していた。

建設省内部で激しい議論が戦わされた。九月二十一日以降、二、三日おきに、潮来町や牛久市で同工務事務所

と水資源公団、飯島さんとの話し合いが繰り返された。建設省側は当初、「アサザ衰退の因果関係もはっきりしない。水位の見直しはできない」と一点張り。飯島さんは「将来何が起きるか具体的に示してほしい。展望が示されなければ止める」と突っぱねた。十月に入って同工務事務所は「波消しを止めて、湖岸帯を回復させよう」という方針を打ち出した。飯島さんは「水位は湖全体の生態に影響する。部分的な対応はだめ」と回答。せめぎ合いは続いた。

「建設省内部で水位操作の見直しを検討されている」といふお返しが返ってきた。建設省側は「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。建設省内部では「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。建設省内部では「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。

## 年間数十億円規模

### 湖岸帯の植生復元

#### 「歴史的な出発点」は市民団体は評価

プロジェクトや水郷トンボ公園の管理などが求められる。水郷トンボ公園の管理などが求められる。水郷トンボ公園の管理などが求められる。

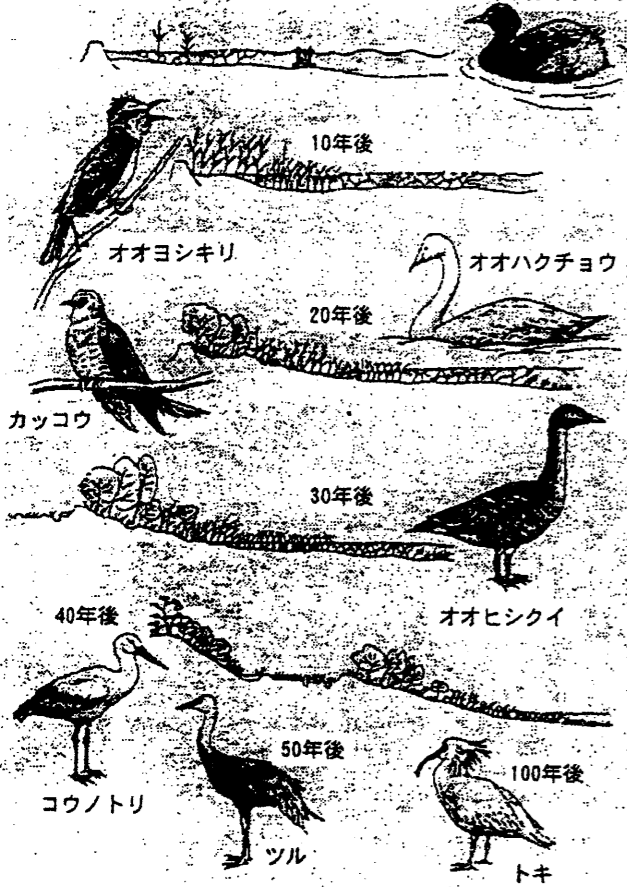
「建設省はアサザの現存個所と消失個所の計十六カ所で消波構造物を設置する緊急保全対策を早急に実施する」としている。さらに「アサザ基金」(飯島博代表)と共同で、流域の小学校四十校に「アサザ」を育てて湖に返す計画。アサザプロジェクトで新たに植え付けたアサザ

「建設省はアサザの現存個所と消失個所の計十六カ所で消波構造物を設置する緊急保全対策を早急に実施する」としている。さらに「アサザ基金」(飯島博代表)と共同で、流域の小学校四十校に「アサザ」を育てて湖に返す計画。アサザプロジェクトで新たに植え付けたアサザ

## 霞ヶ浦再生100年計画イメージ図

(飯島博さん作製)

カイツブリ



建設省内部で水位操作の見直しを検討されている」といふお返しが返ってきた。建設省側は「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。建設省内部では「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。

「建設省内部で水位操作の見直しを検討されている」といふお返しが返ってきた。建設省側は「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。建設省内部では「一度水位を落して、二度と上げられないようにしたい」という方針を打ち出した。



# 未配分の水利権がある既設ダム

## 直轄ダム

ダムの名称	利水者名	水利権量 (m <sup>3</sup> /秒)	
		配分済み	未配分
定山溪ダム	北海道電力株式会社	10	0
	札幌市 (水道用)	3,256	1,082
滝里ダム	北海道電力株式会社	150	0
	江別市 (水道用)	0	0.161
	中野知広城水道企業団	0.202	0.39
	農林水産省	6,512	52,828
桂沢ダム	電源開発株式会社	23.5	0
	桂沢水道企業団	0.998	0.502
美利河ダム	農林水産省	17,593	0
	北海道電力株式会社	12.6	0
沼田ダム	農林水産省	0	3,301
	今金町 (農業用)	0.001	0.212
岩尾内ダム	北空知広城水道企業団	0.273	0.148
	農林水産省	8,047	0
二風谷ダム	北海道 (発電)	35	0
	士別市 (水道用)	0.114	0
	士別市 (工業用)	0	0.742
	農林水産省	32.11	0
七ヶ宿ダム	上士別土地改良区	1,364	0
	北見市 (水道用)	0.623	0
	訓子府町 (水道用)	0.015	0

## 公園ダム (長良川河口堰を除く)

ダムの名称	利水者名	水利権量 (m <sup>3</sup> /秒)	
		配分済み	未配分
霞ヶ浦開発	茨城県 (水道用)	2,429	0
	東京都 (水道用)	1.5	0
	九十九里水道企業団	0.865	0
	小島川広域水道企業団	0.133	0
	鎌子市 (水道用)	0.372	0.028
	佐原市 (水道用)	0.139	0.023
	潮来町 (水道用)	0.062	0
	東町 (水道用)	0.009	0
	千葉県 (工業用)	0	1.2
	茨城県 (工業用)	12,288	4,312
	農林水産省	15,117	0
	水資源開発公団 (農業用水)	21,747	0
	茨城県 (農業用)	1,314	1,404
	群馬県 (発電)	78	0
草木ダム	埼玉県 (水道用)	0.54	0
	東京都 (水道用)	5.68	0
	桐生市 (水道用)	0.52	0
	佐野市 (水道用)	0	0.3
	群馬県 (工業用)	0.6	0
	東京都 (工業用)	0.98	0
	足利市 (工業用)	0	0.3

## 補助ダム

ダムの名称	利水者名	水利権量 (m <sup>3</sup> /秒)	
		配分済み	未配分
朝里ダム	小樽市 (水道用)	0.281	0.272
	美幌市 (工業用)	0.035	0.081
美幌ダム	美幌市 (水道用)	0.116	0
	栗山町 (水道用)	0.075	0.041
愛別ダム	農林水産省	0.037	0.003
	当麻町 (水道用)	0.032	0.002
	比布町 (水道用)	0.021	0.003
	愛別町 (水道用)	0.03	0
	上川町 (水道用)	0	0.024
	北海道 (工業用)	0	0.093
	小平町 (水道用)	0.033	0.011
	小平町 (農業用)	1,797	0
	久吉ダム水道企業団	0.079	0.043
	盛岡市 (水道用)	0.35	0.02
入畑ダム	岩手県 (発電)	3.5	0
	岩手中部広域水道企業団	0.44	0
	岩手県 (工業用)	0.368	0.234
	仙台市 (水道用)	0.637	0
七北田ダム	塩竈市 (水道用)	0	0.15
	宮城県 (水道用)	0.224	0.239
南川ダム	東北電力株式会社	5	0

鹿ノ子ダム	阪戸町 (水道用)	0.019	0.002
	留辺蘂町 (水道用)	0.028	0
	常呂町 (水道用)	0.038	0.004
	北海道 (農業用)	0	0.457
二風谷ダム	留辺蘂町 (農業用)	0	0.179
	北海電力発電株式会社	35	0
	平取町 (水道用)	0.006	0.024
	門別町 (水道用)	0	0.032
札内川ダム	北海道 (工業用)	0.155	0.817
	北海道 (農業用)	0	0.406
	電源開発株式会社	16	0
	十勝中部広域水道企業団	0.38	0.78
浅瀬石川ダム	農林水産省	5,593	0.004
	東北電力株式会社	24	0
御所ダム	津軽広域水道企業団	1.19	0.278
	岩手県 (発電)	60	0
湯田ダム	盛岡市 (水道用)	0.116	0.634
	岩手県 (発電)	42	0
七ヶ宿ダム	日重水力株式会社 (発電)	18	0
	農林水産省	7,702	0.298
七ヶ宿ダム	宮城県 (水道用)	3,472	3,425
	宮城県 (工業用)	0	0.647
七ヶ宿ダム	農林水産省	1,485	0
	宮城県 (農業用)	0.853	0.607
	岩田町 (農業用)	0	0.724

漆沢ダム	農林水産省	4.16	0
	栃木県 (農業用)	4.17	0
	東京電力株式会社	300	0
	群馬県 (水道用)	2.35	0.559
	東京都 (水道用)	4	0
	高崎市 (水道用)	0.175	0
	澁川市 (水道用)	0.116	0
	農林水産省	1,667	0
	水資源開発公団 (農業用水)	14,197	0
	茨城県 (水道用)	0.179	0
矢木沢ダム	群馬県 (水道用)	2,054	0.016
	埼玉県 (水道用)	0.951	0
	千葉県 (水道用)	1,328	0
	東京都 (水道用)	2.07	0
	印旛郡市広域市町村圏事務組合 (水道用)	0.505	0
	大間々管懸上水道企業団	0.25	0
	北千葉広域水道企業団	0.2	0
	九十九里地域水道企業団	0.135	0
	長門川水道企業団	0.1	0
	東総広域水道企業団	0.122	0
奈良俣ダム	高崎市 (水道用)	0.115	0
	神崎町 (水道用)	0.02	0
	群馬県 (工業用)	0.65	0
	水資源開発公団 (農業用水)	2,235	0
	千葉県 (水道用)	0	0.5

山瀬ダム	能代市 (水道用)	0.081	0
	田代町 (水道用)	0.023	0
素波里ダム	東北電力株式会社 (工業用水)	0.105	0.057
	秋田県 (発電)	12	0
大松川ダム	農林水産省	9,952	2,022
	秋田県 (発電)	2.9	0
神産ダム	横手市 (水道用)	0.075	0.087
	秋田県 (農業用)	0.538	0
田沢川ダム	山形県 (水道用)	0.226	0.035
	山形県 (水道用)	0.302	0.088
四時ダム	会津若松市 (水道用)	0.394	0.069
	いわき市 (水道用水)	0.174	0
桶川ダム	福島県 (工業用)	0.485	0.815
	白河地方水道供給企業団	0.207	0.058
真野ダム	福島県 (発電)	2.8	0
	相馬地方広域水道企業団	0.27	0
藤井川ダム	福島県 (工業用)	0.431	0.26
	水戸市 (水道用)	0.334	0
藤井川ダム	常北町 (水道用)	0.02	0
	常北町 (農業用)	0.073	0.077
	日立市 (水道用)	0.111	0



釜房ダム	東北電力株式会社	6	0
	仙台市 (水道用)	2,548	0
	川崎町 (水道用)	0.032	0.013
	宮城県 (工業用)	0.637	0.52
	秋田県 (発電)	40	0
	秋田市 (水道用)	0.562	0.73
	雄和町 (水道用)	0.027	0
	秋田県 (工業用)	3.284	1.954
	秋田県 (農業用)	0.171	0
	仙北郡黒倉堰土地改良区	1.88	0
	雄和町中央土地改良区	0.071	0.003
	東北電力株式会社	62.5	0
	山形県 (水道用)	1.246	1.525
	農林水産省	5.9	0
	山形県 (発電)	20	0
	飯豊町 (工業用)	0	0.116
	農林水産省	7.793	1.671
	東北電力株式会社	13	0
	山形県 (水道用)	1.12	0.25
	電源開発株式会社	252	0
	東北電力株式会社	45	0
	会津若松地方水道用水供給企業団	0.318	0
	福島県 (工業用)	0	0.839
	農林水産省	1.646	0.894

東金ダム及び長瀬ダム	九十九里地域水道企業団	0.8	0
	南房総広域水道企業団	0.5	0
	長野県 (発電)	4.7	0
	水資源開発公団 (水道用)	2.769	0
	岐阜県 (水道用)	0.2	0.1
	名古屋市長古屋市 (水道用)	0.5	0
	水資源開発公団 (工業用)	0.731	0
	水資源開発公団 (水道用)	1.102	0
	岐阜県 (水道用)	0.404	0.396
	水資源開発公団 (工業用)	2.098	0
	中部電力株式会社	335	0
	水資源開発公団 (水道用)	1.75	0.24
	岐阜県 (水道用)	0.4	0.38
	愛知県 (水道用)	7.22	0
	名古屋市長古屋市 (水道用)	11.94	0
	水資源開発公団 (工業用)	10.96	3.54
	岐阜県 (工業用)	0	3.13
	水資源開発公団 (農業用)	5.48	0
	岐阜県 (農業用)	0	0.65
	水資源開発公団 (水道用)	0.668	0
	水資源開発公団 (工業用)	0.131	0.063
	水資源開発公団 (農業用)	5.99	0
	奈良市 (水道用)	1.08	0
	山添村 (水道用)	0.002	0.008
	都祁村 (水道用)	0.016	0.03
	布目ダム		

竜神ダム	金砂郷町 (水道用)	0.035	0
	水府村 (水道用)	0.018	0.017
	常陸太田市 (工業用)	0.075	0.103
	水府村 (工業用)	0	0.007
	日立市 (水道用)	0.142	0.193
	十王町 (水道用)	0.051	0
	十王町 (工業用)	0.006	0.008
	足利市 (水道用)	0	0.06
	茂木町 (水道用)	0.023	0
	塩谷町 (水道用)	0.11	0.006
	喜連川町 (水道用)	0.054	0.027
	農林水産省	0.24	0
	桐生市 (水道用)	0	0.4
	富岡市 (水道用)	0.129	0.033
	吉井町 (水道用)	0.135	0.056
	下仁田町 (水道用)	0.035	0
	甘楽町 (水道用)	0.01	0.002
	群馬県 (水道用)	0	0.165
	太田市 (水道用)	0.238	0.092
	中之条町 (水道用)	0.029	0.006
	埼玉県 (水道用)	0.07	0.5
	千葉県 (水道用)	1.1	0
	市原市 (水道用)	0.266	0.234
	三条郡城水道水供給企業団	0.661	0.115
	魚津市 (消流雪)	0	0.093

三春ダム	郡山市 (水道用)	0.493	0.517
	白沢村 (水道用)	0	0.024
	三春町 (水道用)	0.083	0.057
	船引町 (水道用)	0.062	0.006
	日本化学工業株式会社 (工業用)	0.024	0
	農林水産省	1	0.58
	福島県 (農業用)	0.55	0.459
	栃木県 (水道用)	0.47	0
	千葉県 (水道用)	0.62	0
	宇都宮市 (水道用)	1.244	0
	藤原町 (水道用)	0.3	0
	栃木県 (工業用)	1.273	0.557
	千葉県 (工業用)	2.066	0.594
	農林水産省	1.44	0
	水資源開発公団 (農業用)	3.25	0
	栃木県 (農業用)	0	1.02
	千葉県 (農業用)	1.27	0
	神奈川県内広域水道企業団	14.526	0.524
	関西電力株式会社	70	0
	富山県 (水道用)	0	0.68
	電源開発株式会社	180	0
	石川県 (水道用)	4.83	0.616
	石川県 (工業用)	0	0.619
	東京電力株式会社	25	0
	長野市 (水道用)	0.357	0.801

富郷ダム	愛媛県 (発電)	4	0
	銅山川上水道企業団	0.46	0.06
	銅山川工業用水企業団	1.48	0
	愛媛県 (発電)	8	0
	四国電力株式会社	6	0
	電源開発株式会社	55	0
	水資源開発公団 (水道用)	3.48	0.39
	徳島市 (水道用)	1.572	0
	鳴門市 (水道用)	0.543	0.012
	高知市 (水道用)	0.73	0
	松茂町 (水道用)	0.139	0.088
	北島町 (水道用)	0.159	0.008
	土成町 (水道用)	0.081	0.001
	美禰町 (水道用)	0.011	0.01
	三野町 (水道用)	0.012	0.011
	三好町 (水道用)	0.025	0
	旭田町 (水道用)	0.053	0
	山城町 (水道用)	0.012	0
	三好町 (水道用)	0.027	0.011
	銅山川上水道企業団 (水道用)	0.23	0
	水資源開発公団 (工業用)	0.63	0
	徳島県 (工業用)	2.03	6
	愛媛県 (工業用)	4.95	0
	高知県 (工業用)	0	0.5
	農林水産省	3.854	0

和田川ダム及び鏡川ダム	黒部市 (消流雪)	0	0.636
	富山県 (水道用)	0.96	1.46
	富山県 (工業用)	3.7	0
	農林水産省	11.73	0
	富山県 (発電)	50	0
	日本海発電株式会社	6	0
	富山県 (水道用)	0	1.273
	関西電力株式会社	13	0
	井波町 (消流雪)	1.3	0
	穴水町 (水道用)	0.035	0
	門前町 (水道用)	0.046	0
	石川県 (工業用)	0	0.035
	上伊那郡広域水道用水企業団	0.551	0.028
	三重県 (発電)	40	0
	三重県 (工業用)	0	2.49
	滋賀県 (水道用)	0.416	0.035
	土山町 (水道用)	0.068	0.008
	滋賀県 (工業用)	0	0.073
	兵庫県 (水道用)	1.725	0.66
	安室ダム水道用水企業団	0.216	0.016
	大田市 (水道用)	0.093	0.081
	高根県 (発電)	10	0
	高根県 (水道用)	0.314	0.022
	高根県 (工業用)	0.028	2.499
	岡山県 (発電)	5.5	0

早明浦ダム			
-------	--	--	--

高橋広城水道企業団	0	0.208
静岡県大井川広城水道企業団	2.71	3.29
農林水産省	3.045	0
三重県(発電)	9	0
三重県(水道用)	1.719	0.281
兵庫県(水道用)	2.929	0.542
農林水産省	5.020	0
兵庫県(工業用)	0	0.354
農林水産省	4.324	0
岡山市(水道用)	0.116	0
瀬戸町(水道用)	0.093	0
熊山町(水道用)	0	0.035
岡山県広城水道企業団	0.486	0
邑久牛窓水道企業団	0.148	0
東播水道企業団	0.069	0
財務省印刷局(工業用)	0.046	0
麒麟麦酒株式会社(工業用)	0.077	0
山陽板紙工業株式会社(工業用)	0.081	0
アイエ方株式会社(工業用)	0	0.006
福山市(水道用)	1.157	0
府中市(水道用)	0	0.069
神辺町(水道用)	0	0.116
新市町(水道用)	0	0.046
福山市(工業用)	0.579	0
中国電力株式会社	10	0

愛媛県(農業用)	0.64	0
水資源開発公団(農業用)	11.3	0
井川町(農業用)	0.044	0
水資源開発公団(水道用)	1.727	0
島根市(水道用)	0	0.139
福岡県南広城水道企業団	0.777	0
佐賀東部水道企業団	1.007	0
水資源開発公団(農業用)	8.05	0
福岡県(発電)	2	0
水資源開発公団(水道用)	1.158	0
水資源開発公団(工業用)	0.173	0

発電と農業用水を除く合計

22.295

千屋ダム	新見市(水道用)	0.069	0.047
	岡山県(工業用)	1.25	0
	岡山県(発電)	60	0
	岡山市(水道用)	0.131	0
	御津町(水道用)	0	0.079
旭川ダム	建部町(水道用)	0.054	0.035
	落合町(水道用)	0.061	0.032
	旭町(水道用)	0.013	0.016
	吉永町(水道用)	0	0.023
八塔寺川ダム	岡山県広城水道企業団	0	0.035
高瀬川ダム	岡山県広城水道企業団	0	0.012
	中国電力株式会社	12	0
	広島県(水道用)	1.03	0
棟梨ダム	三原市(水道用)	0.139	0
	広島県(工業用)	0.591	0.208
	山口・小郡地域広城水道企業団	0.638	0.404
荒谷ダム	山口県(発電)	3.5	0
	鶴山市(水道用)	0.103	0.06
末武川ダム及び吉原ダム	下松市(水道用)	0.335	0.128
	山口県(工業用)	0.127	0.061
生見川ダム	山口県(発電)	3.5	0
	山口県(工業用)	0.538	0.942
	光畑広城水道企業団	0.193	0.187
中山川ダム	徳島県(発電)	10	0
正木ダム	徳島県(工業用)	0	0.8

弥栄ダム	広島県(水道用)	0.701	0
	柳井地広城水道企業団	0.347	0.232
	山口県(工業用)	0.07	0.399
	大竹市(工業用)	0.348	0
	中国電力株式会社	3	0
温井ダム	広島県(水道用)	0	1.157
	広島市(水道用)	0	2.315
	中国電力株式会社	22	0
	広島県(水道用)	1.158	0
	広島市(水道用)	1.168	0
	広島県(工業用)	0.938	0.22
土師ダム	八千代町(農業用)	0.381	0
	福山市(水道用)	0.846	0
	府中市(水道用)	0.139	0
	神辺町(水道用)	0	0.035
三川ダム	新市町(水道用)	0.012	0
	福山市(工業用)	0.695	0
	農林水産省	3.6	0
	防府市(水道用)	0.23	0.407
島地川ダム	新南陽市(水道用)	0.068	0
	山口県(工業用)	1.025	0.503
	宿毛市(水道用)	0	0.023
中筋川ダム	高知県(工業用)	0	0.093
	農林水産省	0	0.237
大瀬ダム	西国電力株式会社	45	0

(直轄ダム)

遠賀川河口堰	高知市(水道用)	0.695	0.705
	北九州市(水道用)	0.825	0
	北九州市(工業用)	0.939	0.236
	九州電力株式会社	140	0
厳木ダム	唐津市(水道用)	0.243	0
	多久市(水道用)	0.058	0
	厳木町(水道用)	0.047	0
	相知町(水道用)	0.012	0.011
	唐津市(工業用)	0.078	0.038
緑川ダム	熊本県(発電)	55	0
	熊本県(農業用)	0	5.5
	大分県(発電)	5	0
	北九州市(水道用)	0.684	0
耶馬溪ダム	中津市(水道用)	0.116	0
	京築地区水道企業団	0.116	0
	大分県(工業用)	0	0.684
辺野喜ダム	沖繩県(水道用)	0.179	0
	沖繩県(工業用)	0	0.064
	沖繩県(水道用)	1.052	0
福地ダム	沖繩県(工業用)	0.244	0.07
漢那ダム	沖繩県(水道用)	0.133	0
	沖繩県(農業用)	0	0.139

発電と農業用水を除く合計

32.749

発電と農業用水を除く合計

19.936

府中ダム	徳島県(農業用)	0.37	0
	香川県(工業用)	0.8	0.45
黒瀬ダム	住友共同電力株式会社	5	0
	愛媛県(工業用)	0.579	2.271
	宮田町(水道用)	0.041	0
	若宮町(水道用)	0.017	0
大鳴ダム	地域振興整備公団(工業用)	0.03	0.098
	福岡県(工業用)	0	0.058
	田川市(水道用)	0.053	0
	川崎町(水道用)	0.02	0
陣屋ダム	地域振興整備公団(工業用)	0.112	0.199
	武雄市(水道用)	0.04	0
矢筈ダム	武雄市(工業用)	0.018	0.011
	小浜町(水道用)	0.025	0.01
別所ダム	長崎県(農業用)	0.967	0
	杵北町(水道用)	0.023	0
都呂々ダム	熊本県(工業用)	0.09	0.016
	杵北町(農業用)	0.097	0

## 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針（長期的な河川整備の方針）で、

- ・基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）と計画高水流量（河道整備で流下可能となる最大洪水流量）がきまり、必要なダム（群）の規模が決定される。
- ・しかし、実際には数十年前に策定された工事実施基本計画の基本高水流量の値がそのまま踏襲されており、河川整備基本方針を新たに策定される意味が失われている。

河川整備計画（20～30年間の整備計画）で

- ・整備計画で目標とすべき最大洪水流量が設定され、それに応じて具体的なダム建設計画の場所、規模が定められる。
- ・河川整備計画が実際の河川整備の具体的な内容を定めるものであるため、その目標流量がダム建設の是非に関わる数字になっており、その設定がきわめて重要な意味をもっている。

### 1. 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で13水系、2級河川で152水系（8月5日現在）である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が7水系、2級河川が57水系であり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

### 2. 1級河川の河川整備基本方針の内容

1級河川9水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事実施基本計画の基本高水流量、計画高水流量の数字がそのまま踏襲されている。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一

から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事実施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事実施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は、流量確率評価〔注〕と既往最大流量の2点からみて既定の基本高水流量が妥当か否かのチェックが一応されているけれども、実際には妥当という結論が得られるように、いろいろな工夫がされており、チェックには全くなっていない。

要するに、工事実施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なことは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようになっている。

〔注〕工事実施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率法で求められている。しかし、雨量確率法は最終値を求めるまでに計算者の判断要素が入る余地がいくつもあるため、客観的な計算手法とはいえない。それに対し、流量確率法は統計計算だけによるものであるため、使用データと統計手法の選択に誤りがなければ、その計算値は客観的なものである。河川法改正直後においては、河川整備基本方針の基本高水流量を設定するのに際し、当時の建設省内部で流量確率法を中心にした算出方法を採用することが検討されていた。しかし、その後、工事実施基本計画の基本高水流量を河川整備基本方針でも変えない方針が出されたため、流量確率法で基本高水流量を再計算することは見送られることになった。

今回、1級河川では一応、流量確率方式による評価が行われているけれども、その実態はきわめて形式的なものである。実測流量の代わりに推定実績流量を使ったり、或いは過大な値が算出される統計手法をわざわざ入れることによって、基本高水流量が妥当だという結論が得られるようにしている。

**雨量確率方式：**最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去のいくつかの洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果の中から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を選択する。

**流量確率方式：**流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

### 3. 1級河川の河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは7河川である。計画原案が示された2河川も含めて、9河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれ

の河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備における洪水目標流量は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

	基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②/①
留萌川 (北海道)	大和田	1 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 0 5 0 m <sup>3</sup> /秒	0.81
多摩川 (東京都等)	石原	8 7 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.52
大野川 (大分県等)	白滝橋	1 1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	9 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.86
豊川 (愛知県)	石田	7 1 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 6 5 0 m <sup>3</sup> /秒	0.65
沙流川 (北海道)	平取	5 4 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.80
最上川 (山形県)	両羽橋	9 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	7 6 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.84
中筋川 (高知県)	磯ノ川	1 2 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.83
由良川 (京都府)	福知山	6 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	3 7 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.57
白川 (熊本県)	代継橋	3 4 0 0 m <sup>3</sup> /秒	2 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0.68

表 1 級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量 (2002年10月現在)

(1) 河川整備基本方針の目標流量 (工事実施基本計画の値をそのまま使用)

河川	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画策定年
沙流川 (北海道)	1/100	平取	5 4 0 0 m <sup>3</sup> /秒	3 9 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1978年
留萌川 (北海道)	1/100	大和田	1 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	8 0 0 m <sup>3</sup> /秒	5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1988年
最上川 (山形県)	1/150	両羽橋	9 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	8 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1974年
多摩川 (東京都等)	1/200	石原	8 7 0 0 m <sup>3</sup> /秒	6 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	2 2 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1975年
狩野川 (静岡県)	1/100	大仁	4 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	0 m <sup>3</sup> /秒	1968年
豊川 (愛知県)	1/150	石田	7 1 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 1 0 0 m <sup>3</sup> /秒	3 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1971年
由良川 (京都府等)	1/100	福知山	6 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	5 6 0 0 m <sup>3</sup> /秒	9 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1966年
大野川 (大分県等)	1/100	白滝橋	1 1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	9 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1974年
本明川 (長崎県)	1/100	裏山	1 0 7 0 m <sup>3</sup> /秒	8 1 0 m <sup>3</sup> /秒	2 6 0 m <sup>3</sup> /秒	1991年
白川 (熊本県)	1/150	代継橋	3 4 0 0 m <sup>3</sup> /秒	3 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1980年
米代川 (秋田県等)	1/100	二ツ井	9 2 0 0 m <sup>3</sup> /秒	8 2 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1973年
荒川 (新潟県等)	1/100	花立	8 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	6 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1968年
斐伊川 (島根県等)	1/150	上島	5 1 0 0 m <sup>3</sup> /秒	4 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	6 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1976年

(2) 河川整備計画の目標流量

河川	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等 (下線は既設)
留萌川 (北海道)	大和田	1 0 5 0 m <sup>3</sup> /秒	既往第二位	2 5 0 m <sup>3</sup> /秒	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川 (東京都等)	石原	4 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後最大		
大野川 (大分県等)	白滝橋	9 5 0 0 m <sup>3</sup> /秒	既往最大		
豊川 (愛知県)	石田	4 6 5 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後最大	5 5 0 m <sup>3</sup> /秒	設楽ダム
沙流川 (北海道)	平取	4 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後最大雨量	1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	二風谷ダム、平取ダム
最上川 (山形県)	両羽橋	7 6 0 0 m <sup>3</sup> /秒	による想定最大洪水		
中筋川 (高知県)	磯ノ川	1 0 0 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後最大	6 0 0 m <sup>3</sup> /秒	寒河江ダム、白川ダム、長井ダム
(中筋川の基本高水流量)		1 2 0 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後最大	3 6 0 m <sup>3</sup> /秒	中筋川ダム、横瀬川ダム
			計画規模	1/100	

(3) 河川整備計画原案の目標流量

河川	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
由良川 (京都府等)	福知山	3 7 0 0 m <sup>3</sup> /秒	戦後第四位		
白川 (熊本県)	代継橋	2 3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	1/20~1/30洪水	3 0 0 m <sup>3</sup> /秒	立野ダム、黒川遊水池群

○二級河川河川整備基本方針・河川整備計画の同意状況

平成14年8月5日現在

都道府県名	水系名	整備計画	都道府県名	水系名	整備計画	都道府県名	水系名	整備計画
北海道	麻路川	○	静岡県	興津川	○	香川県	讃岐川	
北海道	上白丹川		静岡県	蒲戸川	○	愛媛県	須賀川	○
北海道	歌島川		静岡県	太田川	○	愛媛県	北川	
北海道	折川		静岡県	青野川	○	愛媛県	洗地川	
北海道	勝納川		静岡県	八木沢大川	○	愛媛県	宮前川	
北海道	ホンベツ川		静岡県	松原川	○	高知県	新川川	○
北海道	乳巻川		三重県	松山麓川		高知県	和食川	○
北海道	波真川		京都府	大津川	○	高知県	以布利川	
北海道	美園川		京都府	福田川		福岡県	葦川	
北海道	厚沢部川		大阪府	大津川	○	福岡県	湊川	
北海道	厚真川	○	大阪府	樫井川		福岡県	那珂川	
北海道	静内川		大阪府	佐野川	○	佐賀県	鹿島川	○
北海道	知利別川		大阪府	津田川		佐賀県	佐志川	
北海道	古丹別川		大阪府	東川	○	佐賀県	宝島川	○
北海道	泊川		大阪府	石津川		佐賀県	有田川	
北海道	雁舟川		兵庫県	新湊川	○	佐賀県	志佐川	○
北海道	薄根川		兵庫県	大津川		長崎県	相浦川	
北海道	興部川		兵庫県	富島川		長崎県	浦上川	○
北海道	小平築川		兵庫県	西浜川		長崎県	江之浦川	
北海道	頓別川		兵庫県	法華山谷川		長崎県	小佐々川	○
北海道	田沢川		和歌山県	切目川	○	長崎県	佐藤川	
北海道	福島川		和歌山県	日高川		長崎県	舟志川	
北海道	望来川		和歌山県	左会津川		長崎県	釣道川	○
北海道	白老川		和歌山県	鳥の川		長崎県	時津川	
北海道	太櫓川		和歌山県	南部川		長崎県	中島川	○
青森県	糠川		鳥取県	堀見川		長崎県	一反田川	
青森県	奥戸川		鳥取県	由良川		長崎県	山手川	○
青森県	五戸川		鳥取県	浜田川	○	長崎県	よし川	○
青森県	新城川		鳥取県	美田川	○	長崎県	伊木力川	○
青森県	田名部川		鳥取県	益田川	○	長崎県	小浦川	○
青森県	塚川		鳥取県	神戸川		熊本県	岩下川	○
青森県	中村川		岡山県	幸崎川		熊本県	大瀬川	
岩手県	気仙川	○	岡山県	幸田川		熊本県	上津浦川	○
宮城県	伊里前川	○	岡山県	瀬川		熊本県	高浜川	
福島県	木戸川	○	広島県	八幡川	○	熊本県	唐人川	
福島県	夏井川	○	広島県	黒瀬川	○	熊本県	諸木川	○
茨城県	瀬上川		広島県	尾崎川		大分県	白杵川	○
千葉県	平久里川		広島県	賀茂川		大分県	武蔵川	○
新潟県	石川	○	広島県	手城川		宮崎県	広瀬川	
新潟県	胎内川	○	山口県	有帆川	○	宮崎県	箕川	
新潟県	前川	○	山口県	切戸川	○	宮崎県	石崎川	
新潟県	国府川	○	山口県	権野川		宮崎県	市木川	
新潟県	落越川		山口県	三隅川	○	鹿児島県	大和川	○
富山県	小川	○	山口県	大内川		沖縄県	横間川	○
富山県	黒瀬川		山口県	勸場川		沖縄県	謝名堂川	○
富山県	片貝川		山口県	真緒川		沖縄県	白比川	○
石川県	河原田川		香川県	綾川	○	沖縄県	中の川	○
石川県	米町川		香川県	善東川		沖縄県	真喜屋大川	
石川県	新堀川		香川県	大東川		沖縄県	屋部川	
石川県	野野川		香川県	高瀬川		沖縄県	大保川	
石川県	御坂川		香川県	別当川	○			

基本方針：152水系  
整備計画：57河川



## 河川整備計画策定状況（2002年10月17日現在）

各地方整備局ごとに記します。

北海道開発局；留萌川、沙流川は策定済み

十勝川、釧路川、千歳川は準備中。

すべて、流域委員会もしくはそれに該当するものへの住民公募はない。

東北；策定済みなし。

地方自治体、学識経験者の意見を聞きながら素案を作っている。

水系によっては、公募を考えている所もある。

関東；策定済みは多摩川のみ

北陸；荒川は基本方針策定 基本高水流量、計画高水流量は工実と同じ数値。

荒川、関川で河川整備計画策定準備。ともに公募はない。

中部；策定済みは豊川のみ（設楽ダム推進）

準備中は天竜川と庄内川。天竜川は一部を公募

近畿；策定済みはなし

九頭竜川、揖保川、紀の川、淀川は流域委員を一部公募。策定中。

由良川は公募なしで策定中。

中国；斐伊川 基本方針策定済み。基本高水、計画高水とも工実と同じ数値（5,100 と

4,500）。建設中（付け替え道路工事段階）の尾原ダムで調整。河川整備計画は未着手。

四国；四万十川支川中筋川；基本計画なしで整備計画策定（中村工事事務所の HP 参照してください）

中村市の水道と、2年に1回の洪水への対応のため、四万十川の基本方針に先駆けて策定した。

建設費段階の計画ダムである横瀬川ダム（直轄）で洪水調節。

九州；白川は 2/7/23 に整備計画策定 公募なし。

目標流量 2300 トン/秒（戦後第2位）。2000 トンを河道で。300 トンは建設中の館野ダム（直轄）と黒川の遊水池群（県事業）で調節。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/kasen/seikei/indexkei.html>を参照してください。

沖縄総合事務局；すべて2級河川

基本方針策定済みが3水系、整備計画策定済みは4水系

河川整備計画策定状況集計表

2002年10月時点

地方整備局名	水系名	設 問	回 答	備 考
北海道開発局	留萌川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	平成13年10月18日に策定 留萌ダム、大和田遊水地等の整備、河川沿いや堤防沿いの樹木の整備と保全、洪水時の危機管理のための施設整備、環境教育の場の整備等
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
		3).住民参加の方式	その他	地元説明会、葉書、チラシによる意見募集、公聴会をおこなった。
		3河川整備基本方針策定の業務について	従来と同	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	平成14年7月19日に策定 平取ダム、河川整備、治水の杜の整備など
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	未定	
3).住民参加の方式	従来と同			
3河川整備基本方針策定の業務について	委員会準備中			
東北地方整備局	最上川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	策定目標年月日は平成13年度中。
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
		3).住民参加の方式	その他	流域委員会を公開し、地域住民、報道関係者に傍聴。流域委員会の内容・資料をインターネットで公開。地域説明会の開催を検討中。
		3河川整備基本方針策定の業務について	データ収集中	
		1..河川整備計画の策定状況	策定中	
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
3).住民参加の方式	その他			
3河川整備基本方針策定の業務について	策定中			
関東地方整備局	多摩川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	2001/3/30
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
		3).住民参加の方式	流域委員に参加、その他	①多摩川流域懇談会主催の流域セミナー ②沿川自治体が主体となり実施したふれあい巡視 ③ホームページによる意見聴取など
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	河川整備基本方針は2000年12月19日策定
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
3).住民参加の方式	従来と同			
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
中部地方整備局	狩野川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	「狩野川流域委員会」で意見をお聴きしているところ
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
		3).住民参加の方式	データ収集中	
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	2001/11/28 設楽ダム建設容認
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
3).住民参加の方式	データ収集中			
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
豊川	豊川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
		3).住民参加の方式	データ収集中	
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙	
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
3).住民参加の方式	データ収集中			
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			

地方整備局名	水系名	設 問	回 答	備 考	
中部地方整備局	安部川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	「阿部川流域懇談会」で安部川の河川整備のあり方について幅広い視点から意見交換をおこなっているところ。「流域委員会」という名称の委員会を設置するか否	
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 なし		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	検討中 データ取集中 未策定		
	天竜川	1..河川整備計画の策定状況	あり		
		2.流域委員会の構成と選任方法など	検討中 データ取集中		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。	
	北陸地方整備局	関川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	
			2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 なし	
			3.河川整備基本方針策定の実務について	データ取集中	
	荒川	1..河川整備計画の策定状況	策定中		河川整備の検討のため、学識経験者等による懇談会、委員会を開催している。
		2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 なし		
		3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中		
	近畿地方整備局	由良川	1..河川整備計画の策定状況	策定中	2002年3月目標。2000年3月15日第1回。2001年3月30日、第4回流域委員会「由良川水系河川整備計画(たまたま台)」提示し、現在審議中。
			2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 なし	
			3.河川整備基本方針策定の実務について	策定中	
淀川	1..河川整備計画の策定状況	策定中		別紙参照 河川整備基本方針は1999年12月1日策定済。 2002年5月、中間とりまとめ。9月から最終提言作業部会設立	
	2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 あり			
	3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中 策定中			
紀ノ川	1..河川整備計画の策定状況	策定中		別紙参照 2)に加え、関係住民からの意見の反映方法については、委員会からの提言を受けける予定。	
	2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 あり			
	3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中 策定中	流域委員会12回		
揖保川	1..河川整備計画の策定状況	算定中 策定中		別紙参照 「地域の特性に詳しい委員」として、一般からの公募(自薦/他薦問わず)の候補者を含む。*関係住民からの意見の反映方法については、委員会からの提言を受け	
	2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 あり			
	3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中 策定中	流域委員会4回		
九頭竜川	1..河川整備計画の策定状況	算定中 策定中		流域委員会6回 平成15年度末策定を目指す。	
	2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 あり			
	3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中 策定中	流域委員会準備中		
丸山川	1..河川整備計画の策定状況	算定中 準備中			
	2.流域委員会の構成と選任方法など	別紙 あり			
	3.河川整備基本方針策定の実務について	算定中			

地方整備局名	水系名	設 問	回 答	備 考
中国地方整備局	大和川、加古川、新宮川、北川	1..河川整備計画の策定状況	委員会準備中	意見を聴取する学識経験者を検討中
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	算定中	
		1..河川整備計画の策定状況	未策定	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	算定済み	基本高水、計画高水とも工実と同じ数値(5,100と4,500) 建設中(付け替え道路工事段階)の尾原ダムで調整		
四国地方整備局	千代川、天神川、日野川、斐伊川、高津川、江の川、吉井川、旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川、佐田川、那賀川	1..河川整備計画の策定状況	未策定	流域委員会等の設置については検討中
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	算定中	
		1..河川整備計画の策定状況	策定中	那賀川流域の河川整備計画の原案骨子を住民参加でつくる「那賀川流域フォーラム2030」の運営方法などを検討する「那賀川流域運営会議」の第3回会合
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定中	「那賀川流域フォーラム2030」は公募		
九州地方整備局	物部川	1..河川整備計画の策定状況	算定中	流域委員会の準備はしていない。
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定中	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	2001/12/27 9月から12月までの3回の審議で横瀬川ダム(利水と洪水調節)建設答認の計画を策定
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
	中筋川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野	なし	
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野	別紙	
		2).委員選定における公募の有無	なし	
3).住民参加の方式	その他	地区別住民説明会を開催し、意見を聴取した。河川整備計画(案)を継ぎした。平成11年12月11日		
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	平成12年11月27日		
	大野川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
	白川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
	本明川	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			
	遠賀川、山國川、大分川、善匠川、五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、川内川、球磨川、綾川、菊池川、矢部川、筑後川、六角川、松浦川、嘉瀬川、	1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
		3).住民参加の方式		
		3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み	
		1..河川整備計画の策定状況	策定済み	
		2.流域委員会の構成と選任方法など		
		1).委員の名前と所属または専門分野		
		2).委員選定における公募の有無		
3).住民参加の方式				
3河川整備基本方針策定の業務について	策定済み			

留萌川河川整備委員会委員一覧表

委員	石川信夫	北方鳥類研究所代表
委員	井上 聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	梅田安治	北海道大学名誉教授(農村空間研究所長)
委員	今野敏一	留萌漁業協同組合代表理事組合長
委員	対馬真澄	留萌市環境審議会副会長
委員	土田悦也	2001年委員会
委員	中尾克美	留萌市農業協同組合代表理事
委員	長沼憲彦	留萌市長
委員	樋口 隆	留萌土地改良区理事長、留萌市議会議長
委員	福田弘巳	北海道大学大学院地球環境科学研究科助教授
委員	室本直俊	(社)留萌青年会議所理事長
委員	山口 甲	北海学園大学工学部教授
委員	濃辺義公	北海道大学工学部教授

事務局

北海道開発局留萌開発建設部治水課

沙流川流域委員会委員メンバー構成

委員	新谷 融	北海道大学教授
委員	井上 聰	(社)北海道栽培漁業振興公社常勤技術顧問
委員	長南史男	北海道大学教授
委員	梶川 博	門別町漁業協同組合代表理事組合長
委員	川奈野惣七	北海道ウタリ協会平取支部長
委員	郡司 啓	門別町長
委員	阪元兵三	(社)北海道治山協会副会長
委員	藤間 聡	室蘭工業大学教授
委員	中道喜光	平取町長、沙流土地改良区理事長
委員	西尾 正	日高町長
委員	松原俊幸	沙流川サケ・マス文化研究会会長
委員	矢野静枝	門別町富川農業協同組合女性協議会部長
委員	渡辺研一	平取町商工会青年部長

最上川水系流域委員会委員(平成13年5月23日現在)

	専門分野	現職
大久保 博	河川環境学、農業水利学	山形大学農学部助教授
大津 高	動物生理学、動物分類学	山形大学名誉教授、東北芸術工科大学名誉教授
佐藤五郎	陸水学、地球科学、水質	学校法人権野学園米沢中央高等学校教諭
高野公男	デザイン工学	東北芸術工科大学デザイン工学部助教授
仲野 浩	日本古代史、遺跡保存	東北芸術工科大学名誉教授
前川勝郎	水工学、農業水利学	山形大学農学部教授
柳原 敦	砂防工学	山形大学農学部助教授
村山 隆	青年代表	(社)日本青年会議所東北地区山形地区ブロック協議会1999年会長
押切六郎	河川観光	全国河川旅客船協会会長
鈴木伝四郎	商工業代表	山形県商工会議所連合会会長、山形商工会議所会頭
高橋安則	漁業代表	最上川を守る漁協連絡協議会会長、県内水面漁協連合会代表理事会長
戸田駒次	農業代表	山形県土地改良事業団体連合会会長
阿部康子	婦人代表、他	水と暮らしを考える下水道の会会長、県婦人問題研究会理事
大沢八洲男	自然保護	山形県自然保護団体協議会(日本野鳥の会山形県支部副支部長)
大滝亜夫	マスコミ	山形新聞社論説委員長
小形英敏	マスコミ	河北新報山形総局長
水戸部浩子	マスコミ	県総合開発審議委員、荘内日報社論説委員
本間満義		県町村会会長、温海町長
大谷忠志		山形県町村議会議長会会長、遊佐町町議会議員
竹田一夫		県市議会議長会会長、山形市議会議長
高橋幸翁		県市長会会長、米沢市長
坂本貴美雄		県議会議員(建設常任委員長)



多摩川流域委員会名簿

分類	No	氏名	専門分野	所属	役職
市民	1	荒木 稔		たまがわネット	事務局長
	2	井田安弘		川崎・水と緑のネットワーク	代表
	3	神谷 博		水みち研究会	代表
	4	柴田隆行		多摩川の自然を守る会	代表
	5	田中喜美子		多摩川と語る会	代表
	6	山本由美子		浅川勉強会	代表
	7	横山十四男		多摩川センター	代表
7名					
学識経験者	8	玉井信行	河川工学	東京大学大学院工学系研究科	教授
	9	福岡捷二	河川工学	広島大学工学部第4類水工学研究室	教授
	10	大垣眞一郎	水環境	東京大学大学院工学系研究科	教授
	11	大西 隆	都市計画	東京大学大学院工学系研究科	教授
	12	北村眞一	景観工学	山梨大学工学部循環システム工学科	教授
	13	新藤静夫	水循環	千葉大学名誉教授	名誉教授
	14	奥田重俊	植物生態学	横浜国立大学環境科学研究センター	教授
	15	水野信彦	動物生態学	愛媛大学名誉教授	名誉教授
	16	太田猛彦	林学	東京大学大学院農学部生命科学研究科	教授
	17	小倉紀雄	地球化学	東京農工大学大学院農学研究科	教授
	18	中山幹康	地球環境	東京農工大学大学院連合農学研究科	教授
	19	島田 清	農学	東京農工大学農学部地球生態システム学科	教授
	20	岡島成行	環境教育	(社)日本環境教育フォーラム	常務理事
	21	小幡純子	行政法	上智大学法学部法律学科	教授
	22	島村眞二	文化財	聖徳大学人文学部児童学科	教授
	23	細田衛士	環境経済学	慶応義塾大学経済学部	教授
	24	岩田光正	水産資源	東京都水産試験場	場長
17名					
地方公共団体	25	高橋紀男	河川行政	東京都建設局河川部計画課	課長
	26	藤江賢治	都市計画	東京都都市計画局施設計画部施設計画課	課長
	27	尾崎 勝	水道行政	東京都水道局経営計画部計画課	課長
	28	湯本敏夫	水道行政	東京都水道局水源管理事務所技術課	課長
	29	秋元篤司	農林行政	東京都労働経済局農林水産部農地緑生課	課長
	30	柿沼潤一	環境行政	東京都環境局環境改善部計画課	課長
	31	伊藤 博	下水道行政	東京都下水道局計画部施設計画課	課長
	32	伊藤哲朗	河川行政	神奈川県県土整備部河港課	課長
	33	広瀬武仁	河川行政	山梨県土木部河川課	課長
	34	内村正吾	河川行政	川崎市建設局土木建設部河川課	課長
	35	網野弘夫	建設行政	府中市都市建設部	部長
11名					

安倍川流域懇談会委員名簿

氏名	所属
石川たか子	シズオカ文化クラブ代表幹事
板井隆彦	静岡県立大学 食品栄養科学部教授
遠藤一紀	静岡商工会議所専務理事
遠藤幸雄	静岡市水防団副団長
大杉 禎	中部農林事務所 農山村整備部技監
大坪 檀	静岡産業大学学長
川村美智	静岡新聞出版局編集部副部長
小嶋善吉	静岡市長
齋藤 晃	東海大学海洋学部教授
高木敦子	アムズ環境デザイン研究所
高橋 裕	建設企画コンサルタント総合顧問
竹内礼子	「静岡の文化」編集長
築地勝美	安倍川フォーラム会長
土屋 智	静岡大学農学部教授
湯浅保雄	静岡大学農学部助手

## 狩野川流域委員会名簿

氏名	
小管 晋	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
田中博通	東海大学海洋学部海洋土木工学科教授
板井隆彦	静岡県立大学食品栄養科学部栄養学科助教授
土 隆一	静岡大学名誉教授
杉山恵一	静岡大学教育学部教授
野村敏明	静岡県東部農林事務所長
室野克昌	狩野川漁業協同組合長
野口智子	ゆとり研究所長
下山忠男	「狩野川倶楽部」会長
宇田倭玖子	伊豆湯ヶ島温泉「白壁荘」専務取締役
山田俊男	修善寺町長
望月良和	大仁町長
大川清仁	伊豆長岡町長
渡辺解太郎	韮山町長
芹澤伸行	函南町長
齋藤 衛	沼津市長
小池政臣	三島市長
平井弥一郎	清水町長
柏木忠夫	長泉町長
大橋俊二	裾野市長

## 天竜川流域委員会(仮称)委員一般公募要綱

国土交通省中部地方整備局は、天竜川水系河川整備計画の策定にあたり学識経験者・流域住民の方等からご意見をお聴きするため「天竜川流域委員会(仮称)」を設置します。その設置にあたり、委員会の部会員を公募することとしました。

応募にあたっては、応募要領をご確認の上、応募用紙を印刷しご記入後、下記にありますが応募先へ郵送して下さい。

## 会(仮称)部会の部会員公募

### 概 要

1. 概要  
今後20年から30年の天竜川の河川整備計画を策定検討する「天竜川流域委員会(仮称)」の各部会(上流部会・下流部会)について構成者15名程度のうち5名程度(計10名程度)を公募します。
2. 応募条件  
①「天竜川流域及び想定氾濫区域」に居住されている方で、今後の天竜川の整備について関心があり、河川整備計画の策定検討にご協力頂ける方。  
②天竜川に関して専門的な知識・学識をお持ちの方や深い関わりのある方もしくは天竜川に関する研究や活動を行っている方。  
以上、2点両方を満たす方。自薦他薦は問いません。  
なお、詳細については「応募要領」をご覧ください。
3. 応募方法  
天竜川上流工事事務所・浜松工事事務所およびその出張所にて配布している専用の応募用紙に必要事項を記入し、「5. 問合せ・応募先」へ郵送してください。  
応募用紙はホームページから印刷されたものを使用されても結構です。
4. 応募期間  
平成14年8月5日(月)～9月27日(金)【当日消印有効】
5. 問合せ  
応募先  
①長野県内の市町村からの応募先及び問い合わせ先  
国土交通省 天竜川上流工事事務所 調査課  
〒399-4190 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号  
(TEL) 0265-81-6415 / (FAX) 0265-81-6421  
ホームページアドレス <http://www.cbr.mlit.go.jp/tenyo/index.htm>  
②愛知県及び静岡県内の対象市町村からの応募先及び問い合わせ先  
国土交通省 浜松工事事務所 調査第一課  
〒430-0811 静岡県浜松市名塚町266番地  
(TEL) 053-466-0116 / (FAX) 053-466-0122  
ホームページアドレス <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu>

## 豊川の明日を考える流域委員会名簿

氏名	役職
かみののぶお 神野信郎	豊橋商工会議所特別顧問
くつかけとしお 沓掛俊夫	愛知大学教授
ごとうよねはる 後藤米治	設楽町長
しぶやひろゆさ 澁谷弘幸	前「母なる豊川」活動推進委員会委員長
すぎもと 杉本かつ	前とよはし女性フォーラム会長
なかむらけいいち 中村敬一	豊橋創造大学短期大学部教授
なかむらしゅんろく 中村俊六	豊橋技術科学大学教授
はやかわまさる 早川勝	豊橋市長
ふじたよしひさ 藤田佳久	愛知大学教授
みつおかしろう 光岡史郎	食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会専門委員
わたなべけいじ 渡邊啓司	前豊川市消防(水防)団長

荒川流域委員会委員名簿(五十音順)

氏名	専門分野	所属
伊豆田嘉裕	報道関係	山形新聞置賜総支社長
磯部忠三郎	関係水利	荒川沿岸土地改良区理事長
岩橋正雄	関係漁業	県内水面漁業協同組合連合会専務理事
遠藤和壽	関係漁業	小国町漁業協同組合組合長
大熊 孝	河川工学	新潟大学工学部教授
大滝清二	自然環境	新潟県鳥獣保護員・山科鳥類研究所鳥類標識調査者
大津 高	自然環境	山形大学名誉教授・東北芸術工科大学名誉教授
岡崎篤行	社会環境	新潟大学工学部講師
小野精一	地域代表	小国町長(1期)
加藤勝久	報道関係	新潟日報社村上支局長
金子三十美	NPO	[社]いわふね青年会議所直前理事長
鈴木久司	地域代表	関川村長(3期)
中倉虎治	関係漁業	荒川漁業協同組合組合長
仁科清實	文化財	小国町選管委員長
平田大六	歴史文化	大洋酒造(株)取締役会長
本間利雄	社会環境	本間利雄建築設計事務所
三沢眞一	関係水利	新潟大学大学院助教授

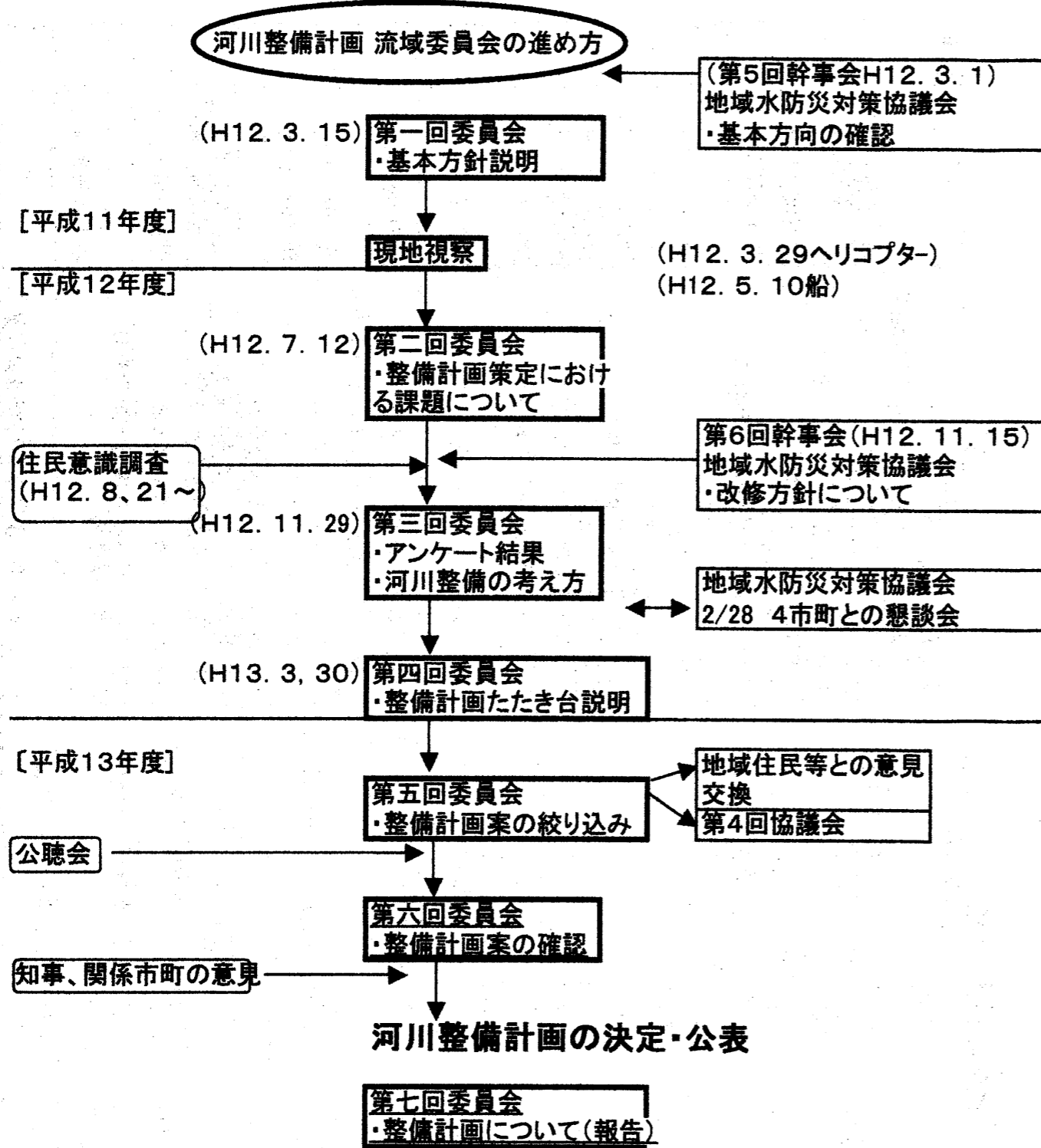
敬称略

関川流域委員会 委員名簿

氏名	所属	備考
赤羽 孝之	上越教育大学教授	
梅澤 圓了	災害支援ネットワーク上越 理事長	
大場 崇夫	頸城村自治会長協議会長	
木原 清助	上越市消防団長	
久保田 好郎	上越市史編さん室長	
小池 俊雄	東京大学大学院教授	委員長
木浦 正幸	上越市長	
小林 正夫	関川水辺クラブ代表	
杉林 義信	有田地区町内会長協議会長	
清田 知之	新潟日報社上越支社報道部長	
関田 武雄	頸城村長	
大悟法 滋	上越教育大学教授	
田中 弘邦	上越商工会議所 会頭	
西條 春一	上越ブロック指導農業士会長	
早川 嘉一	新潟大学助教授	
保坂 桂子	上越市景観審議会委員	
細山田 得三	長岡技術科学大学助教授	
本間 義治	新潟大学名誉教授	
矢沢 まゆみ	直江津ロータリーアクトクラブ	
横田 清士	(財)上越環境科学センター 検査一課	

由良川  
「河川整備計画策定に向けて」

○流域委員会



由良川水系流域委員会名簿

氏名	所属
芦田和男	京都大学名誉教授
池田博之	元 加佐ふるさと塾長
井上和也	京都大学防災研究所教授
梅本政幸	歴史街道丹後の語り部 丹後地方史研究員
尾崎つかさ	舞鶴市水道部長
川合 茂	舞鶴工業高等専門学校教授
ごとうさだし 後藤定司	京都新聞社 北部総局長
塩見正光	元(財)福知山市都市緑化植物園長
篠田正俊	元 京都府立海洋センター所長
中西洋二	天橋立観光協会由良支部理事
槇村久子	奈良県立商科大学教授
まちいかつまさ 町井昌	由良川流域ネットワーク世話人
三野 徹	京都大学大学院教授
村上政市	大江町日本の鬼の交流博物館館長
目崎節子	福知山市連合婦人会会長

# 1. 淀川水系流域委員会の構成

## (1) 組織構成

淀川水系は広範囲に及び地域によって河川を取り巻く状況が大きく異なるので、地域別の詳細な検討が必要であり、また、上下流、河川間のバランスも含めた検討も必要であることから、淀川水系流域委員会は、委員会とその下部組織である地域別部会により構成することとした。

地域別部会としては、琵琶湖、淀川、猪名川の3部会を設置することとするが、より詳細に地域別の議論を行う必要が生じた場合には部会の細分割を行う。

## (2) 委員会及び部会の位置付け

各部会は、委員会の指示による議論及び部会独自に必要なと判断した議論を委員会の了承を得て、個別に行い、委員会に報告するものとし、委員会は、淀川水系が全体として一体的な管理を求められることから、全体の議論、審議、調整を行い、意思決定を行うものとする。

## (3) 規模・構成

河川をとりまく要素としては様々なものがあり、審議に必要とされる専門性も多岐に渡ることになり、多数の専門家を必要とすることになるが、実質的な議論を行うためには少人数にした方がよい。

このような考え方から、委員会は15～20人程度とし、大部分は各部会の構成員を兼務する。各部会は10～15人程度とする。

## (4) 審議期間

緊急を要する事業も想定されるので、できるだけ早く審議を行うことが重要であるが、一般に十分に認知させるための時間、審議に必要な各種の調査をするための時間も必要であることから、審議期間は2001年1月～2002年6月の1年半を目安とする。

また、河川事業をとりまく社会経済環境の変化も想定されることから、次期継続も考慮する。

## (5) 開催頻度

実質的かつ積極的な審議を行うためにできるだけ多く開催することとし、委員会は年4回程度、部会は年4～6回程度とする。

## (6) 構成委員

河川工学以外に、河川に関わる分野をできるだけ幅広くとらえることとし、委員会及び部会の委員としては、多様な専門性をもつものを選定した。

委員会及び部会の委員としては、治水、利水、環境、人文、その他の分野について準備会議委員や河川管理者の推薦に加え一般からの公募の候補者から選出した。ただし、それぞれ、4人以上の地域の特性に詳しい者を含ませた。また、居住地は限定しなかった。

## (7) 委員の追加

準備会議においては必要最小限の委員を選定しているが、流域委員会では、審議の必要に応じて、委員の追加を行うものとする。

## (8) 庶務

河川管理者と一線を画し、流域委員会委員の意思を積極的に支援する中立的立場で民間企業が行うこととする。

淀川水系流域委員会委員

No	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	芦田和男	河川環境一般	京都大学名誉教授		
2	池淵周一	水資源(水文学、水資源工学)	財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	猪名川部会兼任	
3	今本博隆	洪水防衛(河川工学、水理学)	京都大学防災研究所所長	淀川部会兼任	
4	植田和弘	経済	京都大学防災研究所教授		
5	江頭進治	河道変動	京都大学工学部教授	琵琶湖部会兼任	
6	嘉田由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学教授	琵琶湖部会兼任	○
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員(水環境保全ネットワーク・市民活動)	滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問		
8	川那部浩哉	生態系	川の会・名張 事務局 近畿水の塾 幹事	淀川部会兼任	○
9	倉田 亨	農林漁業	京都大学名誉教授	琵琶湖部会兼任	
10	宗宮 功	水質(水質工学)	滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会兼任	
11	谷田一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	近畿大学農学部教授	琵琶湖部会兼任	
12	塚本明正	地域の特性に詳しい委員(当フオラムづくりおよび広い分野の人のネットとそのコーディネート)	京都大学大学院工学部教授	淀川部会兼任	
13	寺川庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	大阪府立大学総合科学部教授	琵琶湖部会兼任	○
14	寺田武彦	法律	川とまちのフォーラム・京都 世話役		
15	中村正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	びわ湖自然環境ネットワーク代表	琵琶湖部会兼任	
16	尾藤正二郎	マスコミ	弁護士・日弁連公害対策・環境保全委員会 委員長	淀川部会兼任	
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任	
18	水山高久	治山・砂防	神戸親和女子大学文学部教授	淀川部会兼任	
19	三田村結佐武	環境教育(水環境教育、生物・地球化学)	地球環境関西フォーラム事務総長	琵琶湖部会兼任	
20	吉田正人	自然保護(自然保護、生態学)	京都大学大学院農学部教授	琵琶湖部会兼任	
21	米山俊直	水文化	財団法人日本自然保護協会常務理事		
22	鷲谷いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	京都大学名誉教授 大手前大学学長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授	猪名川部会兼任	

注:対象分野欄の(○)は委員の専門を示しています。



九頭竜川流域委員会委員

(五十音順、敬称)

	氏名	専門分野	所属等	備考	公募
1	池淵周一	治水(水循環)	京都大学防災研究所付 属水資源研究センター 長	九頭竜川流域委員 会準備会議議長 委員長	—
2	上木泰男	環境(鳥類)	日本野鳥の会福井県支 部会員 福井県愛鳥教 育研究会		—
3	上杉京子	人文(地域活動)	勝山女性ネットワーク会 員		—
4	岡敏弘	環境(環境経済)	福井県立大学大学院経 済経営学研究科教授		—
5	奥村充司	環境(都市環境)	福井工業高等専門学校 環境都市工学科助教授		—
6	川上賢正	人文(法律)	川上・野坂・安藤法律事 務所 弁護士	九頭竜川流域委員 会準備会議委員	—
7	菊澤正裕	利水(農業水利)	福井県立大学情報セン ター教授		—
8	酒井與郎	治水(地域活動)	さかい動物病院		○
9	清水賢涼	利水(上水道)	福井市企業局浄水課浄 水管理事務所主任		—
10	角哲也	治水(河川工学)	京都大学大学院工学研 究科助教授		—
11	田中保士	人文(親水・交流、 河川文化遺産)	日野川流域交流会推進 委員長 環境文化研究 所代表		—
12	土山弥一郎	人文(マスコミ)	福井テレビ報道制作局 付局長		—
13	中田忠則	利水(内水面漁 業)	福井県内水面漁業協同 組合連合会専務理事		—
14	中廣明子	人文(青少年教育)	福井市子ども会育成連 合会理事		—
15	福原輝幸	治水(環境水理)	福井大学工学部建築建 設工学科教授		—
16	藤田武志	人文(地域活動)	部子川ダム対策委員会 会長		○
17	三谷政敏	人文(地域活動)	ドラゴンリバー交流会会 長 敦賀セメント(株)取 締役相談役		○
18	森下郁子	環境(河川環境)	(社)淡水生物研究所 所長	九頭竜川流域委員 会準備会議委員	—
19	山内フミ子	環境(地域環境)	元県連合婦人会副会長 元勝山市連合婦人会会 長		—
20	吉田公一郎	利水(水力発電)	北陸電力(株)福井支店 技術部土木建築チーム 統括課長		—
21	米村輝子	環境(地域活動)	大野の水を考える会 大野市市会議員		○
22	渡辺定路	環境(植物)	福井市自然史博物館館 長		—
23	清水清一	環境(地域活動)	美山町ダム絶対反対期 成同盟会会長	委員会推薦 第3 回目から	—

1. 紀の川流域委員会委員候補の選定

○選定対象者

- ・大学や研究機関等の研究者(経験者を含む)に限定しないこととした。
- ・一般からの公募により紀の川流域で活動されている方で地域の特性に詳しい者を加えることとした。
- ・居住地による制限は行わないものとした。
- ・選出方法は治水・利水・環境・人文・その他に関する委員は主に準備会議委員からの推薦、河川管理者からの推薦によるものとし、地域活動で紀の川に関心のある方を主として一般からの公募(自薦・他薦問わず)によるものとした。
- ・公募の一般への周知は、和歌山・奈良県内を対象とした新聞広告及び和歌山工事事務所等のホームページで行うこととした。

○選定基準

- ・委員会の規模は、委員会の運営面(実質的な議論を行う)から20人程度とした。
- ・紀の川に関する調査研究等を通じて紀の川の特性を理解している方。
- ・河川に関する各分野で、専門家として活動している方。・紀の川の水防・環境保全・美化・啓蒙活動などで活動している方。
- ・紀の川上流、中流、下流といった地域性を配慮した。
- ・年齢的なバランスを配慮した。

Q選定結果

- ・自薦・他薦による推薦人数121名の中から委員会委員候補として23名を選定した。その内訳は治水3名、利水4名、環境5名、人文4名、その他(マスコミ、随筆家)2名、地域活動として一般からの公募者5名。

Q委員候補者の確定

- ・選定者に準備会議が委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・その結果、選定者23名全員から内諾が得られ、別表—1のとおり委員候補者が確定した。

注1:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

紀の川流域委員会委員候補

Ho.	氏名	対象分野	所属等	備考	公募
1	安藤精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授		
2	池淵周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、濁水災害、水文学)	京都大学防災研究所所長		
3	今中佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教員	紀の川流域委員会準備会議委員	○
4	岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士		
5	岩畑正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA会員		○
6	上本博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長		
7	梅田恵以子	その他(随筆家)			
8	江頭進治	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授		
9	江種伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授		
10	大谷誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会(五條市長委嘱)		○
11	小川和子	地域の特性に詳しい委員	JC五條青年会議所 所屬		○
12	小田 章	人文(経済)	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	紀の川流域委員会準備会議委員	
13	神吉紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学システム工学部 助教授		
14	玉井清夫	環境(哺乳類・爬虫類・両丘三類)	元和歌山県立熊野高等学校長		
15	土岐頼三郎	環境(鳥類)	(財)日本野鳥の会和歌山県支部長		
16	中川博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授		
17	濱中秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長代理		
18	古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長		
19	牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部 教授		
20	まとは いさお	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員		
21	三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授		
22	やぶしのぶ 養父志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会準備会議委員	
23	湯崎真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社長		○

注1:対象分野欄の○は委員の専門を示しています。  
注2:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

「揖保川水系河川整備計画」の策定に向けて

「揖保川水系流域委員会」を設置するにあたっての意見募集

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、河川毎に「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「揖保川水系河川整備計画」(直轄管理区間)を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くための、「揖保川水系流域委員会」を設置することにしました。

この委員会は、揖保川流域の国が管理する区間を対象に具体的な河川整備の目標及び河川整備の内容について意見を聴く場として設置するものです。

「揖保川水系流域委員会」では、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済、地域活動等(まちづくり、川に関するNPO・NGOや住民活動など)で揖保川に関心のある方々により構成し審議を進めて行く予定です。

つきましては、今回の「揖保川水系流域委員会」の設置に当たってご意見等がありましたら下記によりお寄せ下さい。

1. 締め切り:平成13年6月5日(火)まで
2. 提出方法:FAX、e-mailによる
3. 提出先:国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所

調査第二課 諸留課長、上田係長  
住所:〒670-0947 姫路市北条1-250  
電話:0792-82-8211 FAX:0792-82-8663  
ホームページアドレス://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/

紀の川流域委員会委員候補

Ho.	氏名	対象分野	所屬等	備考	公募
1	安藤精一	人文(歴史・文化)	和歌山大学 名誉教授		
2	池淵周一	治水・利水(水資源、水文循環工学、濁水災害、水文学)	京都大学防災研究所 所長		
3	今中佳春	地域の特性に詳しい委員	元高校教員	紀の川流域委員会 会準備会議委員	○
4	岩橋 健	人文(法律)	岩橋健法律事務所 弁護士		
5	岩畑正行	地域の特性に詳しい委員	Wind TWA 会員		○
6	上本博康	利水(水道原水)	和歌山市水道局水質試験室長		
7	梅田恵以子	その他(随筆家)			
8	江頭進治	治水(砂防・土石流、河床変動)	立命館大学理工学部 教授		
9	江種伸之	治水・利水・環境(治水、水資源、水質)	和歌山大学システム工学部 助教授		
10	大谷誠一	地域の特性に詳しい委員	21世紀のまちづくり懇談会(五條市長委嘱)		○
11	小川和子	地域の特性に詳しい委員	JC五條青年会議所 所屬		○
12	小田 章	人文(経済)	紀伊丹生川ダム建設を考える会 副代表	紀の川流域委員会 会準備会議委員	
13	神吉紀世子	利水・人文・(親水、水文化、地域、まちづくり)	和歌山大学経済学部 教授		
14	玉井清夫	環境(哺乳類・爬虫類・両丘三類)	和歌山大学システム工学部 助教授		
15	土岐頼三郎	環境(鳥類)	元和歌山県立熊野高等学校長 (財)日本野鳥の会和歌山県支部長		
16	中川博次	治水・環境(河川工学、河床変動、水質)	立命館大学理工学部 教授	紀の川流域委員会 会準備会議委員	
17	濱中秀司	利水(漁業)	和歌山県内水面漁場管理委員会 会長代理		
18	古田 皓	その他(マスコミ)	テレビ和歌山取締役報道局長		
19	牧 岩男	環境(魚類)	大阪教育大学教育学部 教授		
20	まどば いさお 的場 健	環境(陸上昆虫類)	和歌山県立自然博物館学芸員		
21	三野 徹	利水(農業)	京都大学 教授		
22	やぶしのぶ 養父志乃夫	環境(植物、自然環境修復技術)	和歌山大学システム工学部 教授	紀の川流域委員会 会準備会議委員	○
23	湯崎真梨子	地域の特性に詳しい委員	テクライツ社社長		

注1:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。  
注2:公募欄の○は、一般公募により選ばれたことを示しています。

「揖保川水系河川整備計画」の策定に向けて

「揖保川水系流域委員会」を設置するにあたっての意見募集

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、河川毎に「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「揖保川水系河川整備計画」(直轄管理区間)を策定するにあたり、学識経験者から意見を頂くための、「揖保川水系流域委員会」を設置することにしました。

この委員会は、揖保川流域の国が管理する区間を対象に具体的な河川整備の目標及び河川整備の内容について意見を聴く場として設置するものです。

「揖保川水系流域委員会」では、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済、地域活動等(まちづくり、川に関するNPO・NGOや住民活動など)で揖保川に関心のある方々により構成し審議を進めて行く予定です。

つきましては、今回の「揖保川水系流域委員会」の設置に当たってご意見等がありましたら下記によりお寄せ下さい。

1. 締め切り:平成13年6月5日(火)まで
2. 提出方法:FAX、e-mailによる
3. 提出先:国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所

調査第二課 諸留課長、上田係長  
住所:〒670-0947 姫路市北条1-250  
電話:0792-82-8211 FAX:0792-82-8663  
ホームページアドレス://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/

# 揖保川流域委員会 委員名簿

(五十音順)

氏名	所 属	分 野
あさみ かよ 浅見 佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえなが よしふみ 家永 善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげた たける 井下田 猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
くした たいぞう 櫛田 泰三	揖保川漁業協同組合組合長	漁 業
しょう かずゆき 庄 一幸	元中学校校長	上流域の地域特性
しんどうじゅんぞう 進藤 淳三	元社団法人龍野青年会議所理事長	グラウンドワーク 地域経済
たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはらなおき 田原 直樹	姫路工業大学教授	都市計画
とちもと たけよし 栃本 武良	姫路市立水族館館長兼 島根県立宍道湖自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかのう かずや 中農 一也	学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長	都市環境デザイン まちづくり
なかもと たかみち 中元 孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
はだ しげき 波田 重熙	神戸大学大学教育研究センター教授	構造地質学
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学
まさだ とみお 正田 富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだ きよし 増田 喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやま のぶゆき 丸山 信行	元姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部教授	河川工学 環境水理学
もりもと いちじ 森本 一二	元中学校校長	歴史・文化財
よしだ ひさお 吉田 久夫	播州皮革工業協同組合理事長	地場産業
わさき ひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化

# 「中筋川流域委員会」委員名簿(案)

(五十音順)

氏名	専門分野所属
今井 嘉彦	環境科学(水質) 高知大学名誉教授
今岡 則男	地域代表宿毛市山奈(山田)地区会長
植木 頼政	地域代表中村市八東地区会長
岡村 收	水生動物生態学高知大学名誉教授
岡山 静夫	漁業団体四万十川中央漁業協同組合長
佐藤 晃一	生物資源学(農業) 愛媛大学名誉教授
澤田五十六	関係市町村中村市長
高畑 孜郎	地域代表中村市具同地区副会長
竹田 均	地域代表中村市区長会副会長
竹村 建司	地域経済宿毛商工会議所会頭
玉井 佐一	防災水工学高知大学名誉教授
多和 博嗣	地域代表中村市中筋地区会長
長尾 常夫	地域代表中村市東中筋地区会長
西内 燦夫	NPO 四万十川流域住民ネットワーク代表世話人
福永 信之	環境保護団体ネイチャーとさ
前田富美代	女性代表中村市女性団体連絡協議会会長
山下 幸雄	関係市町村宿毛市長

合 計17名

事務局: 国土交通省中村工事事務所、中筋川総合開発工事事務所

### 大野川流域委員会名簿

氏名	現所属
あべせいし 阿部征史	大分県土地改良事業団体連合会専務理事
かわのたみ お	大分大学教育福祉科学部教授
くどうてつひ ろ	大分商工会議所青年部会長
こうのとしは る	大野川流域ネットワキング事務局長
さとうしんいち 佐藤眞一	大分生物談話会会長
さとうせいじ 佐藤誠治	大分大学工学部教授
しまだすすむ 島田 晋	大分工業高等専門学校土木工学科教授
とよたかんぞ う	大分大学教育福祉科学部教授
なかのあきら 中野 昭	大分工業高等専門学校名譽教授
はさまひさし 狭間 久	大分合同新聞社論説委員長
ますだしんじ 益田信之	元大分県林業水産部次長
よしだかん 吉田 寛	コピーライター
よしだまさお 吉田正雄	大分大学名譽教授



### 第3章 河川整備計画の目標

また、黒川と白川との合流地点下流の立野に洪水調節を目的とした立野ダムを建設し、黒川の遊水地による洪水調節効果と合せて、立野ダムより下流側における洪水のピーク流量を低減します。

(2) 中流ブロック (小磯橋から上流 9.4km の区間について)

白川中流部は河道整備に伴う流量増が下流側の市街部・下流ブロックの氾濫を引き起こさないように、市街部・下流ブロックの流下能力向上に合わせて順次整備を進めることとします。

したがって、将来計画における河道は市街部・下流ブロックと同様、 $3,000\text{m}^3/\text{s}$  の流下能力を確保することとしますが、今後 20~30 年の整備目標は、現時点での市街部・下流ブロックにおける流下能力と同程度の  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  とすることとします。

(3) 市街部・下流ブロック

白川の将来計画では、昭和 28 年 6 月 26 日 (1953.6.26) 洪水と同程度の洪水を安全に流すことを目指して、基準地点である代継橋地点での洪水流量  $Q=3,400\text{m}^3/\text{s}$  を洪水調節施設で  $400\text{m}^3/\text{s}$  調節し、 $3,000\text{m}^3/\text{s}$  の洪水が安全に流下できる河道とすることとしています。 $3,400\text{m}^3/\text{s}$  はおおむね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水の規模ですが、現在同地点での流下能力が  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  程度であることから、一度に将来計画に対応するには膨大な事業費と時間を要します。

そこで、将来計画に向けて段階的に整備を進めることとし、今後 20~30 年の整備目標として近年発生した洪水である昭和 55 年 8 月 30 日 (1980.8.30) 洪水、平成 2 年 7 月 2 日 (1990.7.2) 洪水と同程度の洪水を安全に流すこととして、基準地点である代継橋地点での洪水流量  $Q=2,300\text{m}^3/\text{s}$  を洪水調節施設で  $300\text{m}^3/\text{s}$  調節し、 $2,000\text{m}^3/\text{s}$  の洪水が安全に流下できる河道とすることとします。この洪水はおおむね 20~30 年に 1 回の確率で発生する規模です。なお、この整備目標が完成後、将来計画に向けて引き続き整備を進めていきます。

整備目標と将来計画の基準地点(代継橋)流量

	想定する洪水の規模	整備目標	備考
本計画	$2,300\text{m}^3/\text{s}$ (代継橋地点)	$2,300\text{m}^3/\text{s}$ のうち $2,000\text{m}^3/\text{s}$ 河道の整備で対応 $2,300\text{m}^3/\text{s}$ のうち $300\text{m}^3/\text{s}$ 洪水調節施設で調節	昭和 55 年 8 月 30 日洪水及び平成 2 年 7 月 2 日洪水程度に相当 (1/20~1/30 の確率で発生する規模の洪水)
将来計画	$3,400\text{m}^3/\text{s}$ (代継橋地点)	$3,400\text{m}^3/\text{s}$ のうち $3,000\text{m}^3/\text{s}$ 河道の整備で対応する。 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ のうち $400\text{m}^3/\text{s}$ 洪水調節施設で調節	昭和 28 年 6 月 26 日洪水に相当 (1/150 の確率で発生する規模の洪水)

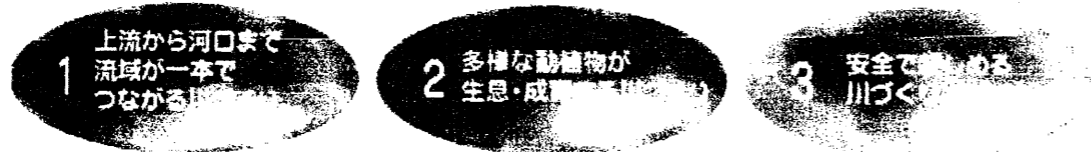
前へ 次へ 目次へ

### 河川整備計画ってなに？

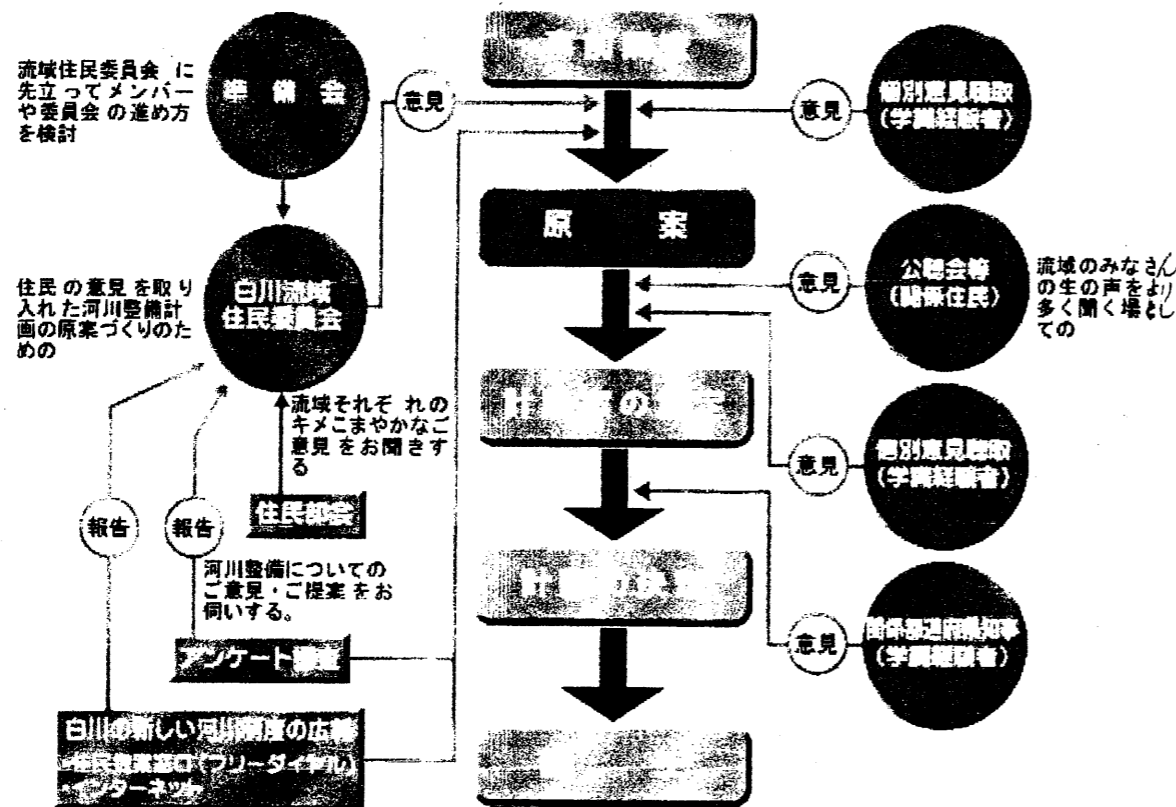
次の世代に誇らしく手渡せるような、夢のある川づくりは、住民のみなさんと白川を管理する国土交通省と熊本県とのコミュニケーションから始ると考えています。

今後 20 年~30 年間の白川の整備内容を住民の方々のご意見を反映して進めていくこと。その河川整備計画です。

### ●白川づくりの3つのポイント●



白川水系河川整備計画は下記の流れで策定しています。



# 水源連は川辺川ダム問題における住民討論集会に 専門家討論メンバーとして参加しています。

熊本県は川辺川ダム問題に関して、「国の説明責任が果たされていない」という理由で、2001年12月9日に住民討論集会を開催しました。地元相良村の体育館で開催されたこの集会は、約3000人を集め、国土交通省と市民側が直接対峙し、県職員が司会を行うという画期的なものでした。それから、2月24日八代、6月23日相良村、9月15日熊本と回を重ね、10月現在、第4回目が検討されています。

水源連の対応として、第1回は神亀好が、2回目以降は、毎回嶋津暉之、遠藤保夫の二人が、地元の各団体と協調し、事前の資料づくりから参加し、国土交通省と壇上で議論を重ねてきました。

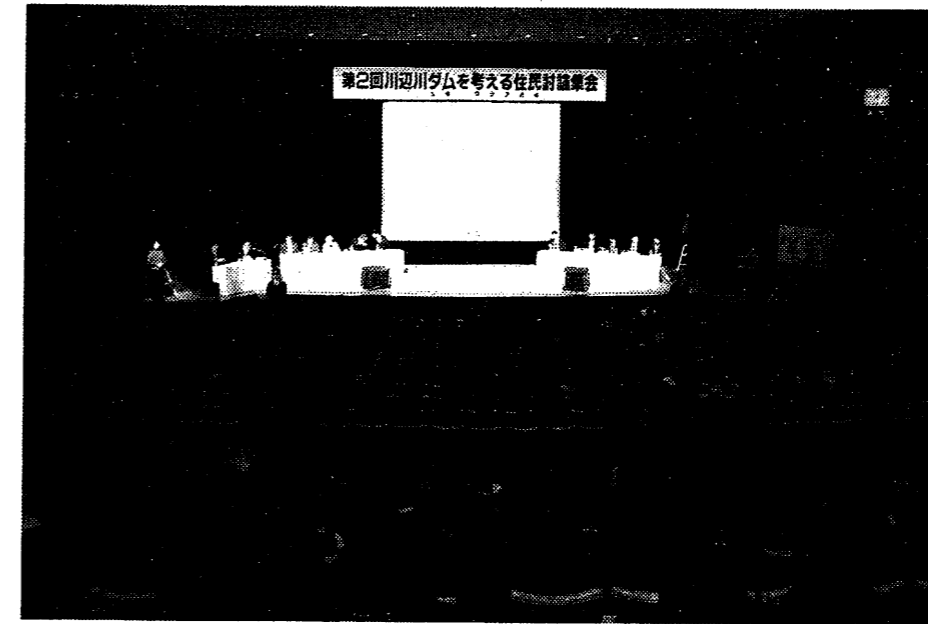
水源連の主な役割は、洪水調節のメカニズムにおいて、川辺川ダムの必要性を論破することです。水源連は、議員を通じ川辺川ダムに関する膨大な資料を請求、それを解析、整理し、いかに川辺川ダムの治水効果が根拠のないものかをわかりやすくプレゼンテーションするとともに、国交省にその疑問をおつけてきました。その結果、下流の八代地区では、ほぼダムが不要という世論を決定づけ、中流域の人吉でもダムなしで計画洪水を流せるという意識を一般市民の中に根付かせてきました。

川辺川ダム問題は、現在日本のムダな公共事業の象徴的な存在になっています。ダム問題は地元相良村、五木村、球磨村、人吉、八代の流域住民の大きな反対運動を呼び起こし、熊本県内の新聞に記事の載らない日はないぐらい、重大な関心事となっています。また潮谷県知事は、「住民が納得行くまで」集会を続けることも明言しています。

水源連は、住民討論集会の運営方法など不備な点は否めないものの、集会開催自体を高く評価するとともに、この熊本の方法が全国のダム反対運動にも、大きく影響を与えるものと考えております。それは、数多くの市民の前で、かなりつこんだ議論を国土交通省と直接行っていること、それが、インターネットを通じて、リアルタイムで全国に配信されていること、テレビ番組としてその全貌が地元でオンエアされていることなどがその理由です。さらに、議論されている治水論の根幹部分は、ほぼ全国のダム問題にも当てはまります。水源連は、やがて、この議論から得られたものを、全国で活動している各運動団体にフィードバックできればと考えております。今後も治水論における検証、および議論の面で、地元をバックアップしながら、この集会に参加していく予定です。



第二回の討論会の壇上にあがっている、事務局の嶋津、遠藤。

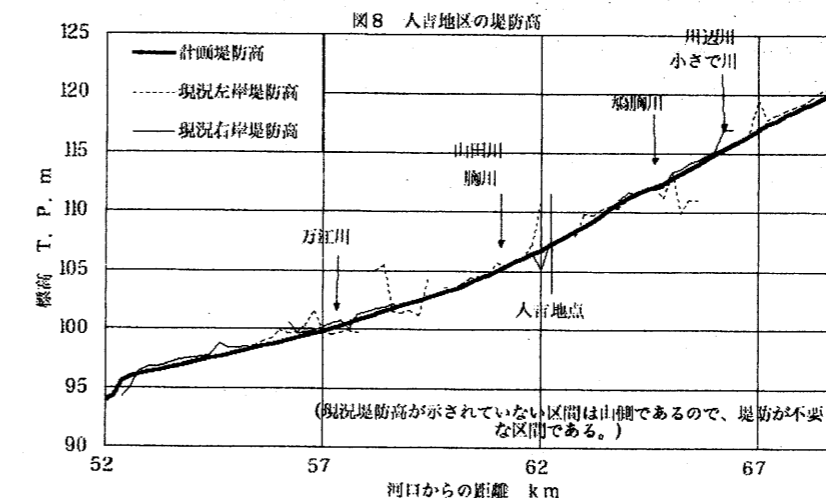


八代市内で行われた、第二回討論会では、計画洪水時のピーク流量に、市民側意見と国交省側意見に大きな隔たりがでた。

## 第三回資料の抜粋

### ●基本高水流量と河道の流下能力について

1. 80年に一回の洪水のときに、どのぐらいの水が川に流れるのか。
  - (1) 国土交通省の計算方法は、信頼性が低い。
  - (2) 実際の過去のデータから確率計算すると、国土交通省の数字はあまりにも高過ぎ。
  - (3) 国土交通省は秀げ山だった当時の状況で洪水を想定している。
  - (4) 山が育った現在では明らかに水の出方が違う。
  - (5) 実状に即した計算をすると、洪水時の水量も随分違って来る。
2. 球磨川は、どのぐらいの水を溢れず流すことができるのか。
  - 2-1 人吉地区
    - (1) 今のままの人吉で流せる水の量は、5000トン以上
    - (2) 国交省が計画している川底の高さが実際より高いところも多い。
    - (3) 国交省が計画通り川を掘れば過去の洪水も流せてしまう。
    - (4) 計画通り川底が下がれば、ダムだって、必要ない。
  - 2-2 八代地区
    - (1) 今でも国交省が考える洪水を充分流せてしまう。
    - (2) 洪水の痕を見ると国交省はあまりにも余裕を見過ぎている。
  - 2-3 球磨川中流部
    - (1) ダムなんか作る前に、国交省が考える河川改修を早急を実施すべき。



プレゼンテーションに使用した解説用グラフの一例

# 世界ダム委員会 (WCD) 市民ガイド 日本語版について

水源開発問題全国連絡会事務局 (国際担当) 氏家 雅仁  
連絡先: BXI04376@nifty.ne.jp

世界ダム委員会の報告書を市民が利用するためのガイドブックを水源連に合わせて出版する。本稿では、ガイドブックの経緯の説明と今後の取組みについて述べる。

## 1. WCD市民ガイドとは何か: 経過説明

世界ダム委員会 (WCD, World Commission on Dams)

- ・世界ダム委員会は、1998年に設立された独立中立機関。
- ・政府関係者・産業界・学識者・NGOなどさまざまな分野から、ダム建設推進・ダム建設反対の双方を含む12名の委員を選出し、2年間の活動期間の中で、世界中の大型ダムの調査を行なった。
- ・調査は、立場の異なる様々な利害関係者が関与して進められた。WCDの調査作業を補佐したWCDフォーラムには、政府機関、国際NGO、影響住民グループ、JBICなどのODA/金融機関、多国籍金融機関や民間企業など、様々な利害関係者が関与した。

## WCD報告書 「ダムと開発: 意思決定の新しい枠組み」

- ・2000年11月、WCDの最終報告書「ダムと開発」が公表された。
- ・WCD報告書には、1000を超えるダムの調査結果と、ダム開発における優先事項や勧告が盛り込まれている。
- ・27の勧告の中には、
  - 「ダム建設の必要性の評価」
  - 「包括的な代替案の検討」
  - 「利害関係者が十分な情報を事前に知ったうえで意思決定に関与すること」
  - 「ダム開発事業における全ての決定プロセスに市民の意見を反映する」など、日本のダム開発においても重要であることが述べられている。
- ・WCD報告書に含まれる勧告には法的な拘束力はない。しかし、立場の異なる様々な利害関係者が、ダムの推進派・反対派の考え方の違いを越えて一致した結論として発表したWCD報告書は、誰もが認めざるを得ない「世界のダム開発の総括」となっている。

## WCD市民ガイド

- ・WCD報告書の難点は、400ページに渡る膨大な分量の英語。
- ・ダム問題に取り組む市民・市民団体にとって貴重な調査結果や、今後の活動に役立つ提言が数多く含まれている。

- ・この報告書の要点をコンパクトにまとめ、市民・市民団体が利用しやすい形としたものが「WCD市民ガイド」である。
- ・市民ガイドは、米国のNGO、IRN(International Rivers Network)によってオリジナルの英語版が作成された。
- ・「WCD市民ガイド」は、アジア12カ国・40を超えるNGOのネットワークであるRWESA(Rivers Watch East and Southeast Asia)の第2回国際会議(2002年2月、フィリピンにて開催)において配布された。(水源連も参加した。)
- ・この会議に集まった各国のNGOがそれぞれの国の言語へ翻訳することになった。

## WCD市民ガイド日本語版

- ・国際ネットワークであるRWESAに対応して日本における活動を進めるための連絡会「RWESA-J(ルイサ・ジャパン)」が今年3月に設置された。(国際環境NGOFoE-Japan、メコン・ウォッチ、水源連等が参加。)
- ・ルイサ・ジャパンは、今年4月から翻訳・出版作業を開始し、この「WCD市民ガイド日本語版」を本日の総会に合わせて出版した。

## 2. 今後の取組み: WCDの結論をどう利用するか

WCD報告書には、世界におけるダム開発の総括と、今後のダム開発に対する勧告が明記されている。この勧告に従えば、新規のダム開発は透明で公正な参加型のプロセスを必要とすることになる。

WCDの結論はダム推進派・反対派が立場の違いを乗り越えて到達した一致した結論であり、日本政府やダム開発側もWCD報告書を見捨てることは出来ない。

WCD報告書は、「私たちの話は終わった。次に何が起こるかは読者にゆだねられている」と述べている。政府等ダム開発側がWCDについての動きを見せない上、WCDの成果を利用できるかどうかは市民側にかかっている。

### 今後の展開(案)

1. それぞれの団体が「WCD市民ガイド」を読み、理解する。
2. 行政等ダム開発側との議論時や、脱ダムのアピール時に、WCDの報告・勧告を引用・利用する。  
(例: アメリカのダム撤退宣言のように、脱ダムの常識として利用する。)
3. WCDの勧告と、日本における主要なダム開発の事例を付き合わせる「事例研究: ケーススタディ」を行ってはどうか。水源連事務局と各地の団体との共同作業が必要。総会で検討して欲しい。
4. WCDに関するシンポジウムの開催を検討している。(来年6月ごろ、イオン財団に助成金を申請中。)  
開催となった場合、各地の団体からシンポジウムに出席・協力して欲しい。
5. その他、WCD市民ガイドの利用法のアイデアを求める。

以上

「脱ダム」が全国で静かに進んでいる。「本家」の長野県でも2年近く前、当時の田中康夫知事が大仏ダムの中止を決めた際、県議会ですれほど大きな反対はなかった。上水道の需要がないうえ、与党の中止勧告を受けたからだ。今年に入って相次いで中止が決まった新潟県の清津川ダム、和歌山県の紀伊丹生川ダムも建設費に見合う水需要がなく、大きな騒ぎにはならなかった。(1面参照)

# 補助金なく 議会も容認

## 長野・大仏ダム

「国に足踏みダムといわれた大仏は国の補助金もつかず、あきらめモードだった。国の補助金がつくのに、知事が中止を言い出すとは違う」と保守系議員の長野謙二は、田中康夫・前知事の失職の引き金になった清津川、下諏訪ダムとの違いを強調する。同県松本市の中心街から約10キロ、奥野大仏ダムは水道水の確保を目的に70年代に計画が動き出した。ところが、別の水源ダムが83年に同県塩尻市にできたこともあり、松本市などが受水を辞退したうえ、立ち退き反対運動もあって、暗礁に乗り上げていた。自民、公明、保守の与党3党が00年8月、国レベルで公共事業の見直しを決めた際、大仏ダムも中止勧告の対象48ダムのひとつとされた。それでも当時の吉村千良知事は事業継続を要望し、松本市も「松本城の堀の浄化」という環境用途の利水を加えるなど知恵を絞った。

# 夢と消えた 大規模開発

## 新潟・清津川ダム

有数のスキーリゾートの新潟県湯沢町。新幹線の越後湯沢駅から車で30分ほどの同町三俣地区の深流に、総貯水量1億7千万リットル、事業費2500億円の巨大ダムをつくる計画が7月末、国土交通省北陸地方整備局によって中止を宣告された。大口の需要者は下流の同県長岡市。企業誘致や産業連携をめざす長岡テクノポリスや、日本最大の宇宙博物館を柱とする第三セクター「スペースオクトピア」など、故田中角栄元首相の地元には大規模プロジェクトが目白押しだった。ところが、スペースオクトピアは96年、完成前に事業を断念。筆頭株主だった佐藤工業も今年、会社更生法を申請するなど、ダム事業の前提が崩れた。周辺町村を含めた水道水や工業用水の需要は予想をはるかに下回り、清津川ダムの需要は当初計画の毎秒35リットルに激減した。長岡市水道局の担当者や整備局の幹部も「見直しは完全に狂った」と声を落す。このダムも00年、与党3党が見直しを勧告。事業計画の見直しを検討していた整備局の専門委員会は「大規模な水資源開発を急ぐ必要性は薄い」と判断した。計画が浮上してから36年、三俣地区を歩く住民が立ち並ぶ。116世帯、350人余りの集落はダムができれば約1000世帯が水没する計画だった。「水需要の見直しの甘さは前から分かってはいたはずだ。もう早く決めていたら別の活性化も考えられた」。地元「清津川ダム対策協議会」の樋口会長は憤りをあらわにした。

# 長野の変

# 大き過ぎた「水がめ」

## 和歌山・紀伊丹生川ダム

大阪府の水がめになる紀伊丹生川ダム(和歌山県橋本市、九度山町)の中止が今年5月、国土交通省近畿地方整備局から発表された。府が取水量を約半分に減らし、「ダムのスケールメリットが小さくなった」という説明だった。1月にダムをつくる予定だった紀伊丹生川ダムをセッティングし、大阪に分水する計画を立てた。まず大堰を管工し、運用を待つ。ところが、関西空港による利用増も見込んでいた大阪府の水需要は伸び悩んだ。府は大堰から、当初の予定通り毎秒0.29リットル取水するもの、紀伊丹生川ダムから取る毎秒2.8リットルは1・31に減らす、と01年2月に表明した。ダムから毎秒0.2リットル取水する予定だった和歌山市も00年9月、撤退を発表した。ダム計画の中止に伴うトラブルは、大阪府と和歌山県の協力金の返還交渉があるくらいだ。府は水をもらうために和歌山県と協定を結び、131億円の協力金のうち約83億円を支払っている。取る水に合わせて協力金も約半分では済まない返還を求めたいのが本音。県側は全額支払ってほしいと立腹した。

# 92ダム中止で割「水余る」

## 本社調査 大半は中小規模

国が建設中止を決めたダム(堰を含む)が全国で96年度以降92カ所にのぼり、そのうち約7割が水余り理由としていることが、朝日新聞の調査でわかった。経済成長の鈍化や工場の海外移転を背景に上水道、工業、農業用水の需要予測がはずれ、建設費が手当てできなくなったからだ。400近い計画・建設中のダムでも中止、規模の縮小を探索する動きが目立つ。「脱ダム」は全国に広がっている。(面)「長野の変」、(面)特集

地域	中止ダム	貯水量(億リットル)
1	新潟(新潟県) 大仏	7000
2	和歌山(和歌山県) 紀伊丹生川	7600
3	和歌山(和歌山県) 九度山	7310
4	和歌山(和歌山県) 大堰	6040
5	和歌山(和歌山県) 大堰	5700
6	和歌山(和歌山県) 大堰	5000
7	和歌山(和歌山県) 大堰	3850
8	和歌山(和歌山県) 大堰	3760
9	和歌山(和歌山県) 大堰	2840
10	和歌山(和歌山県) 大堰	2140

「脱ダム」の象徴として長野県が中止を決めた清津川、下諏訪は総貯水量200万リットル前後。国や県が事業を見直している計画・建設中のダムは900万リットル以上の規模で20以上ある。

この92の中止ダムの内訳は国の直轄が29、水資源開発公団が2に對して、道県が61。自治体の運営が3分の2を占める。規模別では総貯水量1千万リットル以上の大型が19にのぼり、ほとんどもみ違い。人口の伸びが頭打ちのうえ、不況や節水意識の高まりで需要が減り、市町村が水道料金を建設費を負担できなくなった。松倉(北海道)は

「数字は総貯水量、単位・方リットル」  
 函館市、水原(福島)は福島市、紀伊丹生川は大阪府が取水予定を減らし、事業が行き詰まった。また、県が運営する工業用水の需要も工場の海外移転や産業構造の変化で落ちている。農業の灌漑用の須川(京都)、島の川(高知)は、前提となる農地造成の規模が縮小、半ヶ石(鹿児島)は高齢化で土地改良区の農家が減少し、遊水池などの具体策は財政難もあり、ほとんどつくりだされていない。安全度を大きく見込んでいたことが裏つけられた形だ。久慈川、外面(いずれも福島)、北本内(岩手)、緒川(茨城)などは当面、基準を下げて河川改修する。中止ダムで国の補助金を返還した例はない。「脱ダム」の象徴として長野県が中止を決めた清津川、下諏訪は総貯水量200万リットル前後。国や県が事業を見直している計画・建設中のダムは900万リットル以上の規模で20以上ある。







## 清津川ダム専門委員会の答申

清津川ダム専門委員会は、昨年7月12日に第一回委員会を開催以来、本年7月5日まで12回の委員会及び現地調査を行い、清津川ダム実施計画調査に関して、信濃川水系の治水、利水、環境の各面から検討を行うとともに、代替案を含めたダム計画案について検討を行ってきた。検討にあたっては、当委員会内の討議に留まらず、委員以外の農政、気象、植生の専門家の意見を伺い、また、地域の一般の方から直接委員会の場で意見を伺うなどして、多くの方々から寄せられたすべての意見を参考とした。以上のような慎重審議の結果、当委員会は下記の結論に達した。

現在進められている清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である。しかしながら、信濃川流域において洪水から地域を守るための治水の重要性は何ら変わるものではない。このため、災害発生状況や今後の水需要の変化、地球温暖化の進行による異常気象の発生等をふまえ、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う清津川ダム等のダム新設や大河津分水路改修、河道改修等各種の河川整備について、それらの組み合わせのあり方や整備の優先順位を改めて検討し、河川整備計画を策定することが急務である。清津川ダムの実施計画調査を中止するにあたっての緊急かつ必要最低限の対応として次の措置が必要である。

1. 新潟県や市町村等の水需要者とともに、暫定豊水水利権に依っている水需要や地域の発展に必要とされている水需要等、必要な水資源確保の方策を早急に検討すること。
2. 自然環境調査、水質調査等の基礎的な環境調査を実施し、その結果をこれまでの成果とあわせてとりまとめ、公表すること。

以下にこの結論に至った基本認識を述べる。

### Ⅰ、治水面

信濃川においては、日本海側最大の都市である新潟市を抱える信濃川流域への人口・資産の集中、明治29年の横田切れ洪水及び昭和56、57、58年等の過去の洪水実績、全国的な治水安全度のバランス等からみて、150年に1度程度起こり得る規模の洪水を対象とした治水計画に基づき河川整備を実施し、地域の治水安全度を向上させることは必要かつ重要と考える。また現在の信濃川周辺の土地利用、過去の洪水実績、地形条件から判断して大規模な引堤あるいは計画高水位を上げるといった治水の代替案は現実的ではない。清津川ダムは信濃川の洪水を調節する施設の一つとして、信濃川の治水計画の中で治水安全度を向上させるために重要な役割を担う施設と考えられるが、大河津分水路改修、河道改修等のその他必要な河川整備を考えると、それらの組み合わせや整備の優先順位については明確になっているとは言えず、河川整備計画の策定が急務である。

### Ⅱ、利水面

既に小千谷市等は暫定豊水水利権により取水し水需要を賄っており、信濃川流域において、新たな水資源の確保が必要であることは疑いなく、清津川ダムは信濃川流域の水資源確保の面から重要な役割を担う施設であると考えられるが、清津川ダム実施計画調査開始以降の生活・工業・農業用水の新穀の水需要は減少傾向にあり、またその将来見通しが不透明であるなか、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられる。

### Ⅲ、環境面

清津川流域の自然環境については、地元の理解を得て本格的な現地調査が開始されたばかりであり当委員会として判断できる段階ではない。

## 紀伊丹生川ダム計画、

### 英断の中止背景が物語るもの

今回紹介してある新聞記事から、紀伊丹生川ダム計画中止の背景を考察してみたい。私が「紀ノ川流域委員会」の委員として2回目の委員会から終始主張してきたことは、この計画には地元住民ならびに漁協組合が反対している、洪水対策としての整備局の治水論は破綻している。また、近年の水需要予測が大幅に下降している、この3点である。

毎回、これらの根拠を説明したビラ、資料、委員会への提案等を各委員ならびに整備局関係者に配布してきた。

昨年6月7日に第1回委員会が開催されて、先日の8月9日で10回の審議が行われてきた訳だが、内容は洪水対策による整備局の治水論に対する反論である。整備局プログラムからいけば予定の治水審議回数を大幅に延長するようになり、各委員からも速やかやプログラムにのった進捗が望ましいという発言が相次いだ。とにかく、治水論を議論、審議をした訳である。

4月25日、第8回流域委員会において、マスコミ報道による、ダム縮小計画案の発表の時期についての質問を行ったところ、整備局の返事は6月中に縮小案を発表します、との答えであった。そして、5月16日の中止発表。25日から22日後の決断が中止になった訳である。

6月11日の新聞記事を読んで頂ければ、市民に対して中止に対する整備局の至極当たり前の「水需要減なら計画変更」というタイトルが説得力を持つ。また、「水需要の減少と環境面の双方を配慮すると、多くの制約ができ、結果的に事業として成り立たなくなりました。」との整備局の発言が理路整然と述べられると全くその通りだということになる。さらに、99年9月に出された「ダム審議委員会」での答申付帯事項での「水需要予測の調査」、「環境保全に万全を」、これを重く受け止め、粛々と検討した結果、中止との結論に至りました。といえ、今まで国土省は嘘、偽りは一つもありませんと憚りなく吹聴しているとしか聞こえない。この次元で市民参加での議論を反映するという真骨頂が崩れさり、同じ土台に乗ったかに見えた流域委員会での乖離が修復不可能なものになってしまっていると認識するほかないだろう。

これまでのダム計画は、全て国土省が発案して実施、中止を行うのであって住民、市民の参加は意見聴取に留める、この姿勢は時代背景が変わろうとも首尾一貫すると言わなければならぬ。

また、このことは5月の川辺川ダム強制収用委員会について竹村河川局長が発言した「議論の行方と本体着工は別次元の話」、もう一つは「説明責任は『これで十分』』ということではなく、未来永遠にあると認識している」と明言している。

これは、私の持論、段違いの平行棒論を実に的確、見事に恥ずかしげもなく言い放っている。そして、現在全国で行われているダム論議は正にこの二つのパロディーに集約されているといっても過言ではない。

6月5日の私の主張「住民運動の可能性広げる」と11日の近畿地方整備局河川部長の「水需要減なら計画変更」を読んで頂きこの二つのパロディー、現在行われている全国の流域委員会の縮図に終止符を打つべきさらなる運動を私達は模索しなければならない。

岩 畑 正 行 Wind TWA

# 渡良瀬遊水池 第2貯水池計画中止決定

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会  
代表世話人 高松健比古

2002年8月6日、栃木県小山市で開催された「渡良瀬遊水池総合開発（監期）事業審議委員会」（以下、遊水池審議委員会）の第7回委員会は、治水と利水を目的とした第2貯水池計画の中止を求める最終答申を、国土交通省に提出しました。

1995年に、建設省の「ダム事業の評価システムの試行」で設置されて以来、全国の他のダム審が次々終了するのをよそに、96年末に事業の一時中断を中間答申後休眠状態に入り、6年近い時を経て、この度ようやく最終答申を出したのです。

その結論は以下の通り。  
『渡良瀬遊水池総合開発（監期）事業については、治水の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意思表示がないことから、特定多目的ダム事業としての同事業を「中止」し、治水について、別途検討することが妥当である判断する。』

これを受けて国土交通省も8月28日、第2貯水池計画を中止することを正式に決定しました。

国は中止の理由を、第2貯水池の水の需要がなかった、ということで済ませています。実際には水質や環境・生態系など私たちが厳しく指摘していた問題の解決ができず、計画を中止せざるを得な

くなった、というのが真実でしょう。

私たち「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」では、90年9月の結成以来、一貫してこの第2貯水池計画の反対運動を展開してきました。

この運動に私たちが立ち上がらなければ、第2貯水池は90年代前半で作られていたことは確実で、それが12年という長い年月かかったとはいえ、ここに完全な勝利を得ることができたのは、本当にうれしいことです。

これまでずっとお世話になった水源開発問題全国連絡会、そして共にダム問題と取り組み、厳しい状況の中で闘ってきた全国の皆さんに、心から御礼を申し上げます。

足尾鉍毒事件をきっかけとして作られた渡良瀬遊水池の歴史は、この第2貯水池計画も含め、連綿と続く大規模土木事業の歴史でもありました。

土地買収もなければ家屋の移転も強制収容も必要ない100%国有地で、建設省が自らやろうと思った事業は好き勝手にできる。そういう所での巨大官庁との闘いは、容易ではありませんでした。

特に住民協議会が誕生した90年当時、渡良瀬第一貯水池（谷中湖）が完成し、「首都圏の水がめ」として運用が開始された時期で、第三セクターのゴルフ場造成と絡んで第2貯水池も、今にも工

事が着工されそうな雲行きでした。しかし私たちは一貫して主張すべきことを主張し、地味ではあっても着実に運動を展開してきました。

ここに至るまで語り尽くせない出来事がありましたが、第2貯水池をめぐる運動のポイントを以下簡単にまとめてみます。

## 1. 建設省利根川上流工事事務所との交渉

私たちは運動を進める中で、担当工事事務所に交渉の場を要求し、その中で厳しく問題点を指摘し続けました。当初建設省側は私たちの存在も主張もはねつけていましたが、私たちの主張が事実に基づいていて客観的に正しいこともあって、次第に姿勢を変え、話し合いが定期的に行われるようになりました。

## 2. 自前のデータの蓄積と活用

建設省との交渉と平行して、専門家の協力を得て渡良瀬遊水池の動植物を調査し、また第一貯水池（谷中湖）の水質を自ら採水して検査。自前のデータを豊富に蓄積することに努めてきました。それらによって、第2貯水池の予定地は、チュウヒをはじめ越冬するワシタカ類の主要な生息地となっていること、貯水池建設は大きな生態系破壊になること、また谷中湖の水質はヨシ原浄化施設を稼働しても全く向上しないこと、等が明らかになりました。こうしたデータに基づく私たちの主張は、建設省も認めざるを得なくなり、結果として第2貯水池の着工を大きく押し戻すことになりました。

## 3. 輪を広げるための活動

結成当初からしばらくは大変厳しい状況にあり、私たちは活路を開くために署名運動を展開することにしました。水源連と加盟団体にもひとかたならぬお世話になり、最終的に4万5千名の署名を頂きました。また、さまざまな形でのシンポジウム開催やキャンペーン活動の展開、自然観察会の実施や広報活動も多面的に行いました。

## 4. ダム審への取り組み

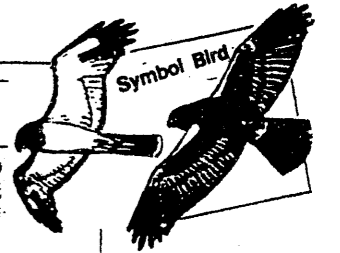
ダム審設置は、水源連の統一見解の通りダム反対運動つぶしとしか思えないものでした。特に渡良瀬では、前述のように建設省側と住民協議会とが定期的に話し合う一定の路線が確立されていたのに、それを全く無視し、私たちに排除する形で強引に作られたのです。私たちは強く抗議し、開始後は会議の傍聴を求め毎回会場に詰めかけました。抗議と要求をしながら、一方で私たちは、第2貯水池の是非を論ずる連続シンポジウムを住民協議会と建設省側との共催で開こう、と提案。結局これは実現しませんでした。ダム審が続いている中で、住民協議会主催のシンポジウムに利根上の所長をパネラーとして参加させることに成功しました。

## 5. 公聴会への積極的参加

ダム審主催の公聴会に住民協議会は積極的に意見を出そうと呼びかけ、結果として15人の公述人のうち7人を貯水池反対派で占めました。ダム審委員の前で、私たちは自然、水問題、生態系、歴史、地場産業、地元住民、下流住民などさまざまな立場から堂々と意見を述べ、全く同じことしか言わない推進派と際

The Council of the Inhabitants of the Tone River area for the Protection of Watarase Marsh

シンボルバード チュウヒ



冬鳥として飛来し、戸原の広い湿地に住む。戸の上を低く飛びながらメスミなどを捕獲する。渡良瀬遊水池に多い。

頒価 100円

イラスト(財)日本野鳥の会 1990年

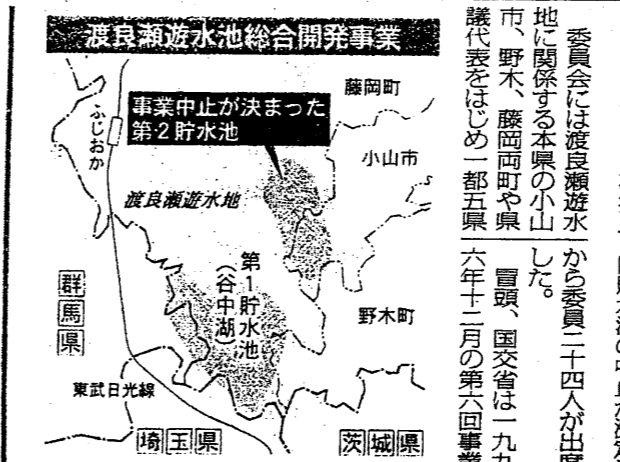
号外 2002. 8. 10 発行

【代表世話人】高松健比古/栃木県 真岡市道祖土25 ☎0285(82)3071 【編集】事務局 ☎0282(23)1078



渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会/機関紙

下野新聞 1884年(明治17年)創刊 2002年(平成14年)8月7日(水曜日)



渡良瀬遊水池総合開発事業 事業中止が決まった第2貯水池... 委員会には渡良瀬遊水池から委員二十四人が出席... 審議委員会が提出した中に提示した。

この提示を受け、出席委員からは「第二貯水池建設の必要性は低い」と意見を述べた... 同委員会は九六年の第六回会合で、二期事業計画の中断を答申、二期事業計画で建設された第一貯水池の水質浄化の結果を見て実施の判断をした...

渡良瀬遊水池 第2貯水池計画を中止 需要低く水質に難 中断以来 6年ぶり 審議委が最終答申

だった対比を見せました。満員の聴衆にはどちらが正しいか明らかで、審議委員からも反対意見はもつともだ、という感想が聞かれたとのこと。この公聴会は一時中断への大きな流れを作りました。

6. 対案の提示

96年8月にダム審で事業の一時中断という線が突然示され、建設省もそれを認めた97年以降、住民協議会として、ただ第2貯水池反対を叫ぶだけでなく、積極的に対案を出そう、という方針で一致し、その結果、遊水池を「歴史と自然の丸ごと博物館」とする『エコミュージアム・プラン』づくりが始まりました。これは、渡良瀬遊水池の歴史の重さと、本州以南最大のヨシ原の自然環境と動植物の豊かさを、多くの人が実感し、学び、楽しむためのプランであり、また自然破壊のない着実な地域振興にもつながるものです。

私たちは99年に原案をまとめ、その後現在まで自ら修正を加えつつ、機会あるごとに発表しています。そして現段階では、もはや単なる「対案」ではなくなり、遊水池の未来像を考える具体的なプランとして公認されつつあるのです。

以上の動きを経て第2貯水池計画は一時中断に至り、以後6年が経過して今回の正式中止に達しました。国側は、治水上遊水池の掘削が必要だ、とも主張してきましたが、最近では、超長期で考えればいいことだ、と事実上棚上げを示唆しています。

利根川上流工事事務所所長参加の私たちのシンポジウムは現在も続いており、

2000年以降は特に「渡良瀬遊水池の未来をどうするか」というのが一貫したテーマになっています。その中で、従来のような開発がらみ・公共事業頼みの状態を脱し、エコミュージアムのような賢明な利用策を選ぶべきだ、という結論はすでに出されています。

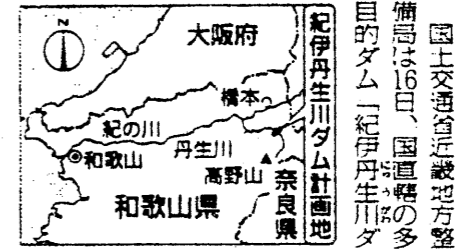
国土交通省は渡良瀬でも「湿地保全・再生事業」を行おうとしており、その検討委員会も発足しましたが、第2貯水池中止によって、国側と私たちの間にあった「大きなトゲ」が抜けた今、私たちは真の湿地再生・保全につながる「エコミュージアム・プラン」の実現へ向け、より働きかけを強めようと考えています。

12年間、第2貯水池中止と並ぶ住民協議会の一貫した運動目標の一つは『渡良瀬遊水池をラムサール条約の登録地に』でした。もう二度とかつてのようなひどい事態を起こさせないために、そして、国の責任でこの地を保全させるために、目標に掲げたこのテーマも、決して遠い夢ではない段階に現在は来ているのです。



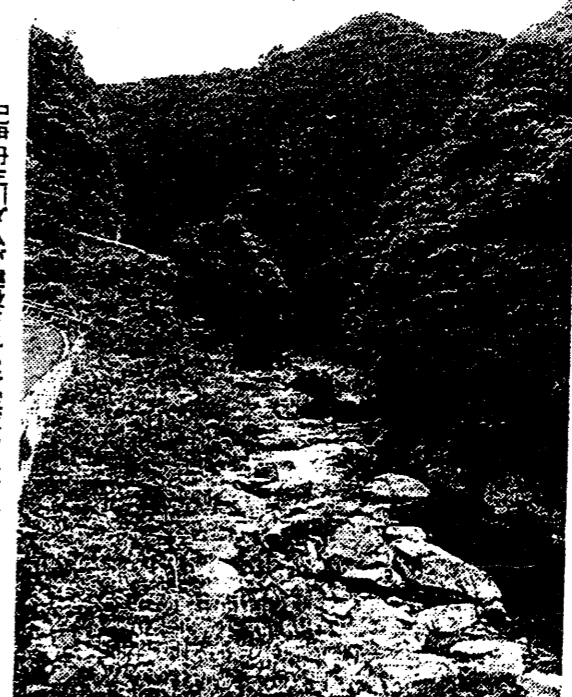
# 紀伊丹生川ダム建設中止

## 国交省近畿地方整備局 水需要減少で



国土交通省近畿地方整備局は16日、国道路の多目的ダム「紀伊丹生川ダム」(和歌山県橋本市)の建設を中止することを明らかにした。水需要の減少が主たる理由。国道路ダムの建設中止は、00年に与党3党の公共事業見直しでめざった福井内ダム(福井県木頭村)などの10ダムを加え計12ダムがあるが、それ以来の中止で、近畿では初めて。批判が強い。

大型公共事業見直しの動きはさらに加速しそうだが、(10面に関連記事)同ダムは治水のほか、大阪府や和歌山市への利水も大きな目的だった。大阪府は昨年3月、水需要の低減を理由に日量25万トン、年間1億トンに減らし和歌山市は00年9月、利水は不要と表明。このため同省は計画の縮小を検討していたが、今年2



紀伊丹生川ダムが建設される予定だった丹生川

## 緊急発信

キーパーソンに聞く

## 紀伊丹生川ダム

国道路の多目的ダム「紀伊丹生川ダム」(橋本市・九度山町)について、国土交通省近畿地方整備局は先月、水需要の低減を理由に計画を断念したことを明らかにした。今後、事業評価監視委員会を設け、正式な中止が決定する。直轄ダムの中止は全国は数回。環境保全の必要性や公共事業の無駄を指摘し、同ダム計画に反対してきた市民団体代表の岩畑正行さん(33)「和歌山市和歌浦南」に、中止の背景やこれからの問題などを聞いた。

【石川隆宣】

## 紀伊丹生川ダムを巡る動き

- 79年 予備調査開始
- 89年 建設省(当時)、実施計画調査開始
- 97年11月 事業目的、内容の妥当性を審議するダム建設事業審議委員会(ダム審)設置
- 98年10月 ダムに反対する「紀伊丹生川ダム建設を考える会」が結成総会
- 99年6月 環境影響評価法施行
- 9月 ダム審「建設妥当」を答申
- 10月 答申を受け近畿地方建設局(当時)が推進を表明
- 00年9月 和歌山市が議会で「ダムの水不要」と表明
- 01年3月 大阪府が水需要を下方修正
- 6月 近畿地方整備局がダム規模見直しを表明
- 6月 紀の川流域委員会で河川整備計画策定の議論が始まる
- 6月 国土交通省、大規模ダムの実施計画調査の新規着手を凍結表明
- 7月 橋本市議会がダム対策調査特別委を廃止
- 02年2月 玉川漁協が総代会でダム反対を決議
- 5月 国土交通省、計画を断念。事業評価監視委員会に「ダム中止」を諮ることを発表

## 公共事業中止のモデルケース

# 住民運動の可能性広げる



岩畑正行さん 市民団体「Wind-TWA」代表。三つのW、水・森・戦争(平和)を考え、地域で行動する集まり、が団体名の由来。食品加工業を営む傍ら、昨年6月に発足した紀の川流域委員会の委員を務める。和歌山市生まれ。

「岩畑さんには河川整備計画を決める」紀の川流域委員会「の公募委員でもいる。ダム中止は、流域委員が結集を出すまで待つという見方もあった。今後20〜30年はダムが出来ないことは確信していた。だが近畿地方整備局は、今年9月にダムの計画縮小案を発表すると流域委員で発言していた。「審議中」の「不確信」と反対した岩畑もあつた。この時期の表明は意外だった。しかも凍結でなく中止。白紙撤回の意味がある。

——公共事業に対する国民の目が厳しくなってきた。中止の背景には、国は否定したが、反対運動の影響もあるのでは。費用対効果の概念も浸透してきたと思うが。

今回は、公共事業中止のモデルの意味があると考えている。ダム建設事業審議委員会(ダム審)が紀伊丹生川ダムを「建設中止」と答申したのは99年9月。その直前に環境影響評価法(新アセス法)が99年6月に施行されており、(建設省)並行して

の諮問機関、河川審議会も00年12月にダム依存の転換をうたった中間答申を出した。新河川法の施行で、住民意見の反映も義務付けられた。そうした法整備の枠組みが整ったなかでの中止。従来型の河川整備が立ち行かなくなったのをシブシブに感じていたのだ。

——一方で、徳山(岐阜県)、吉田(岡山県)、川辺川(熊本県)などで国の強硬姿勢は続いている。紀伊丹生川ダムは、その中でも、洪水対策が必要とされていたはず。費用対効果で公共事業を論じ、中止すれば納付金を得られやすいが、実は

——国土地交通省という巨大な役所に、議会の目が事実上届かない「地方整備局」が生まれた。その役所が表向きは「流域委員」などで「公開」を掲げ、事業をどんどん進めようとしている。

そうした動きに対抗する専門知識は必要だ。私たちもできるだけの勉強を重ねてきた。新アセス法の施行も、2月2日の勉強会を半蔵経験

——全国のダム事業への反対。中止の背景として、流域委員を公募し、反対の立場の委員も選ばれたこともあった。ただ、「みせかけ」につながる危険性もあったという。これは運動で止まる可能性が低いことをはっきりさせた。市民運動の仲間の間でも全国的関心は非常に高い。全国でのダムは、計画段階でまだ400近くある。国は昨年6月に立ち上げているところもある。全国すべてで、市民参加が行われているわけではない。たいてい出たが、要は「出た」のは、何もやらなければいいと進めたい。このまま進めたい。このまま進めたい。このまま進めたい。

——これからの運動の進め方。資料に基づき、きつくりと指摘したら止まる、という状況にある。紀伊丹生川ダムの中止は流域委員を通じて話し合い、運動で止まる可能性が低いことをはっきりさせた。市民運動の仲間の間でも全国的関心は非常に高い。全国でのダムは、計画段階でまだ400近くある。国は昨年6月に立ち上げているところもある。全国すべてで、市民参加が行われているわけではない。たいてい出たが、要は「出た」のは、何もやらなければいいと進めたい。このまま進めたい。このまま進めたい。

# 富山県の脱ダムの動きと

## 熊野川受水事業の見直し

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク 金谷

富山県では県レベルでは脱ダムの動きは大きく進んでいますので、以下報告します。

富山県は早月川・片貝川・百瀬川ダムに続いて、9月6日に黒川ダムと湯道丸ダムの建設「休止」を発表しました。神通川支流に建設予定だった県営黒川ダムは治水を主目的に147億円をかけて昭和60年より計画が進められていました。しかし、建設の見返りとされた道路建設も予定地途中で止まっており、県の関係者でも工事中止となるのは時間の問題だと言われていました。その最大の理由は、建設用地の三分の一が地権者の強い反対があって買収できなかったためです。小矢部川支流に建設予定だった県営湯道丸ダムは以前より休工とされていたダムでした。これで県内のダム開発で残されているのは完成間際の久婦須川ダムを除き、県営の舟川ダム、国直轄では利賀ダムだけになりました。富山県では既にダム開発を目的とした河川開発課も河川課に吸収されており、今後は目立った新規のダム開発の動きはないものと思われま

す。黒川ダムの「休止」に伴い下流域の治水対策をどうするのか。そのことに関連して9月19日に県議会で菅沢県議が、9月26日に富山市議会で赤星市議が質問したところ、県や市から次のような回答がありました。『新たな治水対策として同じ水系の熊野川ダムで未利用であった水道容量を洪水調整容量に転換することを検討している。この間進めてきた県営熊野川水道用水供給事業は中止し、この事業を前提にした暫定水利権を使った富山市単独の熊野川からの受水事業についても事業の根拠を失うことから導水管などの工事は当面着手できない』

このような解決策は、「黒部川ウォッチング」のメンバーが中心となって昨年2月に結成した市民グループ「富山市の水道事業の値上げと熊野川受水事業を問題にした「富山の水道事業を考える市民有志」が当初から提案してきたことです。その際ジャーナリストの保屋野氏、また水源連事務局の嶋津・遠藤氏からの確かなアドバイスもいただき、「公共事業チェック議員の会」中村敦夫氏より資料請求などでご尽力をいただきました。

富山市では市単独事業を、富山県では熊野川水道用水供給事業を見直す考えがないことを、市や県の交渉の席や議会の場で強調していましたが、わずか一年で方向転換したわけです。今回の方向性は更なる無駄遣いを抑制した一番の方法だと考えますが、熊野川ダム建設から18年間たってようやく見直されるようになったダム

事業のあり方、市民の提案を受け入れず建前を強弁し問題のほとぼりの冷めた頃行政自らが作った「富山県公共事業評価委員会」で見直しの方向をだすといった行政手法、そして事業は実現されないのに富山市民のみ県へ暫定水利権として支払った負担金など、さまざまな公共事業の問題点を浮き彫りにし、今後に向けての課題も新たとなりました。

ともあれ私たちの主張を認める形で、熊野川ダムからの受水事業も中止に追い込まれたことは、更に富山県内の脱ダムの動きを加速することは間違いないでしょう。

注) 県営熊野川水道用水供給事業…無駄なダム建設の典型例として2000年12月21日読売新聞全国版に掲載。ダム建設の約半分水道用水の建設負担金は71億円を占めるが過大な水需要の予測に基づいて熊野川ダムが建設された。そのため、建設後18年経過した現在も浄水施設は作られず日量10万トンを供給する予定の6市町村に一滴も供給されていない状態が続いていた。国庫補助を除いた33億円の借金は水道料金で返済されずに、返済総額で約110億円に膨れ上がっている。

## 連携排砂の強行と黒部川の変化、

### そして柳又谷の砂防ダム問題

★今年も連携排砂が強行される

黒部川で7月13日夜から15日にかけて、昨年に続く連携排砂が行われました。今回の排砂は1年間に貯まった出し平ダムの土砂約8万 $m^3$ を排出するため、出し平ダムへの流入量が毎秒250 $m^3$ に達し、排砂ゲートを開放した自然流下中でも毎秒130 $m^3$ のダム流入量があると判断した結果行われました。排砂中は国から委託されたコンサルタント会社の他、14日早朝から金沢大田崎教授と研究室スタッフが駆けつけ、出し平ダムより下流の水質や宇奈月ダム湖底の泥を採取して独自に調査を行いました。

入善・朝日刺し網部会代表の佐藤宗雄氏は「ダム底を見て、間違いなくヘドロを流していることを実感している」と語っていますが、事実宇奈月ダムでは出し平ダムから流されたヘドロが尾ノ沼谷合流点付近では40~50cmに渡って堆積しており、ダム湖底だった地点を歩くとひざまで達しました。自然流下状態となる前にはダム底にある最も濁った水が流され、湖底から10m上の駐車場からも異臭が感じられるほどでした。

その後、「黒部川排砂評価委員会」で環境調査の結果が報告され、昨年よりも環境への影響は小さい値が出ていると報告されています。「評価委員会」が下す判断と、実際現地を訪れた現実との格差はどこにあるのでしょうか。田崎先生はそれは



現場を見、現場に依拠して調査をしているかどうかだと言われました。事実、田崎先生たち金沢大学の研究グループは、何度も黒部川や富山湾を訪れ研究を進めています。その結果は、2001年末に「粘土科学」、2002年7月に「地質学雑誌」にそれぞれ発表され、出し平ダムの堆積物が富山湾内に堆積し、ヒラメなどの底生魚に影響を与えているとしています。調査をコンサルタント会社に任せきりにし、多くが排砂の現場すら訪れたことのない評価委員会の先生たちに川や海の悲鳴を聞いていただくことは無理なのでしょうか。

#### ★ダム排砂によって濁りが取れない黒部川

宇奈月ダム建設で黒部川がどう変わったか。ダム上流は峡谷美が失われたことであり、下流では清流が失われたことではないでしょうか。排砂以降、7月20日～9月8日にかけて私は4回ほどトロッコ電車に乗って黒部川を見ていますが、いつ訪れてもダム下流の濁りは取れていません。これは2年前の宇奈月ダム湛水以降、顕著となった現象です。

理由として考えられることは次の点です。①宇奈月ダムは出し平ダムの約8倍、1270万 $m^3$ もの有効貯水量があるため、排砂や洪水などでいったんダム湖の水が濁ると水が入れ替わるまで長時間を要する。②排砂以降濁りがひどくなっているのは、排砂によって沈殿していた浮遊物質が攪拌され底に沈まず、秋から冬になってようやく落ち着いてくると考えられる。③宇奈月ダムの中間部にある新柳河原発電所発電所より下流で濁りがひどくなっているが、発電のため93mの高さからダム湖内に水を落とすため、一帯が絶えず攪拌された状態となっている。

阿曾原温泉下流では天候に関係なくダム放水によって一日に20cmは水位が変わることもあり、満砂状態となっている小屋平ダムでは放水によって鐘釣温泉一帯がどす黒く濁ることもありました。黒部川を見、黒部川を遡行すればこの川は素晴らしい景観と共にダム(関電)によって人為的にコントロールされている川であるということをつくづく実感します。かつてはイワナが泳いでいるのが見えたと言われる宇奈月温泉周辺では、ウグイしか棲めないような水に汚れています。右岸を流れる弥太蔵谷の清冽な流れを見れば、何が原因で黒部川の清流を殺しているのかは明らかです。

#### ★他の川でも排砂が日常的に行われています

富山県を代表する河川の一つ神通川では濁りが続き、アユ釣りに不調が続き漁協に苦情が寄せられました。原因は神通川上流にある支流の下小鳥ダムが台風の影響でたまった濁水の放水を続けていたためです。濁りの粒子が細かく沈殿しないため、川の濁りが長期化しているとのこと。(7月30日付「北日本新聞」記事より)川の濁りは7月中旬から8月にかけて一ヶ月に及びました。

9月1日に神通川にアユ釣りに来ていた「公共事業チェックを求めるNGOの会」代表の天野礼子さんの話では、全国の河川で排砂ゲートを使わなくても、通常の放水でこうした形で細かな土砂を流す排砂が行われているとのこと。岐阜県の根尾川筋漁協の方からも連絡があり、3年前と今回の台風6号で中部電力の大須ダムがこうした形の排砂を行い困っているそうです。青森県赤石川でも同様の排砂が行われ、アユに多大な被害があったそうです。

排砂をしなければダムが延命できない状況の中で、黒部川の排砂問題の行方は全国の川や海を守るためにも重要な問題となっています。

#### ★支流柳又谷の砂防ダム計画

ダムのあるところはその上流にいくつも砂防ダムが作られていきますが、黒部川では現在19基の砂防ダムが建設または工事中です。黒部最後の秘境と言える黒薙川支流の柳又谷に砂防ダム計画が浮上していることから、「黒部川ウォッチング」では現地の視察・調査を行いました。

実施したのは、8月10日～13日までの4日間。当会のメンバーの他に「宇都宮溪遊会」・「砂防ダムはいらない？溪流保護ネットワーク」の方々と合同で取り组まれました。当日は「宇都宮溪遊会」の渡部・瀬畑氏らの先導で飛竜峡などの難所も無事通過、砂防ダム予定地の柳河原(別称、楊河原)に子供を含め14人のパーティが二泊しました。その後、有志で上流に向かい支流水谷を経由して稜線を越え朝日小屋に一泊し、北又小屋に抜けました。

この一帯は登山道もない厳しい谷の急流域にあることから専門家による生態調査も行われていませんが、今回集まったメンバーで水生昆虫や特定の昆虫類の採取や植物の写真撮影や流域一帯のビデオ撮影なども行ないました。その中で、参加したもの誰もが柳又谷の豪快さとそのすばらしい流域の様子にこの場所は人為的に手をつけるべきではないと思いを新たにしました。

柳又谷のテント場で今後の活動について話し合い、地元の「黒部川ウォッチング」が事務局となり北又谷含め黒薙川の流域一帯の保全を求めるため「黒部・黒薙川を未来に残す連絡協議会」を発足させ、情報収集と共にこの一帯に砂防ダムなど作らせず現状のまま保全するため申し入れを行うことにしました。

11月の始めには、国土交通省に対して『申し入れ書』を提出したいと思えます。水源連の関係者には全国集会などで呼びかけさせていただきます。『申し入れ書』への賛同・協力をよろしくお願いいたします。

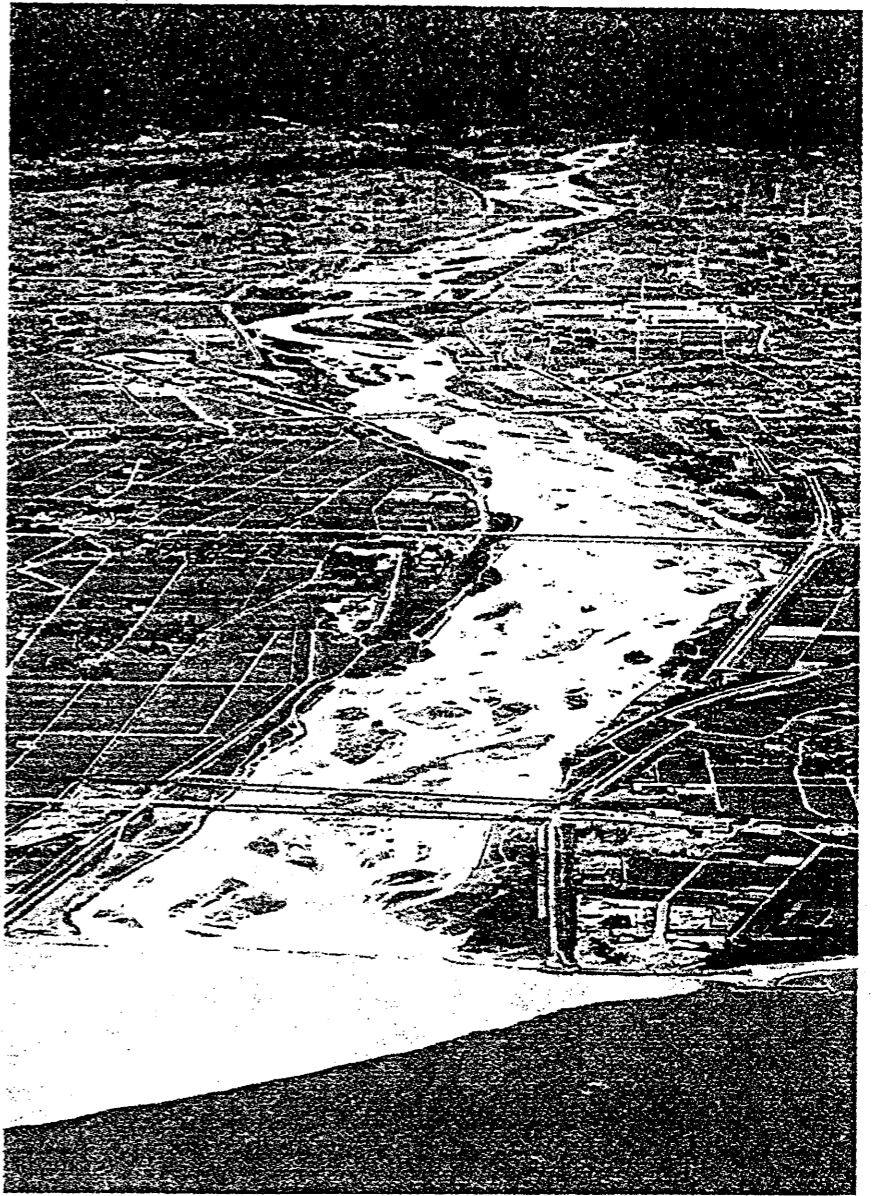
◇ 資料請求や賛同の連絡などは…黒部川ウォッチング・富山ネットワーク

金谷まで

TEL&ファックス 076-463-5607

メール

[kanava2001@nifty.com](mailto:kanava2001@nifty.com)



前日までの大雨と排砂の影響で、一面濁流に覆われる黒部川（14日午後1時30分、黒部川河口上空で、国交省のチャーターヘリから）

# 黒部川で連携排砂

2002 7/6 読売

昨年(2001)に続き 大量の土砂、日本海へ

黒部川の関西電力出し平ダムと国土交通省宇奈月ダム(いずれも宇奈月町)で、排砂ゲートを開けてダムにたまった土砂を下流に流す「連携排砂」が、十三日夜から行われた。連携排砂は、

国内初の実施となった昨年(2001)に続き、二回目。きょう十六日中には、すべての作業を終える。十三日の大雨でダムへの流入水量が増えたため、国交省と関電で作る実施機関

は同日午後八時二十分、連携排砂の実施を決定。徐々にダムの水位を低下させた後、十四日午後には両ダムの排砂ゲートを全開した。これで、両ダムは、自然の川の流れに近い状態で土砂

を流す「自然流下状態」となり、一年間に出し平ダムにたまった約八万立方メートルの土砂が、濁流を作って日本海に向け押し流された。十五日午前には、両ダムとも水位回復作業に入り、同日午後には水位を回復。下流に排出した土砂をさらに押し流すための追加放流作業に入った。

環境への影響を探るため、実施機関は連携排砂中、両ダム直下と下流の二地点で、水に溶けた酸素量や濁度などを計測。これまでのところ、昨年より環境への影響が小さい値が出ている。実施機関は「後日開催する黒部川ダム排砂評価委員会で評価をしてもらいたい」としている。

一方、排砂の差し止めなどを求めて国などを相手に公害紛争調停をしている入善漁協の佐藤宗雄理事ら漁業者らは、河川の汚れを監視。佐藤理事は「排砂実施には憤りを感じている」と話し、漁協として排砂に反対している泊漁協の脇山正美組合長は「反対している漁協があるのに、話し合いもなく排砂が実施された」と怒りをあらわにした。黒部川内水面漁協の柚木春雄組合長は「過去の洪水と比べると、今回の排砂では驚くような被害はないのではないか」と話した。

排砂の影響を研究している金沢大理工学部の田崎和江教授や同研究室の学生らも、両ダム直下や河口近くで水質調査を実施。宇奈月ダム湖底の泥も採取し、研究室に持ち帰って分析する。

## 県議会一般質問

# ダム建設「必要に応じて」

2002 9/20 北陸中日

## 知事「熊野川」国と協議の考え

九月定例県議会は十九日、本会議を再開し、山辺美嗣(自民)菅沢裕明(社民)横山栄(自民)坂野裕一(民主)川原敏彦(自民)の五氏が一般質問した。県内における今後のダム建設に関する中知事は「河川改修方式と比較するなど、十分検討していく必要がある」とした上で「ダムは治水、利水など総合的な効果があり、必要に応じて進めたい」と述べた。



菅沢 裕明氏

建設の当面休止を決めた黒川、湯道丸ダムについて菅沢氏が取り上げたのに対し知事は「降雨状況解析や河川改修代替案による事業費などを検討し、当面中止とした」と説明

明。黒川ダムの代替措置として検討している熊野川ダム再開方式については、国や関係市町村と協議する考えを示した。また、ダム計画のため

投入したこれまでの予算については「地質など事前調査が必要で、事業の取り扱いを決める必要経費」と述べ、理解を求めた。

# 県、2ダム計画を休止

県は、建設を予定していた湯道丸ダム(小矢部市)と黒川ダム(大山町)の建設計画の休止を決め、6日の県議会建設企業常任委員会(明ら)かにした。今後は河川整備による治水計画を進め、事実上、建設を中止する。

## 継続は舟川だけに

湯道丸ダム(高さ52・5メートル、総貯水量590万立方メートル)は治水を主目的に、小矢部市菅ヶ原に建設が予定されていた。92年度から約3億8千万円をかけ、地質、原山山調査などを進めてきた。

その結果、地滑り対策が必要となり、建設費用が膨らむことがわかったことなどから、休止を決めたという。

黒川ダム(高さ74メートル、総貯水量395万立方メートル)も治水を主目的に、大山町石湖、馬瀬に建設を予定。80年から約43億円をかけ、基礎調査や県道の架け替えなどを進めていた。98年の県公共事業評価委員会で、計画策定から年数がたっていることから最新データによる調査を求められている。

# 湯道丸 地滑り対策で工費膨張

## 黒川 既存のダムを有効活用

2002. 9/29 北日本

連携排砂公害調停  
結論に至らず

黒部川の関西電力・出し平ダムと国土交通省の宇奈月ダムの連携排砂について、入善、朝日両町の刺し網漁業者らが申請した公害紛争調停の第九回調停が十二日、県総合福祉会館(富山市安住町)であり、県公害審査会調

停委員会(委員長・佐伯康博弁護士)が示した調停案について協議したが、結論に至らなかった。同委員会は最終調停日を十一月六日とし、再検討を求めた。

調停案は国交省と関電が排砂による魚介類などへの影響を調べることを軸としている。環境調査の計画を立てる際、漁業者側と意見交換することなども盛り込んでいるが、この点で国交省と関電が難色を示したとみられる。

北日本新聞 2002. 9/29 北日本

# 新たな水源の確保も

## 黒川ダム建設休止

県が黒川ダム(大山町)建設の当面休止を打ち出したこと、富山市の水道事業が揺れている。市が上水道の将来の水源と見込んでいた黒川ダム(大山町)の再開が必要となり、方式の選択次第では水道利用の道が断たれるためだ。公共事業抑制の流れとライフライン確保が絡む重い課題だけに、市は関係機関と十分協議したい」と慎重な姿勢を見せている。

黒川は富山市南東部の大山町境で熊野川に合流し、神通川に注いでいる。黒川ダムの建設を休止した場合、合流部から下流の治水機能は熊野川ダムに付加する必要がなくなる。

熊野川ダムでは、同市など二市四町一村が参加する県営水道用水供給事業が計画され、各自治体はダム建設費の一部を負担してきたが、実際には利用されていない。県は、熊野川ダムの再開方式について、ダム本体の「かさ上げ」と、未利用の水道容量に着目した「活用」を提示した。「活用」ではダムの水を流す「洪水はきき」を現在より下につくり直し、水道容量を洪水調節に振り替える。この場合、原則的に水道利用ができず、同市の水道事業に影響を及ぼすのは必至だ。

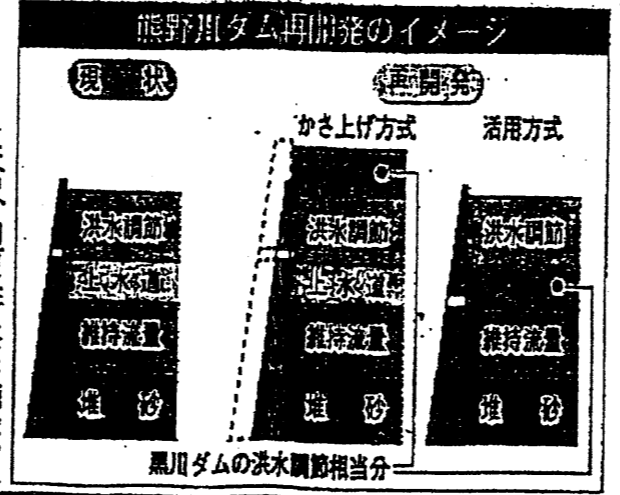
「自治体の意向尊重」

富山市の上水道は常願寺川を水源とし、昨年度まで国の許可を越えて取水する違法状態が続いていた。市は昨年十月、平成二十四年度以降に熊野川ダムから受水することを前提に、不足分を常願寺川から受ける法定水利権を取得。超過取水は一時的に解消された。活用方式が採用されれば、法定水利権の確保もなされる。

調査を求められている。近くに原山がなく、原石の採取に多額の費用がかかること、黒川ダムで予定していた洪水調節容量を、上流の熊野川ダムのかさ高くして補うなど、既存のダムの有効活用で治水が可能なことなどから休止を決めた。休止は今後、県公共事業評価委員会にはかる。県内では、八尾町の久婦須川ダムが11月に完成予定で、事業継続となっているのは入善町の舟川ダムだけだという。

2002. 9/7 朝日

## 熊野川ダム再開 方式選択で慎重協議



熊野川からの受水をめくって昨年、富山市単独事業による導水計画が持ち上がり、協議を断った。同市は超過取水解消と複数水源によるライフライン確保を理由にしたが、市民グループが「水需要は減少しており、無駄な投資」と反対。市議会でも議論が展開され、法定水利権取得で浄化した経路がある。

活用方式となった場合、これまで支払った負担金の清算問題が浮上する可能性もある。公共事業抑制の勢の中、同市は慎重にならざるを得ない。同市上下水道局は「まだ不透明な部分が多く、市だいで結論が出せる問題でもない。国や県、関係自治体と十分に協議したい」としている。

## 長野の「乱」から 長野の「革命」へ

伊藤 貞彦

### 田中知事再選！

劇的な知事選の結果が示された。田中知事再選の第一の意味は何であろうか。多くの既成政党、議会議員、市町村長、各経済団体等（以下旧県政派勢力とする）旧県政を支えてきた者たちの県政像に長野県民の民意が再度明確に「ノー」を宣言したということである。

では、ここで否定された旧県政とは何であったろうか。一言で言えば、国の公共事業に寄生した公共事業中心の県政運営である。それは、補助がつく限りの無駄な公共事業を継続することで、冬季五輪のツケを含め、県の借金を膨らませ続けるというものであった。

しかし、旧県政派勢力は、こうした体制を維持することで得られる利権（集票力も含む）を守るため、県政を私物化し、知事選も支配し続けてきたのである。

だが、それらは恐らく長野県のみを抱える問題ではなく、国政も又多くの県政も共通して抱える問題であろう。

であれば、今回の結果は、全国各地の行政改革を求める多くの運動に呼応して、力強いメッセージになり得ると信ずる。

### 田中県政の意義

ところで、田中知事の登場と再選の意義について、更に掘り下げて考えてみたい。

田中知事の出現は、県政の翼賛体制とマンネリ化への批判だという指摘もあるが、それだけでは問題の捉え方が浅いといわざるを得ない。重要なのは、旧県政派勢力が、実は県民の多数の民意を代表していなかったということが、見事に実証されたということである。

とはいえ、この勢力の中軸をなす議会議員や市町村長は、無投票で選出された者は論外としても、少なくとも公明選挙で選ばれた者たちのはずである。それらが、なぜ民意を代表し得ていないのであろうか。理由は3つある。

一つは、選挙民は議員が当選後に行う公約以外の政治行為にまで同意を与えていないのに、議員のほうは当選すると「勝てば官軍」で勝手なことをやりすぎ、時と共に民意から離反していくということである。次は、この国の選挙制度では供託金を含め選挙費用を考えると、企業主、高収入自由業者、高級官僚、タレント、政党推薦人等、一部の人たちにしか被選挙権は実

質的に与えられておらず、多くの選挙民は自ら立候補し得ぬゆえ、立候補者中より「より増しな」候補を見出して、自らの意をおさえ、それらに投票するほかないという構図による。

3つ目は、当選した候補者の得票数が、その選挙区の選挙民の過半数に及んでいるという場合は殆どなく、多くはただ立候補者中最多数の票を集めたにすぎないということである。にもかかわらず、当選者達は自らが民意の大多数を代表しているかに思い誤るのであって、そうした誤りは今回の下諏訪町長選でも見事に実証された。大多数の町民は前町長の誤解に反して、「ダム推進」の政策など支持していなかったのである。町長や町議会議員の多数派が、町民の民意を代表していると考えるのは、問題によっては単なる幻想にすぎないといえる。

こうして生じた、議会議員や首長らの意見と民意の食い違いを田中知事は「ねじれ」といった。

### 「ねじれ」の是正に向けて

田中知事は、自らの市民運動の体験より、よくこの「ねじれの構造」を理解していた。それゆえに、知事は議会とは別の、県民のまだ代弁されていない本音を県政につなぐべく、その方途をさぐってきたのであった。それがいわゆる「どこでも知事室」であり「車座集会」であり「ガラス張りの知事室」であった。これらに対して、旧県政派勢力は危機感を強め、自らの特権を守るべく対決姿勢を強めてきていた。

こうした過程からすれば、知事不信任はそのせめぎあいの結果の爆発であって、県政改革のための不可避の関門であったといえる。

今回の選挙は、その結果をもって、県政の「ねじれ」を正す運動がもはや後退を許さない強固な存在となったことを明確にした。旧県政派勢力の長老の一人は「市町村長の意見こそ民意だ」といい、対立候補の一人は「車座集会のようなものは、民主主義の補充物としての意味しかない」といった。この認識の低さ、旧さこそ、無党派としてこの国の真の改革をおし進めつつある改革勢力によって、真っ先に捨てられていくべきものにほかならない。闘いの第二ラウンドとして、わたしたちには旧県政派勢力の解体を持続的に進めていくことが求められている。



## 徳山ダム裁判（行政訴訟）の事実上の結審と「地元」自治体

### <事業認定取消訴訟（収用裁決取消訴訟を併合）事実上の結審>

事業認定取消訴訟提訴から3年半、10月9日の口頭弁論で最終準備書面の提出し、原告・弁護団から意見陳述をして事実上結審しました。173頁にのぼる分厚い最終準備書面は、ダムを巡る訴訟では最高水準を誇る徳山ダム弁護団のまさに血と汗の結晶です（徳山ダムHP = <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>でご覧下さい）。この裁判を支えて下さった全国の皆さまに御礼申し上げます。

この裁判を「原告適格なし・却下」という門前払いを心配せずに進めることができたのは、旧徳山村民のE氏が私たちに土地の権利を譲って下さったからです。E氏のご厚意に深く感謝いたします。

### <徳山ダム建設に法的裏付けなし>

徳山ダムの問題点は多岐にわたりますが、私たちはあえて争点を水需要問題に絞って裁判に取り組みました。裁判中にも工事が止まらない現在の仕組みの下で、少しでも早く裁判を進めたいと考えたからです。

徳山ダム事業は土地収用法3条34号の2（水資源開発公団が設置する水公団法18条1項1号の施設）に該当するとして事業認定を受けています。水公団はフルプラン（水資源開発基本計画）に基づいて水資源開発施設を作る特殊法人ですから、新規利水の目的を失えば事業は成立しません。

【フルプランと徳山ダム】 徳山ダムが最初にフルプラン（旧フルプラン）に登場した1973年までは高度成長期で、確かに水需要は右肩上がりに増えていました。ところがその73年に石油危機があり、都市用水の需要増は止まりました。旧フルプランの目標年次＝85年には予測と実績とが甚だしく乖離していることは一見して明らかでした。しかし改訂を7年も引き延ばしたあげく93年に出された現フルプラン（目標年次2000年）は現実を無視し、高率の右肩上がり需要増が続くとして「長良川河口堰も徳山ダムも作る」という結論を出しました（それでも徳山ダムを2000年までの計画に入れることはできませんでした）。バブル崩壊を経て、フルプランと実績との乖離は更に拡大しました。国の立場に立ったとしても、ウォータープラン21（99年）や総務省勧告（01年）に沿うようなフルプラン改訂が必要な筈ですが、いまだに新しいフルプランは出ていません。徳山ダムはフルプランに正式に位置づけられることなく建設が進められています。

【水公団予測の非科学性】 国交省は事業認定庁であると同時に水公団の監督官庁です。さらに事業認定申請にあたっては、国交省が「こういう申請を出しなさい」と水公団に指示していたことも明らかにされました（山崎房長証言）。「初めに強制収用ありき」の出来レースです。

そうして水公団に出させた新規利水に関する250頁余りの参考資料（公団予測）は、数字、数式、グラフなどを多用して一見綿密に作られたかに見えます。しかし中身を見る

と「過去10年を採るか、20年を採るか」「直近の数字を採るか、省くか」「どの平均値（全国、東海地区、各地域）を使うか」「変化する値か、一定の値か」などについて、ご都合主義で（予測が過大になるように）選択するという類のものです。原告弁護団は、意図的な「誤り」を指摘し、公団予測は非科学的・恣意的な過大予測であること、木曾川水系に新たな水源開発の必要性は全く存在しないこと、さらに事業認定時にそのことが明白であったことを、この裁判を通じて徹底的に明らかにしました。

### <裁判所は公正な判断を>

裁判所が、証人尋問などを通して明らかになった事実をまっすぐに見、素直に最終準備書面を読んで、公平に判断すれば、結論は自ずと決まるはずですが、しかしこれまで日本の司法は行政に対してあまりにも腰が引けていました。子々孫々に誤りのツケ（財政的・環境的）を残さないために、裁判所の公正で勇気ある判断に期待したいと思います。

### <地元自治体>

【「治水ダムがほしい」】 岐阜県梶原知事は9月議会で「徳山ダムの目的の第一は治水である」と言っています。国土交通省・水公団も「多目的なダム」と言いつつ治水を前面に出し、「徳山ダムがないから危険、徳山ダムさえあれば安心」という誤解が流布するようにし向けています。揖斐川流域25市町村は「揖斐川流域住民の生命と財産を守るため」の一本槍で建設促進を働きかけています。各議会も「治水のため」に促進決議をあげています。

あくまでも治水が目的だと言うのなら、国交省は起業者を変えて治水ダムとしての新たな事業計画を出し直すべきです。そのときには徳山ダムを中心に据えた揖斐川の治水計画は不合理かつ危険であることが一層明白になります。国交省の揖斐川治水計画の説明は煎じ詰めれば「徳山ダム建設は大前提だから、徳山ダムを中心とした計画は合理的だ」というに過ぎないのに、流域自治体・住民が「揖斐川の治水は徳山ダムがすべて」と思いこむようにし向けています。国交省自身「総論」としては脱ダムの方向にシフトしつつあります。早くダム建設の呪縛から解き放たれて、本当に住民本位の治水計画を作り上げていきたいものです。

### 【「水は要らない」「負担は知らない」】

工業用水に新規需要が生じないのは余りにも明白です。では水道水はどうか。国交省は地元が徳山ダムが要ると言う、と言います。岐阜県の水資源課に訊くと地元には需要があると言います。

私たちは徳山ダムのからの給水が予定されている14市町を一つ一つ訪ねました。共通しているのは「当分（予測できる範囲の将来まで）現在ある水源で間に合う」「県に新しい水源が欲しいと言ったことはない」という返事でした。そこで私たちは県水資源課に質問書を出し、地元の需要の根拠を訊きに行きました（9月25日）。答えは「H6年の岐阜県水資源長期需給計画（＝1990年を基準年とし、1998年に見直すことを前提に2010年までを予測したもの。水需要は20年間に60%増加するとしている）だ」。どうしてそ



### 徳山ダム行政訴訟

# 原告側利水のメリットない 国側多目的、広い観点で

## 岐阜地裁で 主張出そろい年内結審へ

水資源開発公団が藤橋村で建設中の徳山ダムに反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーらが、岐阜県国土交通(旧建設)相を相手取り、ダムの事業認定取り消しを求めた行政訴訟の口頭弁論が九日、岐阜地裁(林道春裁判長)であった。一九九九年三月の提訴以来、二十四回の弁論を重ねた訴訟は今回で双方の主張が出そろい年内には結審。来春以降に判決が言い渡される見通しだ。

中止の利点を論じた。一方、国側は「洪水調節や発電などの機能もある多目的ダム。利水だけでは論じられない」と主張。「ダムのすべての目的から事業認定は妥当で、違法性はない」と、広い観点から審理するよう求めた。同ダムは〇〇年五月に着工し、完成予定は〇七年度末。「仮の話はしたくないが、もし負けたら控訴する」(国土交通省総合政策局)、「どちら

が勝っても高裁に行く事件だ」(原告団)と、一審判決で決着が付く見込みは低い。原告団の一人は「ダムが完成すれば、判決にかかわらず運用は止められないが、まだ時間はある。高裁まで争っても、勝てば実効性のある判決になるかもしれない」と期待を寄せる。

原告側は、公団に九八年十二月に国が土地収用法に基づく事業認定をしたのは違法と訴えてきた。認定の基準は事業に公共性があるかどうか。徳山ダムの場合、岐阜県や愛知県などの水需要が伸びるとした公団の予測や発電などの目的をもとにしている」と指摘。例えば、同公団の予測では名古屋市の二〇一八年度の一人当たり一日の平均給水量は五百一リットル。九五年の同法に基づく強制収用が三百七十七リットルから毎年伸び続けると試算した。これに対し、原告側は、同市の平均給水量は約二十年間、四百リットル前後で推移しているという統計を示し、同公団の予測

ういう数字が出てくるのか、と根拠を訊くと全く返事がありません。1998年に見直すとされながらもまだに新しい計画が出ない理由についても答えはありません。水資源課の担当者たちは、とうとう2時間も宙をみつめたまま黙りこくっていました。ナマの統計を見れば岐阜県で新たに大量の新規水需要などあるはずがないことは明らかです。しかし知事の「徳山ダム断固推進」の姿勢のために、岐阜県水資源課は最近の統計に基づいた新しい計画を出せない—出さないのです。

そして新たな水源は必要ないと分かっている市町は県に対して「要らない」と言いません。「県から何もきいていないから何も言いようがない」「水を押しつけてきたらそのときに断る(A町)」「関係市町で話し合わなくてはならないが、うちみたいな小さな町からは言い出せない(N町)」「水源が余分にあることは良いことだ」。水源費及び導水施設についての負担をどう考えるかと尋ねると「何もきいていないから知らない」「国や県が悪いようにほしないうら( S町)」。こちらが数字をあげて追究すると黙ってしまいます。交付税措置などで何とかしてくれるなどという幻想はもう持てないのに、県や国に逆らったら大変だという意識からは抜けられない。もう一歩も前に進めない自治体の姿ばかりが目につきます。

### <早く徳山ダム建設中止を！>

水公団は10月8日、徳山ダム集水域でイヌワシ1羽、クマタカ5羽の幼鳥を確認したと発表した。徳山ダム建設予定地が、全国的に繁殖率が下がっているイヌワシ・クマタカにとってかけがえのない生息地であることが一層はっきりしました。もしダム湖ができてしまったら水辺とその周辺環境は壊滅してしまいます。今生息している個体の維持も危ぶまれます。

一滴の水の売れない水資源ダム・徳山ダムは、建設費全額(数千億円)を国と自治体からの税金投入で賄うこととなります。税金を投入して何の合理性も公共性もない事業を進めてはいけません。

財政破綻と生態系破壊を回避するために、一刻も早い徳山ダム建設中止を求めていきます。

徳山ダム建設中止を求める会・事務局 / 近藤ゆり子

10/9 中日

## 徳山ダム 調査のクマタカ 5つがいに幼鳥

### 猛きん類モニタリング

水資源開発公団は八日、岐阜県藤橋村の徳山ダム建設現場一帯で続けている猛きん類のモニタリング結果を公表した。昨年十一月から今年九月に調査したクマタカの調査対象九つがいのうち五つがいで幼鳥の巣立ちが確認された。

クマタカは過去三年間、調査対象の九つがいで巣立ち幼鳥の確認は毎年一羽だったが、今シーズンは大幅に増えた。一方、同様に調査しているイヌワシは、対象の二つがいのうち一つがいで幼鳥が確認された。前年はゼロだった。

工事が本格化する中で繁殖増加について、公団は「なぜ増えたのか分からない。エサ量の変動なども考えられ、この結果で工事の影響を受けていないという判断はできない」としている。一方、クマタカの巣で昨年見つかかり、前回の委員会では「イタチ科の「オコシヨ」の可能性が指摘された小動物は、その後の分析でリスと分かっていた。

# 新月ダム中止後の気仙沼市の治水対策

元新月ダム建設反対期成同盟 事務局長熊谷博之

平成14年(2002年)8月27日 (火曜日)

2000年6月大川治水対策検討委員会は、浅野宮城県知事に2年間の検討結果を具申した。[治水は50年確率で基本高水流量870m<sup>3</sup>/秒とし、経済性を考えダムではなく河道改修による対応が適当であり、その基本計画を2年以内に策定することを求めた。水道の治水計画についても、経済的に多目的ダムは不適当であり県、市が継続して安定取水量の確保について検討すべきである。貯水施設の可能性を検討した上でより適当な対策を選択すべきであるが、これまでの新月ダム予定地の地域情勢を考慮すれば、関係住民の十分な合意を得たものにすべきである]という内容である。

検討委員会に治水計画を明示する期限の今年6月、宮城県土木部は「大川の治水計画の検討状況について、基本高水流量の見直しや、それに伴う新月ダムを前提にしない河道計画の変更は、引き続き時間を要する状況にあり2年以内の計画策定と明示はその期間内にはできなくなった。早期に実現するよう努力している」という経過報告があった。基本高水流量の設定について国との調整が済んでいないためだが、年度内には策定する予定だという。「三陸水系流域委員会気仙沼(大川水系)地域委員会」が01年3月発足し、広く市民の意見を聞きながら03年3月を目処に大川の河川整備計画案について協議を続けているので近々発表されるであろう。

## 治水対策の進行状況

新月ダムの中止により暫定水利権11000m<sup>3</sup>/日が04年に消滅するため、気仙沼市は平成30年の36000m<sup>3</sup>/日の水需要予測を基に代替え水源を新たに求める計画を進めている。県の策定する大川の河川整備計画に合わせて、25000m<sup>3</sup>/日の安定取水のために館山堰の機能向上を図る対策工を要望する一方、慣行水利権の余裕水を季節的に転用する期別取水と、地下水利用によって確保していく対策の検討を進めている。

新月ダム建設反対期成同盟は昨年、大川を日本一の清流にすることをめざして発展的に解散したが、ダム建設に協力してきた新月ダム関係地権者会は、中止によって損害を受けたとして県、市に6億7000万円の補償要求をしていた。しかし昨年8月関係法令を踏まえ調査したが損害補償はできないと拒否された。その後も、ダム付け替え道路で建設された国道284号沿いの会員所有地の買い上げを求めてきたが、その見通しが立たないまま7月無念の思いだという言葉を残し解散した。これによって新月ダムに関する政治的な問題は全て消滅したといえるだろう。

しかし、30年にも及ぶ年月を費やしてきた地権者はじめ関係住民が受けてきた心労は癒されることがないまま忘れ去られて行く。それがいまの日本の土木行政であり、政治の原点は福祉であるべきことからすれば真に恥すべき事態である。

☎988-0842気仙沼市字久保207 TEL&FAX0226-55-2707

# 大川治水 年度内に計画策定 6号台風担当課長が現地視察



台風6号による被害にあった大川流域を視察する 岩見河川課長(左) —気仙沼市南郷地区

七月十日の台風6号による大雨で、気仙沼市内の二級河川・大川流域に家屋浸水被害などが出た問題で、役所で鈴木昇市長と懇談し

七月十日の台風6号による大雨で、気仙沼市内の二級河川・大川流域に家屋浸水被害などが出た問題で、役所で鈴木昇市長と懇談し、岩見河川課長は、懸案の大川治水計画について「時間はかかるが、年度内に策定したい」との姿勢を示した。岩見課長、県気仙沼土木事務所の堀安義所長ら県関係者七人は、大川と神山川が合流する南郷地区をはじめ、冠水被害を拡大させた茨抜川、さらに土砂が堆積した気仙沼大橋上流と館山浄水場下流部、水田が冠水した松川地区の五カ所を見学した。市から熊谷洋一議長、西城建設部長が台風6号により大川沿いの南郷地区で五十八棟の床上、床下浸水があった被害状況や、市内

全体の公共土木被害が約二億六千万円に達したことを説明した。懇談で岩見課長は、市から要望される大川治水計画に「触れ」五十年に一度の大川雨に対応する基準や河道改修という問題がある」と、時間を費やさなければならぬ状況を説明した。鈴木市長が「治水計画では、下流域の市民に影響のないよう配慮してほしい」と要望したが、岩見課長は「それは難しい。仮に水位を下げるため川を広げる場合には、(家屋移転など)何らかの影響は出る。住民の合意形成に市も協力してほしい」と理解を求めた。川の堆積(たいせき)土砂については「それほど危険性はないと判断している」と述べ、今後は確認調査を踏まえた上で、除去が必要な部分は新たに予算要求し対応するとした。岩見課長は、市が検討を進める災害発生時に備えたハザードマップ作成にも言及し「重要な施策であり、

県も支援していく」と述べた。

# 八ッ場ダムを考える会 活動報告

## 2002年度 活動方針 (案)

### 活動日誌

#### 2001年

- 11月17日 第3回総会  
20日 八ッ場ダムへの負担金支出の中止を求める要望書を群馬県、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県に「高崎の水を考える会」など県内外の15団体と84人の賛同を以て提出（群馬県、東京都、千葉県のみが回答）  
29～30日 福岡県星野村真名子ダム建設反対運動への協力、見学交流会（収入役、議会代表、職員労働組合、事務局・・・村役場企画振興課）  
12月18日 定例幹事会

#### 2002年

- 1月21日 定例幹事会（場所が変更）  
2月5日 群馬県に対し、八ッ場ダム建設予定地における自然環境保護について公開質問（イヌワシ等の猛禽類の保護対策、強酸性の水質の問題など）  
11日 「群馬の脱ダムを考える」集会に参加協力  
27日 群馬県より回答  
定例幹事会  
3月8～9日 千葉県自然保護連合会、八ッ場ダム予定地見学交流会  
24日 「八ッ場ダム問題を考えるin千葉」に参加協力  
「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」が設立される  
4月2日 定例幹事会  
23日 八ッ場ダム工事事務所に対し八ッ場ダム建設予定地における自然環境保護について申し入れ  
5月11～12日 千葉県自然保護連合・追原を歩く会、予定地見学交流会  
31日 定例幹事会  
6月1～2日 千曲・信濃川エコツアー 主催 ATT流域研究所  
テーマ「いかに公共事業を脱却するか」 当会と交流会  
21日 千葉県知事に対し、千葉県自然保護連合、追原を歩く会、群馬県自然保護団体連絡協議会とともに「八ッ場ダムへの負担金の支出中止を求める要望書」を提出  
22～23日 太田市で行われた「環境展」に参加し、写真展示、資料配布を行った。  
27～28日 関東弁護士会、予定地視察交流会  
7月30日 定例幹事会  
9月21日 「首都圏水循環ネットワーク・市民会議」に参加  
定例幹事会  
10月7日 〃  
毎月の「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」会議に参加

① 現在県内で計画されている倉淵ダム、増田川ダム、戸倉ダムなどに対する運動と情報交換をしながらつながりあい、「群馬脱ダムネットワーク」設立に向けてしなやかに活動していく

② 「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」の運動と連携を強め、八ッ場ダム本体 工事の中止を求めていく

③ 地元住民との情報交換に努め、地権者の権利が損なわれないよう協力していく

④ 自然環境の保全に努め、特に名勝「吾妻溪谷」の保全を図り、次の世代に引き継ぐことを求めていく

⑤ ニュース「やんばダム」やパンフレットなどの広報活動を通じてより多くの市民に理解と参加を求めていく（定例幹事会にも一般会員の参加を歓迎します）

# 長良川河口堰の廃棄に向けて

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議  
村瀬 惣一

## (プロローグ)

長良川河口堰は、73年3月事業計画告示、同年愛知県同意、78年9月（漁業者との間で補償協定が成立して）岐阜県同意、三重県も同県の工業用水の1/2、4m<sup>3</sup>/秒（但し岩屋ダムで2m<sup>3</sup>、河口堰で2m<sup>3</sup>）を愛知県が肩代わりする協定が、87年11月に成立して同意。

堰本体は、88年7月起工、94年3月、1500億円（別に建設省が行った浚渫で300億円）で完成。95年5月野坂建設相が「本格運用」を決定、7月6日ゲート閉鎖、但し実際に給水を開始したのは98年4月。債務の償還も98年4月から。工業用水の方は販売のメドが立っていない。

受水県の水利権（m<sup>3</sup>/秒）と債務（国の負担を除き、金利を加えた額。23年ローン）は、下記のとおり。

	愛知県	三重県	名古屋市	計
水道用水	2.86m <sup>3</sup> 222億円	2.84m <sup>3</sup> 220億円	2.00m <sup>3</sup> 155億円	7.70m <sup>3</sup> 597億円
工業用水	8.39m <sup>3</sup> 500億円	6.41m <sup>3</sup> 355億円		14.80m <sup>3</sup> 855億円
計	11.25m <sup>3</sup> 722億円	9.25m <sup>3</sup> 575億円	2.00m <sup>3</sup> 155億円	22.50m <sup>3</sup> 1452億円

受水県は、さらに水道用水の導水施設に下記の追加投資を行った（一部未着手）。

即ち、愛知県は知多の東海、知多、常滑、大府、半田の5市ほか、5町、人口50万人余。在来水源の木曾川用水の途中、筏川と河口堰の間を連結、事業費328億円。旧取水口は木曾川の犬山と馬飼であり実績は各10万m<sup>3</sup>/日だが、馬飼だけでも70万m<sup>3</sup>の余剰があるのだ。

三重県は中勢の津市、久居市ほか8町、人口30万弱。追加投資は754億円。在来水源は雲出川の8.1万m<sup>3</sup>と自己水源の6万m<sup>3</sup>。将来の増加見込みは8万m<sup>3</sup>と言うが、これには自己水源を見ていないからせいぜい2万m<sup>3</sup>。ならば工業用水に余剰4万m<sup>3</sup>の1/2を転用すればすむ。同県はまた北勢の桑名、四日市、鈴鹿、亀山の4市ほか6町への給水を計画。追加投資は374億円とされる。この方は2006年だがこれを4年～7年延期する。（北勢は北伊勢工業用水だけでも約40万m<sup>3</sup>の余剰があるはず。）

名古屋市は導水せず、債務だけ償還する。これが一番トク。

工業用水については後述する。

## サーモン・IN長良川DAY

I、シンポジウム「森と海をつなぐもの」（7月6日13:00～17:00）

会場 三重県桑名郡長島町中央公民館

1. 基調講演「公共事業が変わる」天野礼子
2. ドイツにおける再生事業と水に関する法律  
ウオルター・バインダー（ババリア州水資源管理局）
3. サーモンの教え  
トム・ライムヘン（カナダ、ビクトリア大学教授）
4. 森と海をつなぐもの  
室田 武（同志社大学教授）

II、野外イベント「河口堰を早く開けナイト」（7月6日19:00～23:00）

1. 野外シンポジウム「公共事業の止め方」
  - (1) 各地からの報告
  - (2) 公共事業の止め方 五十嵐 敬喜（法政大学教授）
  - (3) 現地からの提言 丹生川、長良川、諫早、川辺川、三番瀬、日本湿地ネットワーク
2. VD「森と海の絆」 C.W. ニコル
3. 森と川をつなぐコンサート 辰野 勇、かわさきゆたか、秋元しん
4. オーロラ、スライドショー 「カナダの自然と天の衣」

III、シンポジウム「公共事業の止め方」

河川敷 （7月7日9:00～11:00）

1. 河口堰運用の現場を評価する。 宮本雄一（岐阜大学教授）
2. 河口堰の水は使われたか。 大森 恵（長島町議）
3. W.W.F. リビング・ウォーター・キャンペーン報告  
粕谷 志郎（岐阜大学教授）
4. パネル・ディスカッション「長良川を救うために」
5. 海外ゲストのコメント

ウオルター・バインダー、トム・ライムヘン

IV、NGOランチ・ミーティング（河川敷テント、11:30～13:00）

「自然再生法」与党案とNGOからの提案

出席者 各団体代表

ゲスト 五十嵐教授、吉田正人、

トム・ライムヘン、ウオルター・バインダー

## 最高裁待ちの住民訴訟

水道用水（7.70m<sup>3</sup>/秒＝66.5万m<sup>3</sup>/日）の方は両県へ押しつけることで、98年4月から債務償還を開始したが、工業用水（14.80m<sup>3</sup>/秒＝127.9万m<sup>3</sup>/日）の販売みこみは全く立っていない。この両方の債務償還にあてるため、愛知県は年33億5000万円の、企業会計に対する貸付金を、三重県は20億8000万円の出資金を、各々の98年度一般会計に予算化した。事実上繰り入れである。これは地方財政法6条に違反する、として両県では繰り入れ阻止と知事に対する賠償を請求する住民訴

訟が行われている。

愛知県では'98年9月14日名古屋地裁へ提訴、'01年3月2日却下、3月15日名古屋高裁への控訴。高裁は'02年2月28日却下。3月13日最高裁へ上告した。却下の理由は既支出分はそのまま、その余については「水需要が増加するとの意見もある」からだとする。

三重県では'99年2月16日津地裁に訴状提出。'00年1月27日却下。'00年2月16日名古屋高裁へ上告した。7月13日原判決を取り消して津地裁へ差し戻し。被告は7月26日最高裁へ上告した。津地裁の原判決は「一般会計から企業会計へのカネの移動は、県のカネを減らしたものではない」との理由。高裁の判決理由は「企業会計へ移したカネは債務の償還にあてられている」というもの。

### 北勢への給水延期⇒拒否の動きも

愛知県は、知多の5市5町への水道用水の全量を木曾川から長良川に切り替えることで河口堰（本体と導水施設）にかかる債務の全額を回収できるが、特に夏場における水質の悪化で、市民の苦情が噴出している。

三重県は、当初は中勢の2市8町。県は（水質を考慮して1/6のブレンドにする方針の模様だが、これだと全投資額の1/10しか回収できないので、北勢へも'06年（H18年）から給水する計画。追加投資に374億円。この方は5年間延期することになった模様。以下最近の商業紙から拾って見る。

○ 受水時期先延ばし、三重10市町が検討（岐阜新聞01.6.5）

長良川河口堰を水源とする水道用水の供給を予定している三重県北部の水需要の低迷を理由に2006年から予定していた河口堰からの受水時期を、4年～7年程度延期する方向で検討していることが4日判った。（後略）

（注）4年から7年延期としているのは三重用水の償還が'12年に終わり、ハネ返りが少なくなるからだ。

○ 河口堰受水計画「資料公開を」（朝日新聞 '02.5.23）

鈴鹿市情報公開審査会は22日、同市水道局が非公開とした長良川河口堰の受水計画について「公開すべきだ」と水道事業管理者に答申した。（後略）

○ 長良川河口堰からの受水5年延期を決定（中日新聞 '02.8.24）

長良川河口堰からの水道用水を新たに受水する三重県四日市市など北勢10市町で作る北勢広域水道事業促進協議会長良川受水部会（事務局四日市市）は23日、2006年度からとしていた全市町での受水開始時期を5年延期し、'11年度からとすることを正式決定した。亀山市は態度を保留した。

北勢10市町は昨年4月から長島など5町で日最大6400m<sup>3</sup>の一部給水を受け、'06年度から残る5市町を含め47600m<sup>3</sup>の全面給水を受ける予定だった。（中略）1年延期すると年7000万円の利息がかさむとして5年が延期の限度と判断した。（後略）

○ 毎日新聞、朝日新聞なども同趣旨の記事

○ 亀山市が態度保留（中日新聞'02.8.24）

（前略）亀山市は、昨年5月、市の調査で十分な水量が確保できるとして、市長が「飲み水は自前の地下水で賄う」という方針を表明。長良川河口堰の水を受け入れるかどうかについて、市は今年1月、市民代表を入れた上、上水道問題懇談会を設置し協議を進めていた。（中略）この日の受水部会の結論に、同市長は「懇談会で協議中。今の段階で市として確認は同意できない」と説明。（後略）

### 結局は「破産処理」より手がない

無用のダム建設をどうして止めるか—或いは既に完成した、用途のないダムをどのようにして廃棄させるか—このこの鉄壁の要塞を我々NGOが撃破する手はあるのか。

堰にかかる債務のうち、工業用水分を償還する為に、一般会計から企業会計へ貸付けまたは出資（事実上の繰り入れ）差し止め住民訴訟に勝利すれば両県は償還不能に陥る。その場合、両県は河口堰の工業用水分については「事業再建」（破産）処理にせざるを得ない。即ち両県は、債務を一般会計に移し、その方で起債し（財投ではなく市中調達だから金利は半減するはず）償還する。その場合、債務の1/2は地方交付税で処理される（今年3月、総務省決定）。だが最高裁の判決如何にかかわらず、いずれは斯る決断が必要になるはずだ。

水道用水分の突破口は三重県の北勢だろう。すでに亀山市等では受水それ自体を拒否しようとの動きがある。他の3市にも拡大し、給水延期が無期限化⇒返上、となれば北勢への給水は崩壊するだろう。いずれ知多と名古屋市にも波及することを視野に入れて反撃を強めたいと考えている。堰を手放すのが早いほどトクなのだから。



# 辰巳ダム「貴重種」ミゾゴイ営巣確認

## 遊休水利権発覚

### 1. 「貴重種」ミゾゴイの営巣確認／道路工事止まらず

1997年8月、森の都愛鳥会会員により、辰巳ダムの付け替え道路建設現場近くで絶滅危ぐ種の渡り鳥・ミゾゴイが初めて発見。その後、森の都愛鳥会の独自調査や、県の専門家の協力を得て行った調査によって、2001年、2002年にも付け替え道路だけでなく辰巳ダム本体の建設予定地や水没予定地周辺でも生息が確認され、営巣・繁殖の可能性が高いことが分かってきた。

02年8月には、WWF ジャパンは「絶滅危惧種ミゾゴイの生息地の保護に関する要請」を石川県に提出するなど全国的にも注目されている。

ミゾゴイは、日本で3番目に個体数が少ない鳥で、石川県公共事業評価監視委員会(1999年)が辰巳ダム計画継続に同意する時につけた付帯意見のいう「貴重種」であるが、県はミゾゴイの生息確認後、工事を短期間中止したり、細部の設計を変更しているが、基本的には当初計画どおりに道路工事を続行している。委員会の付帯意見は事実上無視されている。

ミゾゴイは、アジア版レッドデータブック(バードライフ・インターナショナル)で、近い将来絶滅の危険が高い種として、絶滅危惧IB類に分類され、個体数は千羽未満と言われている。日本で繁殖する鳥では、ヤンバルクイナやシマフクロウと同じランクにあり、国際的にもミゾゴイの危機的状況が強く認識されている。

辰巳の会は、森の都愛鳥会などとともに、県に工事中止や環境保全、公共事業評価監視委員会の付帯意見を守るよう、強く要請している。

### 2. 上流に辰巳ダム一個分が空いている＝遊休水利権発覚

辰巳ダム上流に1967年に建設された既存の犀川ダム(石川県と金沢市の共同事業)で、金沢市が持っている工業用水(0.46t/秒)が今後も使われることのない遊休水利権であることがわかった。これは、評価監視委員会で辰巳ダムが評価されていた当時、過去の犀川ダム資料が一切提供されず、上流ダムとの整合性がまったく考慮されなかったが、昨年、犀川ダム関連の公文書が「解禁」され、ナギの会の資料請求と調査から明らかになった。

この工業用水開発は、金沢市港地区の工業団造成計画の一環だったが、工業団地計画は挫折し、市の計画からも放棄された。しかし水利権だけは維持され、金沢市は管

理費などを支払い続けている。こうした遊休水利権は、国の指針でも「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大である…」(逐条河川法 1966)として厳しく戒めているが、一向に改善されず、各地のダム問題で見られる「膨大な水余り」となっている。辰巳ダムの場合、上流ダムの水道水の水余りと合わせると、実に辰巳ダム一個分に相当する。

以上のような「環境」問題や「水利権」問題は、全国のダム問題に普遍的に含まれている。環境問題は新河川法で、配慮を義務づけているが、遊休水利権・水余り問題は、今年春、総務省が解決のための新制度をつくる方針が示されている。

(渡辺 寛)

王道をアヌメロロシを起る聖地にかんがひ愛か??

### 二風谷ダムに次ぐ平取ダムは問題だ

沙流川を守る会 アシリ・レラ

苫小牧東部開発計画は、一九七〇年に、第三期北海道開発計画において取り上げられる。一九七一年には「東部大規模地開発計画」が策定された。一九七六年八月には、港湾建設工事が、翌七七年には、北海道電力苫東厚真発電所建設工事が開始された。一九七四年に北海道企業局が発表した「苫東用水計画」とは、一体何だったんだろう。苫東基地の工業用水や核用水が今、必要性が無くなったにもかかわらず、沙流川支流の額平川上流の豊嶺地区に「平取ダム」を造るといふ。開発の為の開発、行政の為のダムと言われても過言ではない。

沙流川水系からの取水計画は破綻した現在、治水の目的も薄いし、大洪水時でも破壊度の少ない場所で、何故、見切り発車する必要があるのか。私には分からない。金がチラつく以外は、私には見えないダムだ！

この額平川も沙流川本流の上流、日高山脈を源に、千呂露・ニセウ・額平川等の支流（清流）を合流し太平洋に流れ出る全長一〇四km、流域面積一三四五平方kmの一級河川。アイヌ民族を含め、地元住民には、農業・酪農・庭石・建設・商店と、多大な恩恵をもたらしてきた。この沙流川は、二風谷ダムで汚して破壊してきたにもかかわらず、又もや上流にダムを造るといふ。

そして出来た二風谷ダムは、湖水まつりを村おこしの行事として取り上げ、町の祭りとして行っている。もうすでにメタンガス発生のおもむきで、ダムで川を殺し、死んだ川にも湖として売り込み、その人工湖の湖水祭は、恥ずかしくもなく毎年行われており、呆れる。

「アイヌ民族」とは何なのか？ ところで踊らされる「アイヌ民族」は、何も変だと考えられなくしているものはないのか……。やはり金が当たるのか？ と疑いたくもなる。沙流川の両ダムは、はたしてアイヌ民族にとって必要だと言ふのだろうか？

一九九〇年度の当会の調査から見ても、専業農家は少なくなりつつあり、平取町を支える七割強の農業基盤の崩壊は、死活問題にもなる。

全国的に川を殺す洪水目的のダムは、ムダであった事は立証されて、新聞紙上でもたたかれている現在、アイヌの聖地での発掘で新聞などマスコミも問題を重視することもなく、一時的な景気にぶらさががる道・行政の開発のあり方は、今一度反省する必要があるのではないだろうか。

二風谷のダムといい、ITERの凍結を見たときに、又もや上流にダムを造ると言ふのは……。本当に沙流川にすまなくて心が痛む。

沙流川総合開発計画の中には、

- (1) 事前に調査計画、設計計画、保障計画、費用配分計画等が、住民の請求によって公開されること。
- (2) ダムに関して、地元住民に直接・間接に影響する問題については、経済的問題だけでなく、心理的・環境的問題も含めて住民の意見をとりいれ、計画に反映させる。
- (3) ダムによる水没者・不利益者の個々の生活及び村落共同体としての生活水準が、建設前より向上するように。  
(註・だが地権者だけの問題として見切り発車した)
- (4) 建設されるダム使用目的の如何にかかわらず、治水と利水の競合や、治水上、地元と下流の競合が起った場合は、地元の防災を優先し、その為の管理・操作をする事などが述べられている。



- (1) A 住民の意見書への回答なし。当会にも勿論。役職の人達の賛成者への作文の立ち読み発表！
- (1) C 説明不足と利益かくし。
- (2) A 住民に影響を与える、濃霧の変化による作物への影響——今後長い目で見ての収穫への多大な影響。
- (2) B 現在、二風谷ダム湖による濃霧の発生状況、交通事故の発生の予測など、計画は無かった。
- (2) C 環境問題に大きな影響が……。このような汚れた湖面を見て心痛めている住民の事や、あるいは、そのダムに自殺者がすでに三名も出ている事等々、どう思っているのか？
- (3) A 地権者だけの問題としてとらえるには、余りにも乱暴すぎるのではなかったのか？
- (3) B 建設前より向上したのだろうか。洪水多発の度、水門を開けて下流域の水田・牧場を呑みこんでしまった。ダムの放流により、大洪水が多くなり、すべて破壊が大きくなった事！

## 相模川キャンピングインシジョンボジウム活動報告

### 相模大堰建設差止住民訴訟控訴審 (東京高裁)

1993年(平成5年)12月に提訴。2000年(平成12年)5月、第一審(横浜地裁)が第33回口頭弁論で結審し、2001年(平成13年)2月判決。「相模大堰は違法とまでは言えない。」ということで、建設費用の支出差止請求を棄却した。環境については環境基本法はプログラム規定で具体的な内容を規定していないので、施策の違法を問うことはできないとして、全く内容に踏み込まない判決だった。

私たちは直ちに控訴の方針を固め、現在に至っている。提訴から既に9年を経過した。

控訴審では被告側自身が第一審で取り下げた門前払いの主張を「最高裁の判例を踏まえて」と言いつつ再び蒸し返してきた。

その内容はすざましいばかりの住民敵視であるので紹介する。

①地方自治法の「自治体は最小費用で最大効果を挙げるようにしなければならない」に違反しているというが、これは「挙げなければならない」という義務規定ではなくて「挙げるようにする」という単なる指針であって違反しても違法ではない。

②地方財政法の「地方自治体の経費は、目的達成のため必要且つ最小の限度を超えて支出してはならない」に違反し

ているというが、「目的達成とは「相模大堰」建設を指し、「水源確保」という「目的達成」のための支出は住民訴訟の対象(損害賠償請求の対象)にならないから、控訴人の主張は失当である。又、賠償請求をするためには、現実に県の財産に損害が生じている必要がある。しかし相模大堰という財産は存在するし、稼働もしているから、財産に損害はなく、賠償を請求する対象がない。控訴人は架空の損害を請求しているだけだ。

このような神奈川県、被告側の論理を認めたら、住民訴訟は不可能である。

控訴審は第6回で裁判長が替わった。前の裁判長は双方の主張、論点を整理するという方針で、私たちは水需要予測、環境法制、現地生態系の証人申請を出す予定だった。

新しい裁判長は控訴審第7回で、かなり長い時間をかけて書類の山をひじくり返してから、「最終的な準備書面を出す段階になってから人証調べをしてくれと申し出るの、いかがなものですかね? 前回最終的な準備書面を出すように言いましたが。この訴訟は何年も続いていたのでしょうか? 平成5年からですから、主張も出し尽くしたというので、前回最終準備書面を出すようにいったはずですよ。」

裁判長が交代するやいなや、申し送りもなしにいきなり結審をほのめかすとは予想もしていなかった。

法廷に緊張した空気が走る。小野弁護士が即座に「前々回までに、これら論点整理しながら主張を出し合って、人証に入るようになっていました。まず、主張の整理をしてからと考えています。」と反論する。裁判長「訴訟を提訴する時に見通しを立てて、主張、立証してゆくものでしょう。常識的に考えても、見通しもなしに次から次に証拠の申し出をされたのでは、審議経過も予定もできません。人証の申し出は保留にしておきますが、最終準備書面を考えておいてください。」と次回の期日が11月7日午前11時開廷と決まる。こちらの証人は採用されず、次回口頭弁論で、結審の可能性が高まってきた。控訴審はいきなり山場さしかかった。

### 相模川河川整備計画の市民対応

相模川では河川整備計画はまだ策定されていないが、河床調査、動植物調査など策定のための基礎調査は平成15年度までに完了する予定である。また、多摩川の河川整備計画が平成13年に策定された際、行政と市民の共同作業として行われた「河川巡視」も相模川でも始められた経緯もあり、いつでも本格的な河川整備計画の策定作業が開始されてもおかしくない状況だ。多摩川では約2年間で策定作業は終了している。その間ワークショップが開かれ、市民の声が計画に反映しているかのようなのであるが、原案は行政とコンサルが策定して、大規模な河川工事

(スーパー堤防の建設)はしっかり計画に盛り込まれた。大規模な河川工事の根拠である基本高水流、計画高水流量など基本方針の部分は全く話し合われていない。

相模川ではダムなど大規模工事計画に歯止めをかけるため、5月に「相模川の未来」という市民組織を立ち上げて河川調査や、水源連の遠藤さんを講師に招いて学習会など河川整備計画策定に対応する準備を始めた。

神奈川県で小田原の早川など4つの2級河川について、河川整備計画を策定している。その手法はワークショップを3~4回開催して市民の要望をまとめ、計画の反映させたとしているが、実態は予めコンサル作成した計画案に都合の良い提案だけつまみ食いに計画に盛っているだけだ。整備計画に対するワークショップの明確な位置づけや規定もなく、整備計画市民側の承認をあたえる実に行政に都合の良い存在になっている。

相模川は1級河川で京浜工事事務所が主管しているが、河口6Kmより上流は神奈川県が管理を委託されているので、相模川河川整備計画でも2級河川の整備計画策定の手法が同様に行われる可能性が高いと思われる。

これに対抗するには自立した市民組織が基本高水流量の設定など専門的な課題も検討しなければならないと思う。